

資料編

〔資料編目次〕

〔防災関係組織等〕	1
○防災関係機関連絡先一覧	1
○医療機関一覧	7
○自主防災組織一覧	8
〔条 例 等〕	10
○志摩市防災会議条例	10
○志摩市防災会議委員一覧	12
○志摩市災害対策本部条例	13
○志摩市災害対策本部所掌事務	14
○三重県災害救助法施行細則	19
○三重県市町村災害時応援協定書	26
○三重県水道災害広域応援協定書	31
○三重県災害等廃棄物処理応援協定書	40
○三重県内消防相互応援協定	49
○消防防災業務相互応援協定書	53
○災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書	55
○大規模災害時における駐車場の一部使用に関する協定書	57
○災害時の緊急放送に関する協定書	59
○災害時における物資供給に関する協定書	61
○アマチュア無線による災害時の情報伝達に関する協定書	63
○防災に関する基本協定	65
○防災に関する基本協定	66
○災害時における動物救護活動に関する協定書	70
○地震・風水害・その他の災害応急工事に関する協定	73
○災害時協力協定	76
〔消防・水防〕	77
○志摩市消防団組織	77
○志摩広域消防組合保有資器材一覧	78
○化学消火薬剤保有現況	83
○防火水槽設置状況＋消火栓設置状況	84
○危険物施設状況	85
○重要水防区域一覧	86
○重要水防箇所評定基準	97

○水門、えん堤等一覧.....	100
○避難のための立退き先一覧.....	129
○雨量観測所一覧.....	131
○水位観測所一覧.....	133
○水防活動実施報告書.....	134
〔避難・備蓄〕	136
○指定避難所一覧.....	136
○応急給水用資機材.....	142
○志摩市防災行政無線局一覧.....	143
○災害時優先電話設置状況.....	152
○ヘリコプター臨時離発着場一覧表.....	155
○緊急通行車両の標識及び確認証明書.....	158
○山腹崩壊危険地区一覧.....	159
○砂防指定地内の溪流.....	160
○土石流危険溪流一覧.....	161
○急傾斜地崩壊危険箇所一覧.....	163
○老朽ため池一覧.....	179
○道路注意箇所一覧.....	180
○被害報告様式.....	181
○被害報告内容基準.....	185
○自衛隊災害派遣及び撤収要請様式.....	187
○職員派遣あっせん要請書及び職員派遣要請書.....	191
○指定文化財一覧.....	192

〔防災関係組織等〕

○防災関係機関連絡先一覧

1 市

名 称	所 在 地	電話番号	F A X 番号
志摩市役所	志摩市阿児町鶴方3098-22	0599-44-0001	0599-44-5252
浜島支所	志摩市浜島町浜島1787-101	0599-53-1111	0599-53-2574
大王支所	志摩市大王町波切3234-2	0599-72-0255	0599-72-4317
志摩支所	志摩市志摩町和具535	0599-85-1111	0599-85-2563
磯部支所	志摩市磯部町迫間878-9	0599-55-0026	0599-55-2954

2 県

名 称	所 在 地	電話番号	F A X 番号
三重県防災危機管理部 防災対策室	津市広明町13	NTT : 059-224-2189 地上系 : 8-* -8-2189 衛星系 : 7-101-2189	NTT : 059-224-2199 地上系 : 8-099-**-625 衛星系 : 0-p-7-p-126-613
伊勢県民センター	伊勢市勢田町622	NTT : 0596-27-5115 地上系 : 8-* -26-8-5115 衛星系 : 7-126-8-5115	NTT : 0596-27-5251 地上系 : 8-099-**-26-8-613 衛星系 : 0-p-7-p-126-8-613

3 指定地方行政機関

名 称	所 在 地	電話番号	F A X 番号
津地方気象台 防災業務課	津市島崎町327-2	NTT : 059-228-6818 地上系 : 8-843-**-11 衛星系 : 7-843-11	NTT : 059-246-8484 地上系 : 8-843 衛星系 : 0-p-7-p-843-19
東海農政局 三重農政事務所	津市広明町415-1	NTT : 059-228-3151 衛星系 : 7-845-12	NTT : 059-225-9694 衛星系0-p-7-p-845-19
中部地方整備局 三重河川国道事務所総 務課	津市広明町297	059—229—2211	059—229—2231

名 称	所 在 地	電話番号	F A X 番号
東海総合通信局 総務部総務課	名古屋市東区白壁1-15-1	052-971-9210	052-955-3294

4 消防

名 称	所 在 地	電話番号	F A X 番号
志摩広域消防組合消防 本部 志摩消防署	志摩市阿児町鶴方3080	0599-43-1418	0599-43-0499
磯部分署	志摩市磯部町迫間21	0599-55-0006	0599-55-3055
大王分署	志摩市大王町波切1733	0599-72-1011	0599-72-4222
志摩分署	志摩市志摩町布施田1674-3	0599-85-1100	0599-85-1499
浜島分署	志摩市浜島町浜島1118-9	0599-53-0400	0599-53-2044

5 警察

名 称	所 在 地	電話番号	F A X 番号
三重県警察本部 警備部警備第二課	津市栄町1-100	NTT : 059-224-0110(内線 5792) 地上系 : 8-147-**-11 衛星系 : 7-147-11	NTT : 059-224-2111(内線 5769) 地上系 : 8-147 衛星系 : 0-p-7-p-147-19
鳥羽警察署	鳥羽市船津町273	NTT : 0599-25-0110 地上系 : 8-834-**-11	地上系 : 8-834
大王幹部交番	志摩市大王町波切3300	0599-72-0044	
阿児町交番	志摩市阿児町鶴方3098-13	0599-43-0037	
磯部町交番	志摩市磯部町迫間32-5	0599-55-0170	
浜島警察官駐在所	志摩市浜島町浜島1480-1	0599-53-0110	
安乗警察官駐在所	志摩市阿児町安乗118	0599-47-3300	
国府警察官駐在所	志摩市阿児町国府4236	0599-47-3551	
甲賀警察官駐在所	志摩市阿児町甲賀2393-1	0599-45-2311	
片田警察官駐在所	志摩市志摩町片田2461	0599-85-2029	

名 称	所 在 地	電話番号	F A X 番号
和具第一警察官駐在所	志摩市志摩町和具1896-36	0599-85-0231	
和具第二警察官駐在所	志摩市志摩町和具749-6	0599-85-0082	
越賀警察官駐在所	志摩市志摩町越賀1727-1	0599-85-0418	

6 自衛隊

名 称	所 在 地	電話番号	F A X 番号
陸上自衛隊第33普通科連隊第3科	津市久居新町975	N T T : 059-255-3133 (内線) 235~238 地上系 : 8-841-**-11 衛星系 : 7-841-11	N T T : 同左 (切替) 地上系 : 8-841 衛星系 : 0-p-7-p-841-19
陸上自衛隊航空学校	小俣町明野5593-11	N T T : 0596-37-0111 地上系 : 8-842-**-11 衛星系 : 7-842-11	N T T : 同左 (切替) 地上系 : 8-842 衛星系 : 0-p-7-p-842-19

7 指定公共機関

名 称	所 在 地	電話番号	F A X 番号
西日本電信電話株式会社 三重支店	津市桜橋2-149	NTT : 059-223-9330 衛星系 : 7-873-11 7-873-12	NTT : 059-227-6140 衛星系 : 0-p-7-p-873-19
中部電力株式会社 三重支店	津市丸之内2-21	(昼間) 059-226-5567 (夜間・休日) 059-228-3339 衛星系 : 7-873-11	(昼間) 059-246-6712 (夜間・休日) 059-224-9838 衛星系 : 7-873-19
中部電力株式会社 伊勢営業所	伊勢市岩渕1-9-24	(昼間) 0596-23-8580 (夜間・休日) 0120-985-330	(昼間) 0596-24-1479 (夜間・休日) 0596-22-3274

8 指定地方公共機関

名 称	所 在 地	電話番号	F A X 番号
社団法人三重県医師会	津市桜橋2-191-4	059-228-3822	059-225-7801
三重交通株式会社 志摩営業所	志摩市磯部町迫間247	0599-55-0215	

名 称	所 在 地	電話番号	F A X 番号
三交伊勢志摩交通株式会社	伊勢市神田久志本町1500	0596-23-5134	
近畿日本鉄道株式会社 志摩磯部駅	志摩市磯部町迫間1819	0599-55-0029	
鵜方駅	志摩市阿児町鵜方1670-2	0599-43-0020	
賢島駅	志摩市阿児町神明747-17	0599-43-1004	
三重県エルピーガス協会	津市柳山津興369-2	059-227-6238	059-229-4648

9 その他の公共的団体

名 称	所 在 地	電話番号	F A X 番号
社団法人志摩医師会	志摩市阿児町鵜方2548-2	0599-44-0176	0599-44-0178
社団法人三重県歯科医師会志摩支部	志摩市浜島町浜島3271-2	0599-53-2121	0599-53-2127
一般社団法人鳥羽志摩薬剤師会	志摩市志摩町和具1962-7	0599-85-0088	0599-85-3888
鳥羽志勢広域連合	志摩市磯部町迫間22	0599-56-1030	0599-56-1023
志摩市商工会	志摩市阿児町鵜方3440-1	0599-44-0700	0599-43-5146
社団法人志摩市社会福祉協議会	志摩市阿児町神明1537-1	0599-44-3330	0599-44-3331

10 市町

名 称	所 在 地	電話番号	F A X 番号
津市	津市西丸之内23-1	NTT：059-229-3104 地上系：8-201-**-11 衛星系：7-201-11	NTT：059-223-6247 地上系：8-201 衛星系：0-p-7-p-201-19
四日市市	四日市市諏訪町1-5	NTT：059-354-8119 地上系：8-202-**-11 衛星系：7-202-11	NTT：059-359-0286 地上系：8-202 衛星系：0-p-7-p-202-19
伊勢市	伊勢市岩淵1-7-29	NTT：0596-21-5523（時間外23-1111） 地上系：8-203-**-11 衛星系：7-203-11	NTT：0596-21-5523 地上系：8-203 衛星系：0-p-7-p-203-19
松阪市	松阪市殿町1340-1	NTT：0598-53-4313 地上系：8-204-**-11 衛星系：7-204-11	NTT：0598-26-9115 地上系：8-204 衛星系：0-p-7-p-204-19
桑名市	桑名市中央町2-37	NTT：0594-24-1185 地上系：8-205-**-11 衛星系：7-205-11	NTT：0594-24-1350 地上系：8-205 衛星系：0-p-7-p-205-19

名 称	所 在 地	電話番号	F A X 番号
伊賀市	伊賀市上野丸之内116	NTT : 0595-22-9640 地上系 : 8-206-**-11 衛星系 : 7-206-11	NTT : 0595-24-0444 地上系 : 8-206 衛星系 : 0-p-7-p-206-19
鈴鹿市	鈴鹿市神戸1-18-18	NTT : 059-382-9968 地上系 : 8-207-**-11 衛星系 : 7-207-11	NTT : 059-382-7603 地上系 : 8-207 衛星系 : 0-p-7-p-207-19
名張市	名張市鴻之台1-1	NTT : 0595-63-7271 (時間外2110) 地上系 : 8-208-**-11 衛星系 : 7-208-11	NTT : 0595-64-0089 地上系 : 8-208 衛星系 : 0-p-7-p-208-19
尾鷲市	尾鷲市中央町10-43	NTT : 0597-23-8118 地上系 : 8-209-**-11 衛星系 : 7-209-11	NTT : 0597-22-9343 地上系 : 8-209 衛星系 : 0-p-7-p-209-19
亀山市	亀山市本丸町577	NTT : 0595-82-1111 地上系 : 8-210-**-11 衛星系 : 7-210-11	NTT : 0595-82-9955 地上系 : 8-210 衛星系 : 0-p-7-p-210-19
鳥羽市	鳥羽市鳥羽3-1-1	NTT : 0599-25-1111 地上系 : 8-211-**-11 衛星系 : 7-211-11	NTT : 0599-25-3111 地上系 : 8-211 衛星系 : 0-p-7-p-211-19
熊野市	熊野市井戸町796	NTT : 0597-89-4111 地上系 : 8-212-**-11 衛星系 : 7-212-11	NTT : 0597-89-5501 地上系 : 8-212 衛星系 : 0-p-7-p-212-19
いなべ市	いなべ市員弁町笠田新田11 1	NTT : 0594-74-5801 地上系 : 8-322-**-11 衛星系 : 7-322-11	NTT : 0594-74-5800 地上系 : 8-322 衛星系 : 0-p-7-p-322-19
木曾岬町	木曾岬町西対海地251	NTT : 0567-68-8111 地上系 : 8-303-**-11 衛星系 : 7-303-11	NTT : 0567-68-3792 地上系 : 8-303 衛星系 : 0-p-7-p-303-19
東員町	東員町山田1600	NTT : 0594-86-2824 地上系 : 8-324-**-11 衛星系 : 7-324-11	NTT : 0594-86-2850 地上系 : 8-324 衛星系 : 0-p-7-p-324-19
菰野町	菰野市潤田1250	NTT : 059-391-1100 地上系 : 8-341-**-11 衛星系 : 7-341-11	NTT : 059-394-3199 地上系 : 8-341 衛星系 : 0-p-7-p-341-19
朝日町	朝日町小向893	NTT : 059-377-5651 地上系 : 8-343-**-11 衛星系 : 7-343-11	NTT : 059-377-2790 地上系 : 8-343 衛星系 : 0-p-7-p-343-19
川越町	川越町豊田一色280	NTT : 059-366-7113 地上系 : 8-344-**-11 衛星系 : 7-344-11	NTT : 059-364-2568 地上系 : 8-344 衛星系 : 0-p-7-p-344-19

名 称	所 在 地	電話番号	F A X 番号
多気町	多気町相可1600	NTT : 0598-38-1111 地上系 : 8-441-**-11 衛星系 : 7-441-18	NTT : 0598-38-1140 地上系 : 8-441 衛星系 : 0-p-7-p-441-19
明和町	明和町馬之上945	NTT : 0596-52-7110 地上系 : 8-442-**-11 衛星系 : 7-442-11	NTT : 0596-52-7137 地上系 : 8-442 衛星系 : 0-p-7-p-442-19
大台町	大台町佐原750	NTT : 05988-2-3781 地上系 : 8-443-**-11 衛星系 : 7-443-11	NTT : 05988-2-1618 地上系 : 8-443 衛星系 : 0-p-7-p-443-19
玉城町	玉城町田丸114-2	NTT : 0596-58-8200 地上系 : 8-461-**-11 衛星系無 : 7-461-11	NTT : 0596-58-4494 地上系 : 8-461 衛星系 : 0-p-7-p-461-19
度会町	度会町棚橋1215-1	NTT : 0596-62-1111 地上系 : 8-470-**-11 衛星系 : 7-470-11	NTT : 0596-62-1647 地上系 : 8-470 衛星系 : 0-p-7-p-470-19
大紀町	大紀町錦736-7	NTT : 0598-73-3318 地上系 : 8-467-**-11 衛星系 : 7-467-11	NTT : 0598-73-2738 地上系 : 8-467 衛星系 : 0-p-7-p-467-19
南伊勢町	南伊勢町五ヶ所浦3057	NTT : 0599-66-1111 地上系 : 8-464-**-11 衛星系 : 7-464-11	NTT : 0599-66-1904 地上系 : 8-464 衛星系 : 0-p-7-p-464-19
紀北町	紀北町海山区相賀495-8	NTT : 0597-32-3904 地上系 : 8-542-**-11 衛星系 : 7-542-11	NTT : 0597-32-2331 地上系 : 8-542 衛星系 : 0-p-7-p-542-19
御浜町	御浜町阿田和6120-1	NTT : 05979-3-0505 地上系 : 8-561-**-1 衛星系 : 7-561-11	NTT : 05979-2-3502 地上系 : 8-561 衛星系 : 0-p-7-p-561-19
紀宝町	紀宝鶴殿324	NTT : 0735-33-0333 地上系 : 8-564-**-11 衛星系 : 7-564-11	NTT : 0735-32-1244 地上系 : 8-564 衛星系 : 0-p-7-p-564-19

○医療機関一覧

1 基幹災害医療センター

名 称	所 在 地	電 話 番 号
三重県立総合医療センター	四日市市大字日永5450-132	059-345-2321

2 地域災害医療センター

施 設 名	所 在 地	電 話 番 号
三重県立志摩病院	志摩市阿児町鶴方1257	0599-43-0501

3 救急告示医療機関

施 設 名	所 在 地	電話番号	診 療 科 目
三重県立志摩病院	志摩市阿児町鶴方1257	0599-43-0501	内、外、整、小、皮、泌、精、放、産婦、眼、耳鼻咽、循、脳、神
志摩地域医療福祉センター 志摩市立 前島診療所	志摩市志摩町和具1066	0599-84-1001	内、外、泌、皮、リハ、整
国民健康保険 志摩市民病院	志摩市大王町波切1941-1	0599-72-5555	内、外、整、消、胃、循、リハ

○自主防災組織一覽

平成22年11月30日現在

町名	行政区	男	女	計	世帯数	結成世帯数
浜島町	浜島	1,816	2,006	3,822	1,484	1,484
	南張	152	176	328	136	136
	桧山路	92	91	183	69	69
	塩屋	72	94	166	66	66
	迫子	324	353	677	275	275
	計	2,456	2,720	5,176	2,030	2,030
大王町	波切	2,288	2,695	4,983	2,078	2,078
	船越	840	1,024	1,864	827	827
	名田	124	155	279	120	120
	畔名	220	269	489	205	205
	計	3,472	4,143	7,615	3,230	3,230
志摩町	片田	1,216	1,331	2,547	1,075	1,075
	布施田	1,055	1,262	2,317	857	857
	和具	2,507	2,897	5,404	2,022	2,022
	間崎	68	62	130	72	72
	越賀	861	986	1,847	725	725
	御座	289	339	628	264	264
	計	5,996	6,877	12,873	5,015	5,015
阿児町	鶯方	4,376	4,826	9,202	3,658	3,658
	神明	2,183	2,390	4,573	1,892	1,892
	立神	736	818	1,554	550	550
	志島	421	474	895	322	322
	甲賀	1,412	1,568	2,980	1,123	1,123
	国府	898	986	1,884	792	792
	安乗	957	1,047	2,004	728	728
	計	10,983	12,109	23,092	9,065	9,065
磯部町	五知	81	93	174	63	63
	沓掛	79	77	156	60	60
	山田	276	307	583	232	232

町名	行政区	男	女	計	世帯数	結成世帯数
	上之郷	205	230	435	159	159
	下之郷	328	367	695	245	245
	飯浜	110	116	226	80	80
	恵利原	316	383	699	256	256
	川辺	263	299	562	229	229
	迫間第一	282	310	592	230	230
	迫間	292	291	583	262	262
	築地	276	284	560	202	202
	山原	116	109	225	84	84
	夏草	103	100	203	68	68
	栗木広	85	101	186	57	57
	桧山	48	52	100	29	29
	穴川	575	634	1,209	466	466
	坂崎	172	217	389	179	179
	三ヶ所	163	179	342	137	137
	渡鹿野	119	158	277	144	144
	的矢	229	240	469	214	214
	計	4,118	4,547	8,665	3,396	3,396
	合計	27,025	30,396	57,421	22,736	22,736

〔 条 例 等 〕

○志摩市防災会議条例

平成16年10月 1 日

条例第17号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第 6 項の規定に基づき、志摩市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 志摩市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務
(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 三重県の知事部局の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 三重県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 志摩広域消防組合の消防長又は当該組合の消防吏員のうちから市長が任命する者
 - (7) 消防団長
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (9) その他市長が特に必要と認め任命する者
- 6 前項第 8 号及び第 9 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、三重県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、

関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(幹事)

第5条 防災会議に、事務処理及び運営に関し必要な事項を処理させるため、幹事を置くことができる。

2 幹事は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

○志摩市防災会議委員一覧

所 属 ・ 機 関 名	役 職 名
鳥羽海上保安部	鳥羽海上保安部長
伊勢県民センター	伊勢県民センター所長
志摩建設事務所	志摩建設事務所長
鳥羽警察署	鳥羽警察署長
市	副市長
市	総務部長
市	健康福祉部長
市	産業振興部長
市	建設部長
市	上下水道部長
市	病院事業部長
市	教育長
志摩広域消防組合	志摩広域消防組合 消防長
消防団	消防団長
中部電力株式会社	中部電力株式会社 伊勢営業所 鵜方サービスステーション 所長
西日本電信電話株式会社	西日本電信電話株式会社 三重支店 設備部長
近畿日本鉄道株式会社	近畿日本鉄道株式会社 鳥羽駅長
三重交通株式会社	三重交通株式会社 志摩営業所 所長
陸上自衛隊	第33普通科連隊重迫撃砲中隊長
ボランティアグループ	特定非営利活動法人みえ防災市民会議議員

○志摩市災害対策本部条例

平成16年10月1日
条例第18号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定に基づき、志摩市災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

○志摩市災害対策本部所掌事務

部	班	所掌事務
総務対策部	地域防災班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部の設置及び廃止に関すること。 2 本部員会議の庶務に関すること。 3 本部長の指示等の伝達に関すること。 4 部の災害対策活動の総括に関すること。 5 部内の連絡調整及び庶務に関すること。 6 各部との連絡調整に関すること。 7 県、防災関係機関との連絡調整に関すること。 8 気象予警報、情報等の受理・伝達に関すること。 9 避難の勧告・指示に関すること。 10 防災行政無線（親局）、庁舎内通信施設の確保に関すること。 11 防災通信ネットワークの通信確保に関すること。 12 災害時の相互応援協定に関すること。 13 被害状況等の取りまとめに関すること。 14 県、他市町、自衛隊等への応援要請に関すること。 15 県等への被害報告に関すること。 16 消防団、自主防災組織との連絡調整に関すること。 17 志摩広域消防組合との連絡調整に関すること。
	市長公室班	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部長及び副本部長の秘書に関すること。 2 本部長及び副本部長の被災地の視察に関すること。 3 市民への広報活動に関すること。 4 報道関係との連絡及び記者会見等に関すること。 5 臨時広報紙、チラシ等の作成、配付に関すること。 6 C A T Vによる広報に関すること。 7 ホームページ等による情報提供に関すること。 8 その他本部長の特命に関すること。
	総務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 自治会との連絡調整に関すること。 2 義えん物資の受付、配分に関すること。 3 災害対策活動従事者の食料等の確保に関すること。 4 被災職員の福利厚生に関すること。 5 職員等の安否確認に関すること。
	財政班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策に必要な予算編成に関すること。 2 本部活動費の経理に関すること。 3 本庁舎及び市有財産の被害調査、応急対策に関すること。 4 庁有車両の管理、配車及び緊急調達に関すること。 5 庁有車両等にかかる燃料の確保に関すること。 6 義えん物資の各地区への輸送に関すること。
	検査契約班	<ol style="list-style-type: none"> 1 他部の事務の協力に関すること。

部	班	所掌事務
支所対策部		<ol style="list-style-type: none"> 1 部の災害対策活動の総括に関する事。 2 部内の連絡調整及び庶務に関する事。 3 管内の被害調査に関する事。 4 情報整理・報告等に関する事。 5 被災者の苦情、陳情、相談、問い合わせ等の受付に関する事。 6 物資の供給に関する事。 7 所管施設の管理に関する事。 8 避難誘導に関する事。 9 自治会との連絡調整に関する事。
企画対策部	企画政策班	<ol style="list-style-type: none"> 1 部の災害対策活動の総括に関する事。 2 部内の連絡調整及び庶務に関する事。 3 被災者の苦情、陳情、相談、問い合わせ等の受付に関する事。 4 伊勢志摩地区連絡協議会との連絡調整に関する事。 5 NPO、関係団体への協力要請に関する事。 6 住民への災害相談に関する事。 7 外国人の救援、救護の総合調整に関する事。
	情報政策班	<ol style="list-style-type: none"> 1 電算システム及びネットワーク機器の点検、安全確保対策に関する事。
市民対策部	市民班	<ol style="list-style-type: none"> 1 部の災害対策活動の総括に関する事。 2 部内の連絡調整及び庶務に関する事。 3 届出による行方不明者名簿の作成に関する事。 4 埋火葬許可証の発行に関する事。
	課税班	<ol style="list-style-type: none"> 1 家屋等の被害調査に関する事。 2 市税等の減免措置に関する事。 3 被災住民への税関係の相談に関する事。 4 り災証明（家屋）に関する事。
	収税班	<ol style="list-style-type: none"> 1 家屋等の被害調査に関する事。 2 被災住民への税関係の相談に関する事。 3 部内他班の事務に協力する事。
	保険班	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内他班の事務に協力する事。
生活環境対策部	人権啓発推進班	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の被害状況等の収集、応急対策に関する事。 2 部内他班の事務に協力する事。
	環境班	<ol style="list-style-type: none"> 1 し尿の収集、運搬、処理に関する事。 2 被災地の環境保全に関する事。 3 鳥羽志勢広域連合（し尿処理）との連絡調整に関する事。
	美化衛生班	<ol style="list-style-type: none"> 1 部の災害対策活動の総括に関する事。 2 部内の連絡調整及び庶務に関する事。 3 ごみの収集、運搬、処理に関する事。 4 鳥羽志勢広域連合（ごみ処理）との連絡調整に関する事。 5 墓地、火葬場に関する事。 6 一般廃棄物に関する事。 7 害虫等の駆除・防疫に関する事。 8 清掃センターの被害状況の収集、応急対策に関する事。

部	班	所掌事務
健康福祉対策部	介護保険班	<ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者等災害時要援護者の安全対策に関する事。 2 部内他班の事務に協力すること。 3 介護サービス事業者との連絡調整に関する事。
	健康推進班	<ol style="list-style-type: none"> 1 感染症の予防及び健康管理に関する事。 2 所管施設の被害調査及び応急対策に関する事。 3 被災者への臨時健康相談、健康診断に関する事。 4 被災住民に対する健康支援及びこころのケア対策に関する事。
	地域福祉班	<ol style="list-style-type: none"> 1 部の災害対策活動の総括に関する事。 2 部内の連絡調整及び庶務に関する事。 3 避難誘導に関する事。 4 福祉避難所の開設、運営に関する事。 5 民生委員及び児童委員との連絡調整に関する事。 6 社会福祉協議会との連携に関する事。 7 ボランティアの受付に関する事。 8 ボランティア活動にかかる連絡調整等に関する事。 9 災害救助法の適用及び運用に関する事。 10 災害弔慰金の支給等に関する事。 11 日本赤十字社との連絡調整に関する事。 12 炊出しに関する事。 13 部内他班の事務に協力すること。
	ふくし総合支援班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時要援護者の安全対策に関する事。 2 災害時要援護者の被災状況の調査、支援対策に関する事。 3 災部内他班の事務に協力すること。
	子育て支援班	<ol style="list-style-type: none"> 1 保育児童等の安全保護、安否確認及び保育所等の安全対策に関する事。 2 所管施設の被害状況等の収集、応急対策に関する事。 3 避難所の開設、運営に関する事。 4 部内他班の事務に協力すること。

産業振興対策部	農林班	<ol style="list-style-type: none"> 1 部の災害対策活動の総括に関する事。 2 部内の連絡調整及び庶務に関する事。 3 農作物、農業施設の被害調査及び災害対策に関する事。 4 緊急食料の確保並びに配布に関する事。 5 保安林に関する事。 6 農林道及び農林業用施設の被害調査及び応急対策等に関する事。 7 農業、林業、畜産関係団体との連絡調整に関する事。 8 家畜の防疫及び保健衛生に関する事。 9 治山に関する事。 10 山地災害危険箇所の巡視、応急対策に関する事。
	水産班	<ol style="list-style-type: none"> 1 水産施設、漁港及び漁港施設の被害調査及び災害対策に関する事。 2 水産関係団体との連絡調整に関する事。 3 海岸汚染対策に関する事。 4 海岸保全に関する事。 5 漂流物除去に関する事。
	商工班	<ol style="list-style-type: none"> 1 商工業の被害調査及び災害対策に関する事。 2 生活必需品の確保並びに配布に関する事。 3 部内他班の事務に協力する事。
	観光戦略班	<ol style="list-style-type: none"> 1 観光客対策に関する事。 2 所管施設の被害状況の収集、応急対策に関する事。 3 部内他班の事務に協力する事。
建設対策部	建設整備班	<ol style="list-style-type: none"> 1 部の災害対策活動の総括に関する事。 2 部内の災害対策活動の連絡調整及び庶務に関する事。 3 所管する公共土木施設の被災情報収集に関する事。 4 所管する公共土木施設の応急対策及び復旧に関する事。 5 砂防対策に関する事。 6 水防対策に関する事。 7 志摩建設事務所との連絡調整及び連携協力に関する事。 8 災害応援協定に基づく対策推進に関する事。
	都市計画班	<ol style="list-style-type: none"> 1 都市公園の被害調査、応急対策等に関する事。 2 災害復興都市計画の策定に関する事。 3 応急危険度判定に関する事。 4 部内他班の事務に協力する事。
	住宅営繕班	<ol style="list-style-type: none"> 1 市営住宅の被害調査、応急対策等に関する事。 2 応急仮設住宅の建設に関する事。

上下水道対策部	水道班	<ol style="list-style-type: none"> 1 部の災害対策活動の総括に関する事。 2 部内の連絡調整及び庶務に関する事。 3 水道施設の被害調査及び応急対策に関する事。 4 応急給水に関する事。 5 節水、断水及び給水に関する広報に関する事。 6 必要な機械器具、車両等の調達に関する事。 7 市内の関係機関との連絡調整に関する事。 8 県内外の関係機関との連絡調整に関する事。
	下水道班	<ol style="list-style-type: none"> 1 下水道施設の被害調査、災害復旧等に関する事。 2 下水道施設の被害調査、復旧対策の総括に関する事。 3 仮設トイレの設置に関する事。
出納対策部	出納班	<ol style="list-style-type: none"> 1 義援金の受付、保管、配分に関する事。 2 災害関係経費の出納に関する事。
医療対策部	医療班	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療・助産に関する事。 2 医療救護班の編成及び巡回治療に関する事。 3 病院施設の被害調査及び応急対策に関する事。 4 三重県医師会、志摩医師会等との連絡調整に関する事。 5 遺体の検案に関する事。 6 医薬品その他衛生材料の確保に関する事。
教育対策部	教育総務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 部の災害対策活動の総括に関する事。 2 部内の連絡調整及び庶務に関する事。 3 児童生徒等の被災状況、教育施設の被害状況の取りまとめ、報告等に関する事。 4 学校施設の被害調査、応急対策に関する事。
	学校教育班	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急教育対策の予算編成に関する事。 2 児童生徒等の安全確保、安否確認に関する事。 3 教職員の確保に関する事。 4 教科書の確保、配布に関する事。
	生涯学習人権教育班	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内他班の事務に協力する事。 2 施設利用者の安全確保に関する事。 3 所管施設の被害調査、応急対策に関する事。 4 文化財の被害調査、応急対策に関する事。
	スポーツ食育班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の学校給食に関する事。 2 災害時の学校給食センターの利用に関する事。 3 施設利用者の安全確保に関する事。 4 所管施設の被害調査、応急対策に関する事。
協力対策部 (議会事務局) (農業委員会) (監査委員事務局)	協力対策班	<ol style="list-style-type: none"> 1 市議会議員、農業委員との連絡、災害情報収集に関する事。 2 市議会議員、農業委員の応急対策活動に関する事。 3 他部の事務の協力に関する事。

○三重県災害救助法施行細則

(趣旨)

第一条 この規則は、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号。以下「法」という。）、災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号。以下「政令」という。）及び災害救助法施行規則（昭和二十二年総理庁令・厚生省令・内務省令・大蔵省令・運輸省令第一号。以下「省令」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(救助の程度、方法及び期間)

第二条 政令第九条に規定する救助の程度、方法及び期間は、別表一のとおりとする。

(公用令書等の様式及び処理)

第三条 省令第一条に規定する公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ次の各号のとおりとする。

- 一 公用令書（第一号様式から第四号様式まで）
- 二 公用変更令書（第五号様式）
- 三 公用取消令書（第六号様式）

2 知事は、前項第一号に規定する公用令書を交付しようとするときは、強制物件台帳（第七号様式）に登録しなければならない。

3 第一項第二号に規定する公用変更令書又は第三号に規定する公用取消令書を交付したときは、強制物件台帳にその理由を詳細に記録しなければならない。

第四条 前条第一項に規定する公用令書、公用変更令書又は公用取消令書の交付を受けた者は、その令書に添付の受領書に受領年月日を記入し、署名及び押印して直ちにこれを返さなければならない。

(占有者等の立会い)

第五条 当該職員が、収用又は使用するべき物資の引渡しを受けたときに、省令第二条第三項の規定により受領調書（第八号様式）を作成する場合には、その物資の所有者又は権限に基づいてその物資を占有する者（以下「占有者」という。）を立ち合わせなければならない。ただし、やむを得ない場合においては、この限りでない。

(損失補償請求)

第六条 省令第三条の規定による損失補償請求は、第九号様式による。

2 知事は、損失補償請求書の提出があつたとき及びこれに基づき損失の補償を行つたときは、必要な事項を強制物件台帳に記録しなければならない。

(公用令書等の様式及び処理)

第七条 省令第四条に規定する公用令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ次の各号のとおりとする。

- 一 公用令書（第十号様式）

二 公用取消令書（第十一号様式）

- 2 知事は、前項第一号の公用令書を交付するときは、救助従事者台帳（第十二号様式）に登録しなければならない。
- 3 知事は、第一項第二号に規定する公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳にその理由を詳細に記録してこれをまつ消しなければならない。

第八条 第四条の規定は、前条第一項の公用令書又は公用取消令書の交付を受けた者の場合にこれを準用する。

（救助に従事することができない場合の届出）

第九条 省令第四条第二項の規定による届出は、次の各号に掲げる書類を添付して行わなければならない。

- 一 負傷又は疾病により従事することができない場合においては、医師の診断書
- 二 天災その他避けられない事故により従事することができない場合においては、市町村長、警察官又はその他適当な官公吏の証明書
（従事命令による実費弁償）

第十条 政令第十一条の規定による実費弁償の程度は、別表二のとおりとする。

（実費弁償請求書の様式）

第十一条 省令第五条の規定による実費弁償請求書は、第十三号様式による。

（立入検査証）

第十二条 法第二十七条第四項の規定により、当該職員が立入検査に当たつて携帯しなければならない証票は、第十四号様式による。

（扶助金の支給申請）

第十三条 省令第六条の規定による扶助金支給申請書は、第十五号様式による。

- 2 前項に規定する扶助金申請書のうち、休業扶助金及び打切扶助金に係る申請書には、次の区別に従い必要な書類を添付しなければならない。
 - 一 休業扶助金支給申請書については、負傷し又は疾病にかかり、これまで得ていた収入を得ることができず、かつ、他に収入のみちがない等特に給付を必要とする理由を詳細に記載した書類
 - 二 打切扶助金支給申請書については、療養の経過、症状、治ゆまでの見込期間等に関する医師の意見書
- 3 救助に関する業務に協力する者が、これのため負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合において省令第六条の規定に基づき、扶助金を受けようとするときは、同条及び前項各号に定めるもののほか、協力命令を受けた旨の知事の証明書を添付しなければならない。

（繰替支弁）

第十四条 法第三十条第一項の規定により救助の実施に関する事務の一部を行うこととなった市町長は、当該救助の実施に要する費用を繰替支弁した場合においては、繰替支弁金請求書（第十六号様式）により請求をするものとする。

- 2 前項に規定する繰替支弁金請求書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 救助費総額算出内訳（第十八号様式）
 - 二 災害救助費算出内訳（災害別）（第十九号様式）
 - 三 被害状況調書（第二十号様式）
 - 四 歳入歳出決算見込抄本
- 3 第一項の規定により繰替支弁した救助に要する費用については、災害救助費概算金繰替支弁金請求書（第十七号様式）により概算金を請求することができる。

附 則（省略）

別表一（第二条関係）

平成22年5月14日現在

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 300円以内 (加算額) 冬季 別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の設置	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を基準とする。 2 限度額 1戸当たり2,387,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる)	災害発生の日から20日以内着工	1 平均1戸当たり29.7㎡、2,387,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者	1人1日当たり 1,010円以内	災害発生の日から7日以内 ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合には、この期間内に3日分以内を現物により支給	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	1 輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需	全半壊(焼)、流失、床上浸水、若しくは船舶の遭難等により、生	1 夏季(4月～9月) 冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考					
品の給与又は貸与	生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	2 下記金額の範囲内							
		区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全壊 全焼 流失	夏	17,300	22,300	32,800	39,300	49,800	7,300
			冬	28,600	37,000	51,600	60,400	75,900	10,400
		半壊 半焼 床上 浸水	夏	5,600	7,600	11,400	13,800	17,500	2,400
			冬	9,100	12,000	16,900	20,000	25,400	3,300
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者…協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上					
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	災害発生の日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上					
災害にかかった者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上					
災害にかかった住宅の応急修理	1 住家が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分1世帯当たり 520,000円以内	災害発生の日から1ヵ月以内						
生業に必要な資金の貸与	住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯	1 生業費 1件当たり30,000円 2 就職支度費 1件当たり15,000円	災害発生の日から1ヵ月以内	1 貸与期間 2年内 2 利子 無利子					
学用品	住家の全壊	1 教科書代	災害発生	1 備蓄物資は評価額					

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
の給与	(焼) 流失半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒。	<p>小学校児童及び中学校生徒は教科書の発行に関する臨時措置法第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費</p> <p>高等学校等生徒は正規の授業で使用する教材を給与するための実費</p> <p>2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内</p> <p>小学生児童 4,100円 中学生生徒 4,400円 高等学校等生徒4,800円</p>	<p>の日から</p> <p>(教科書) 1ヵ月以内</p> <p>(その他の学用品) 15日以内</p>	2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	<p>1 次の範囲内において、なるべく棺又は棺材等の現物をもって実際に埋葬を実施する者に支給する。</p> <p>イ 棺(附属品を含む。) ロ 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。) ハ 骨つぼ及び骨箱</p> <p>2 1体当たり</p> <p>大人201,000円以内 小人160,800円以内</p>	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	<p>1 輸送費、人件費は、別途計上</p> <p>2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者として推定している。</p>
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	<p>(洗浄、消毒等) 1体当たり3,300円以内</p> <p>一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり5,000円以内</p> <p>検案 救護班以外は慣行料金</p>	災害発生の日から10日以内	<p>1 検案は原則として救護班</p> <p>2 輸送費、人件費は、別途計上</p> <p>3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。</p>
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたして	1世帯当たり134,200円以内	災害発生の日から10日以内	

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
	いる場合で自力では除去することのできない者			
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
	範囲	費用の限度額	期間	備考
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第24条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

○三重県市町村災害時応援協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、県内の市町村（以下「市町村」という。）において災害が発生し、被災市町村独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できないと認められるとき、三重県（以下「県」という。）及び市町村相互の応援による応急、措置等を迅速かつ円滑に遂行するために、必要な事項について定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 市町村が行う応援の内容は、次のとおりとし、県は当該市町村が行う応援活動を支援するものとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出・救護・防疫等災害応急活動に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 施設等の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (4) 災害応急活動に必要な医療職、技術職等の職員並びに情報収集及び連絡事務等に必要な職員の派遣
- (5) 避難所等の提供、傷病者の受け入れなど必要な措置
- (6) 火葬場の提供
- (7) ボランティアの受入支援に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援要請の手続)

第3条 応援を受けようとする市町村は、次に掲げる事項を明確にして、無線又は電話等により県に要請し、後に文書（様式1）を速やかに送付するものとする。ただし、県に要請するいとまがないときは、被災市町村は直接応援可能な市町村に要請し、事後速やかに県に報告するものとする。

(1) 被害の状況

(2) 応援を要請する内容

ア 物資・資機材の搬入

物資等の品目・数量、搬入場所、輸送手段、交通情報等

イ 人員の派遣

職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間、輸送手段、交通情報等

ウ その他必要な事項

- 2 要請を受けた県は、被災市町村の被害状況や災害応急措置に必要な物資、人員等の把握を行い、応援可能な市町村に応援要請を依頼するものとする。
- 3 県は被災市町村から応援要請等に関する文書の提出を受けたときは、速やかにその写しを応援市町村に送付するものとする。

4 県は応援市町村との連絡調整を行い、応援内容等について被災市町村に口頭又は電話等で伝達し、後日速やかに応援通知書（様式2）を交付するものとする。

（緊急時における自主的活動）

第4条 周辺市町村は、災害発生時において、通信の途絶等により被災状況等の情報が入手できない場合、速やかにその被災状況等について自主的に情報の収集・提供を行うものとする。

2 周辺市町村は、前項の情報収集に基づき、被害が甚大で、かつ、事態が緊急を要すると認められる場合、県と連絡調整のうえ自主的に応援活動を実施するものとする。

3 前項による応援については、前条に定める要請があったものとみなす。

（経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた市町村の負担とする。

2 応援職員等が応援に伴い負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償等に要する経費は、応援市町村の負担とする。

3 前2項に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する経費については、応援を受けた市町村及び応援市町村が協議して決める。

4 応援職員等が応援に伴い第三者に損害を与えた場合、応援を受けた市町村が賠償の責めに任ずる。

ただし、応援職員等の重大な過失により発生した損害賠償に要する費用については、応援市町村の負担とする。

5 前項に定める応援を受けた市町村の負担額は、応援市町村が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。

（情報交換）

第6条 県および市町村は、この協定に基づく応援が円滑におこなわれるよう、必要な情報等を相互に交換するものとし、情報交換を密にするため、原則として年1回連絡会議を開催するよう努めるものとする。

（訓練の参加）

第7条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑におこなわれるよう、県及び他の市町村主催の防災訓練に相互に参加するように努めるものとする。

（県の役割）

第8条 県は、この協定が円滑に実施できるよう、市町村に対し支援・協力を行うものとする。

（他の協定との関係）

第9条 この協定は、県と市町村とがすでに締結されている協定及び個別に締結する災害時の応援協定を妨げるものではない。

（補則）

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項は、その都度、県及び市町村が協議して定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この協定は、平成12年9月1日から施行する。

この協定の締結を証するため、県知事、三重県市長会会長及び三重県町村会会長が記名押印のうえ、各1通を保有するとともに、各市町村に対しその写しを交付するものとする。

平成12年9月1日

三 重 県 知 事

三 重 県 市 長 会 会 長

三 重 県 町 村 会 会 長

(様式1)

第 号
平成 年 月 日

三重県知事 へ

応援要請市町村長

応 援 要 請 書

三重県市町村災害時相互応援協定に基づき、下記のとおり応援を要請します。

記

1 応援を要請する理由

2 添付書類

○被害状況

○応援要請、計画書

3 連絡先

担当課・係名

担当者名

電話番号

F A X 番号

(様式2)

第 号
平成 年 月 日

応援要請市町村長 あて

三重県知事

応 援 通 知 書

三重県市町村災害時相互応援協定に基づき、平成 年 月 日付け、第 号により提出された応援要請について要請を受諾し、下記のとおり応援を行うこととしましたので通知します。

記

1 応援市町村名及び応援内容

2 添付書類

○応援要請・計画書

3 連絡先

担当課・係名

担当者名

電話番号

FAX番号

○三重県水道災害広域応援協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、濁水、事故等の水道災害時において、三重県内の全市町村及び水道用水供給事業者（以下「市町村等」という。）が行う応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(基本姿勢)

第2条 第7条の連絡体制を円滑にし、本協定の活用を促進させるため県内を北勢、中勢、南勢志摩、東紀州及び伊賀の5ブロック（以下「ブロック」という。）に分け、各ブロックは、それぞれ地域に応じた対策を織り込んだ相互応援体制を確立するものとする。

(広域応援体制)

第3条 震度5弱以上の地震等（以下「大災害」という。）の災害発生時に迅速かつ適切な応急対策を実施するための広域応援体制として、三重県水道災害対策本部（以下「本部」という。）、三重県水道災害現地連絡本部（以下「現地連絡本部」という。）を組織し、相互に協力するものとする。

2 前項の広域応援組織は、別図のとおりとする。

3 三重県地域防災計画で規定する三重県災害対策本部が設置されたときは、本部はそれに包括される。

(本部)

第4条 本部は、三重県水道災害広域応援対策推進委員会（以下「委員会」という。）の構成員が、指名する者をもって構成する。

2 本部長には三重県環境安全部長を、副本部長には三重県企業庁長をもって充てる。

3 本部長は本部を統括し、副本部長はこれを補佐する。

(現地連絡本部)

第5条 現地連絡本部は、本部及び市町村水道部局等の職員の中から現地連絡本部長が指名する者をもって構成する。

2 現地連絡本部長は、本部長が指名する。

3 現地連絡本部長は、現地連絡本部を統括する。

(本部等の設置)

第6条 三重県域に大災害が発生した場合には、本部は、自動的に設置され、現地連絡本部は、本部長が必要と認めた場合に設置するものとする。

2 前項の場合のほか、本部は三重県環境安全部長が必要と認めた場合に設置するものとする。

3 本部は、環境安全部内に、現地連絡本部は適宜必要な場所に設置するものとする。

(連絡体制)

第7条 災害が発生した場合の連絡体制は、別途定める実施要領により、地震、濁水及び事故等ごとに取り決めるものとする。

(応援)

第8条 応援は、原則として次の各項により行うものとする。

- 2 ブロックの代表市町村（以下「代表者」という。）は、被災市町村等から応援依頼を受け、必要と認めるとき、本部へ応援を要請する。
- 3 本部は、代表者からの要請に基づいて応援の調整を行った後、他の代表者を通じ、市町村等に応援要請を行う。
- 4 現地連絡本部が設置されたときは、第2項及び第3項で規定する応援要請については、現地連絡本部が代表者に代わってこれを行う。
- 5 応援要請を受けた市町村等は、極力これに応じ、応援に努めるものとする。

(要請方法)

第9条 被災市町村等が、代表者に応援を要請しようとするとき並びに全条第2項、第3項及び第4項の規定により応援を要請しようとするときは、応援要請書（別記第1号様式）により行うものとする。

- 2 被災市町村等の判断により市町村等間の応援要請を行った場合は、本部又は委員会へ応援要請書（別記第1号様式）により事後報告するものとする。
- 3 代表者等は、応援要請後速やかに応援要請書を取りまとめたうえ、本部又は委員会へ報告するものとする。

(応援の内容)

第10条 応援活動は原則として、被災市町村等の応急給水及び復旧計画に基づき、その指示に従って作業に従事するものとする。

2 応援活動の主な内容は次のとおりとする。

- (1) 応急給水作業
- (2) 応急復旧作業
- (3) 応急給水及び復旧用資機材の供出
- (4) 前3号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

3 原則として、前項第1号及び第2号の作業期間は、7日以内とし、継続する場合は被災市町村等、応援市町村等及び本部の協議による。

(応援物資等の調査)

第11条 市町村等は、応援活動を円滑に実施するため保有する物資等を調査し、その結果を応援物資等調査表（別記第2及び第3号様式）により、毎年4月末日までに委員会に提出するものとする。

2 委員会は、前項の調査表を取りまとめ、市町村等に送付するものとする。

（応援体制）

第12条 応援市町村等が派遣する職員（以下「応援職員」という。）は、災害の状況に応じて給水用具、作業工具、食糧、衣類、資金等を携行するものとする。

2 応援職員は、応援市町村等名を表示する腕章等を着用するものとする。

（受援体制）

第13条 受援市町村等は、原則として災害の状況に応じ、応援職員の宿舎の斡旋その他の必要な便宜を供与するものとする。

2 受援市町村等は、原則として資機材等の応援を受ける場合は、倉庫、保管場所等を確保し、これらを管理するものとする。

（経費の負担）

第14条 応援に要する経費は、法令等に別段定めのあるものを除くほか、次のとおりとする。

(1) 応急給水、応急復旧、応急給水及び復旧用資機材等に要する費用は、原則として受援市町村等が負担する。

(2) 応援市町村等の職員を派遣するのに要する経費は、応援市町村等が負担する。

(3) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援市町村等の負担とする。

(4) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合においては、原則として、その損害が応援業務中に生じたものについては受援市町村等が、受援市町村等への往復途中に生じたものについては、応援市町村等が負うものとする。

2 前項各号の定めにより難いときは、関係市町村等が協議して定めるものとする。

（協議）

第15条 この協定の実施に関し必要な事項又は定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

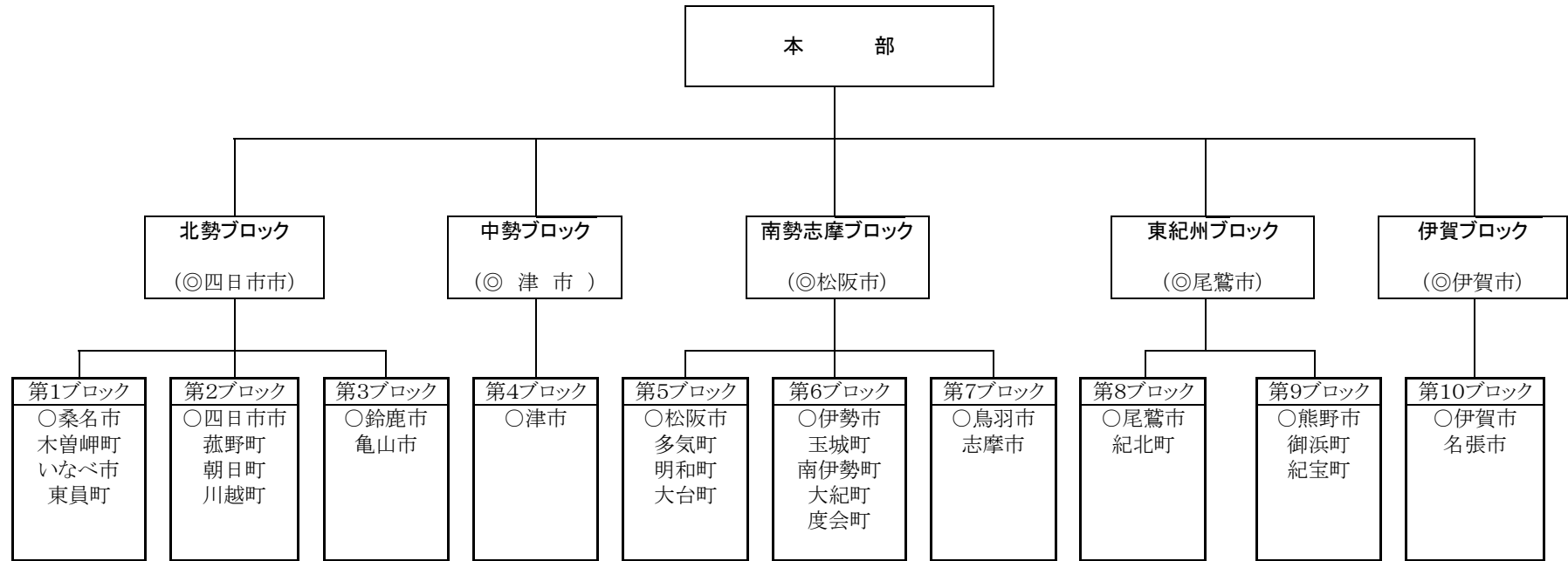
（実施期日）

第16条 この協定は、平成9年10月21日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書70通を作成し、協定者が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成9年10月21日

別図 1 応援組織図



◎幹事都市(代表者) ○連絡都市

応援要請書

(別記第1号様式)

年 月 日

様

(市町村等名)

「三重県水道災害広域応援協定」に係る応援要請について
このことについて、下記により応援を(要請・報告)いたします。

記

1 応援要請内容

応援要請した市町村等名 (事後報告のみ記載する)			
被災状況	断水戸数 戸	給水人口 人	その他
応援内容	応援給水 給水車 (t車 台、 t車 台) ポリ容器等 () 応援職員 ()		
	応援復旧 資機材 () 応援職員 (監督員 人、配管工 人) 工事業者 (班 人)		
応援期間	日間 (月 日～ 月 日)		
応援場所 (集合場所)			
その他要望及び注意事項 応急給水用水の確保 (可能、不可) 食糧、宿舍の確保等 ()			

- 2 連絡先 ()
- 3 連絡方法 ()
- 4 応援ルートの指定 (案内図を添付すること)

○三重県災害等廃棄物処理応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、災害等の発生時に三重県（以下「県」という。）、三重県内の市町村、一部事務組合及び広域連合（以下「市町村等」という。）が、ごみ、し尿等一般廃棄物の処理を円滑に実施するための応援活動について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この協定において「災害等」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）並びに市町村等が設置する一般廃棄物処理施設等の事故等又はその他応援を要すると認められる事故等をいう。

2 この協定において「一般廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律137号）第2条第2項に規定する一般廃棄物をいう。

3 この協定における「応援」とは、次に掲げる行為をいう。

(1) 一般廃棄物の処理に必要な施設、機材、物資等の提供及び斡旋

(2) 一般廃棄物の処理に必要な職員の派遣及び処理業者の斡旋

(3) 前2号に定めるもののほか、一般廃棄物の処理に関し必要な事項

4 この協定において「応援要請市町村」とは、災害等により一般廃棄物の処理に支障が生じ、他の市町村等に応援の要請を行う市町村等をいう。

5 この協定において「応援市町村」とは、応援要請市町村からの応援要請を受託し、応援を行う市町村等をいう。

6 この協定において「ブロック」とは、別表に掲げる市町村等で構成する区域とする。

(広域応援体制の組織)

第3条 災害等の発生時に迅速かつ適切な一般廃棄物の処理を実施するため、県内を9ブロックに分け、各ブロックに幹事市を置く。

2 災害等の状況から市町村等での一般廃棄物処理が困難で、他市町村等からの応援が必要となった段階から、広域応援体制として三重県災害等廃棄物処理対策本部（以下「本部」という。）を県庁に、三重県災害等廃棄物処理現地連絡本部（以下「現地連絡本部」という。）を被災市町村等の属するブロックの幹事市を所管する県民局に設置し、相互に協力する。

なお、災害等が局所的で本部及び現地連絡本部の設置が必要がないと判断される場合には、本部及び現地連絡本部は設置しないものとする。

3 三重県地域防災計画で規定する三重県災害対策本部が設置されたときは、本部はそれに包括される。また、三重県地域防災計画で規定する地方災害対策部が設置されたときは、現地連絡本部はそれに包括される。

(本部)

第4条 本部には本部長及び副本部長を置き、本部長は三重県環境森林部長を、副本部長は環境森林部資源循環室長をもって充てる。

2 本部長は本部を統括し、副本部長はこれを補佐する。

3 本部の構成員は本部長が指名する者をもって構成する。

(現地連絡本部)

第5条 現地連絡本部長は、本部長が指名する。

- 2 現地連絡本部長は、現地連絡本部を統括する。
- 3 現地連絡本部は現地連絡本部長が指名する者をもって構成する。
(応援要請)

第6条 災害等により一般廃棄物の適切な処理が困難となった場合、応援要請市町村は県へ応援の調整を要請し、県は応援要請市町村における災害等の発生状況や応援要請内容を踏まえ、応援要請市町村の属するブロックの幹事市と調整し、ブロック内での対応が可能な場合、ブロック内の市町村等へ応援を要請する。

なお、応援要請市町村が直接近隣の市町村等へ応援を要請することを妨げない。この場合、その旨を県に報告するものとする。

- 2 応援要請市町村の属するブロック内の応援で適切な一般廃棄物の処理が困難な場合には、県は他ブロックの幹事市と調整し、他ブロックの市町村等へ応援を要請する。
- 3 県内のブロック間の応援では適切な一般廃棄物の処理が困難な場合には、県は他県へ応援を要請し調整を図る。
- 4 応援市町村は、自らの業務に支障がない限り応援を行うものとする。
- 5 直接一般廃棄物の処理を行わず、民間業者等への委託又は許可により処理を実施している市町村等においては、応援要請市町村と民間業者間の斡旋等の仲介を行うことにより、応援が円滑に実施できるようにするものとする。
- 6 応援要請は、次の条項をできるだけ明確にし、災害等において使用可能な伝達手段により行い、県への応援調整要請を応援調整要請書（様式第1号）により、又、応援市町村への応援要請を応援要請書（様式第2号）により速やかに行うものとする。
 - (1) 災害の発生日時、場所、災害の状況
 - (2) 必要とする業務の内容、施設及び処理量の見込み
 - (3) 必要とする人員、物資、車両、資機材等の品名及び数量
 - (4) 応援要請の場所及び期間
 - (5) 連絡責任者
 - (6) その他必要な事項

(経費の負担)

第7条 応援に要する経費は、原則として応援要請市町村がこれを負担するものとし、支払い方法等については応援要請市町村、応援市町村の双方で協議し、決定するものとする。

- 2 応援要請市町村が負担すべき経費のうち、応援市町村の処理に要する経費については、その内容を考慮し、市町村等及び県で協議のうえ取り決めるものとする。
- 3 応援市町村の職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援市町村の負担とする。

(他の協定との関係)

第8条 この協定は、市町村等が災害対策基本法第67条の規定等により締結した他の協定に基づく応援等を妨げるものではない。

(民間業者への協力要請)

第9条 県及び市町村等は、この協定に基づく応援を迅速に行うため、必要に応じて民間の廃棄物処理業者等に協力を要請するものとする。

(県の組織変更に伴う措置)

第10条 県組織の変更が生じた場合、この協定書の第4条に規定する本部長は変更後の組織の廃棄物を所管する部の長を、又、副本部長は変更後の組織で環境森林部資源循環室長と同等の役職の職員を充てるものとする。

(市町村等の組織変更に伴う措置)

第11条 この協定を締結した市町村等が市町村合併等により新たな市町村等を構成する場合には、新たに構成する市町村等はこの協定を承継したものとする。

(協議)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項又は定めのない事項については、県及び市町村等がその都度協議して定めるものとする。

(実施期日)

第13条 この協定は平成16年10月29日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書80通を作成し、協定者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成16年10月29日

津	市	長	四	日	市	市	長
伊	勢	市	松	阪	市	長	長
桑	名	市	上	野	市	長	長
鈴	鹿	市	名	張	市	長	長
尾	鷲	市	亀	山	市	長	長
鳥	羽	市	熊	野	市	長	長
久	居	市	い	な	べ	市	長
志	摩	市長職務執行者	多	度	町	長	長
長	島	町	木	曾	岬	町	長
東	員	町	菰	野	町	長	長
朝	日	町	川	越	町	長	長
関		町	河	芸	町	長	長
芸	濃	町	美	里	村	長	長
安	濃	町	香	良	洲	町	長
一	志	町	白	山	町	長	長
嬉	野	町	美	杉	村	長	長
三	雲	町	飯	南	町	長	長
飯	高	町	多	気	町	長	長
明	和	町	大	台	町	長	長
勢	和	村	宮	川	村	長	長
玉	城	町	二	見	町	長	長
小	俣	町	南	勢	町	長	長
南	島	町	大	宮	町	長	長
紀	勢	町	御	藪	村	長	長
大	内	山村	度	会	町	長	長

伊 賀 町 長
阿 山 町 長
青 山 町 長
海 山 町 長
紀 宝 町 長
鷺 殿 村 長

朝日町・川越町組合立環境ク
リーンセンター 組合長

紀伊長島町海山町し尿共同
処理組合 組合長

松阪市ほか六か町村衛生共
同組合 管理者

津市ほか四箇町村衛生施設
利用組合 管理者

上野市ほか4か町村環境衛
生組合 管理者

津地区広域圏粗大ごみ処理
施設組合 管理者

桑名広域清掃事業組合 管
理者

香肌奥伊勢資源化広域連合
連合長

桑名・員弁広域連合
連合長

三 重 県 知 事

島 ヶ 原 村 長
大 山 田 村 長
紀 伊 長 島 町 長
御 浜 町 長
紀 和 町 長

大台町外四ヶ町村衛生施設
利用組合 管理者

朝明広域衛生組合 組合長

菊狭間環境整備施設組合
管理者

伊賀南部環境衛生組合 管
理者

南牟婁清掃施設組合 管理
者

久居地区広域衛生施設組合
代表理事

安芸美地区清掃処理施設利
用組合 管理者

鳥羽志勢広域連合 連合長

伊勢広域環境組合 管理者

三重県災害等廃棄物処理応援体制組織図



(注) 1 ○印を付した市は、協定書第3条第1項の規定に基づく各ブロックの幹事市とする。

2 三雲町と明和町のし尿処理については、松阪市ほか六か町村衛生共同組合に加入のため、し尿処理の場合松阪・紀勢ブロックに加入。

(様式第1号)

年 月 日

三重県知事 様

(市町村等名)

三重県災害等廃棄物処理応援協定に基づく応援調整要請について

このことについて下記により応援調整を要請いたします。

記

1 災害の状況

災害の種類	
災害発生日時	
災害発生場所	
災害による被災の状況	

<必要に応じて別紙(様式任意)に記載>

2 災害等廃棄物処理の計画<必要に応じて別紙(様式任意)に記載>

3 応援要請内容

【ごみ関係】

項 目	内 容
収集車	<ul style="list-style-type: none"> 収集車の種類等 (t車 台)(必要人員 名) (t車 台)(必要人員 名) 要請期間 年 月 日～ 年 月 日 応援要請場所
一次保管	<ul style="list-style-type: none"> ごみ種類及び保管量 (t) (t) 要請期間 年 月 日～ 年 月 日
焼却等中間処理	<ul style="list-style-type: none"> ごみ種類及び焼却等中間処理量 (t) (t) 要請期間 年 月 日～ 年 月 日
最終処分	<ul style="list-style-type: none"> ごみ種類及び最終処分量 (t) (t) 要請期間 年 月 日～ 年 月 日
その他	

<必要に応じて別紙(様式任意)に記載>

【し尿関係】

項 目	内 容
収集車	<ul style="list-style-type: none"> ・収集車の種類等 (t車 台) (必要人員 名) (t車 台) (必要人員 名) ・要請期間 年 月 日～ 年 月 日 ・応援要請場所
処理	<ul style="list-style-type: none"> ・処理量 (t) ・要請期間 年 月 日～ 年 月 日
その他	

<必要に応じて別紙（様式任意）に記載>

4 連絡先

市町村等名	
担当部課	
連絡責任者	
電話	
F A X	
電子メールアドレス	
その他	

<必要に応じて別紙（様式任意）に記載>

5 その他必要事項

(様式第2号)

年 月 日

(市町村等名) 様

(市町村等名)

三重県災害等廃棄物処理応援協定に基づく応援要請について

このことについて下記により応援を要請いたします。

記

1 災害の状況

災害の種類	
災害発生日時	
災害発生場所	
災害による被災の状況	

<必要に応じて別紙(様式任意)に記載>

2 災害等廃棄物処理の計画 <必要に応じて別紙(様式任意)に記載>

3 応援要請内容

【ごみ関係】

項目	内容
収集車	<ul style="list-style-type: none"> 収集車の種類等 (t車 台)(必要人員 名) (t車 台)(必要人員 名) 要請期間 年 月 日～ 年 月 日 応援要請場所
一次保管	<ul style="list-style-type: none"> ごみ種類及び保管量 (t) (t) 要請期間 年 月 日～ 年 月 日
焼却等中間処理	<ul style="list-style-type: none"> ごみ種類及び焼却等中間処理量 (t) (t) 要請期間 年 月 日～ 年 月 日
最終処分	<ul style="list-style-type: none"> ごみ種類及び最終処分量 (t) (t) 要請期間 年 月 日～ 年 月 日
その他	

<必要に応じて別紙(様式任意)に記載>

【し尿関係】

項 目	内 容
収集車	<ul style="list-style-type: none"> ・収集車の種類等 (t車 台) (必要人員 名) (t車 台) (必要人員 名) ・要請期間 年 月 日～ 年 月 日 ・応援要請場所
処理	<ul style="list-style-type: none"> ・処理量 (t) ・要請期間 年 月 日～ 年 月 日
その他	

<必要に応じて別紙（様式任意）に記載>

4 連絡先

市町村等名	
担当部課	
連絡責任者	
電話	
F A X	
電子メールアドレス	
その他	

<必要に応じて別紙（様式任意）に記載>

5 その他必要事項

○三重県内消防相互応援協定

第1章 総則

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、三重県内の市町村及び消防組合（以下「市町村等」という。）が相互の消防力を活用して災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

(協定区域)

第2条 この協定区域は、前条の市町村等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定を適用する災害とは、大規模又は特殊な災害及び事故により被害が発生した市町村（以下「発災市町村」という。）が総力を結集しても、対処できないものをいう。

2 前項に定めるもののほか、隣接する市町村の境界付近において、火災等の災害及び救急業務を必要とする事故が発生（以下「災害等発生市町村」という。）し、被害の拡大防止等を図るため隣接する市町村等の応援の必要があると認められるものをいう。

(報告及び連絡調整)

第4条 前条第1項に規定する災害が発生したとき、発災市町村の長は、知事に対し、次の各号について報告し、この協定による応援に関して必要な指導及び連絡調整を求めるものとする。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の場所及び被害の状況
- (3) 要請する人員、車両等の種別及び資機材の数量並びに集結場所及び活動内容
- (4) その他必要な事項

第2章 相互応援

(応援要請)

第5条 第3条第1項に規定する災害が発生した場合において、発災市町村の長は協定している市町村等（以下「応援市町村等」という。）の長に応援要請を行うことができる。

2 前項に定めるもののほか第3条第1項に規定する災害であって、当該災害を防除するため、協定市町村等の消防機関等（以下「協定機関」という。）が保有する特殊の車両等及び資機材を必要と認めた場合の借用についても前項の規定により行うことができる。

3 前各項による応援調整をしようとするときは、前条各号の状況を連絡するものとする。

(いとまなき場合の応援)

第5条の2 前条に定めるもののほか第3条第1項に規定する災害であって、発災市町村からの応援要請のいとまがなく、応援市町村の長及び代表消防機関、県災害対策本部が必要と認める場合には、応援部隊を派遣することができる。

2 応援市町村等が前項に基づく応援を行うときには、知事に対し、次の各号について報告する

ものとする。

(1) 派遣する人員、車両等の種別及び資機材の数量並びに集結場所及び活動内容

(2) 応援経路

3 前項の規定は、前条に基づく応援の場合も報告するものとする。

(隣接の応援)

第5条の3 第3条第2項に規定する災害等が発生したときは、災害等発生市町村等の長は隣接する市町村等の長に必要な応援要請を行うことができる。この場合において、第4条中知事を応援市町村等の長と読み替えて適用する。

2 応援市町村等が第3条第2項に規定する災害等の発生を覚知し、応援部隊の派遣を必要と認める場合には、当該災害等発生市町村等から応援の要請があったものとみなす。

(応援隊の派遣)

第6条 応援市町村等の長が第5条及び前条の規定により応援要請を受けたときは応援市町村等の消防力に支障が生ずる等の特別の理由がない場合のほかは応援するものとする。

2 前項の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに発災市町村又は災害等発生市町村等（以下「要請市町村等」という。）の長に通報するものとする。

(消防用資機材等の調達手配)

第7条 応援市町村等の長は、発災市町村の長から消防用資機材等の調達及び輸送について依頼を受けた場合は、速やかに手配するとともに、その結果を発災市町村の長に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊の指揮は、要請市町村等の長が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は直接行うことができる。

(応援活動の報告)

第9条 応援隊の長は、速やかに応援活動の状況結果を要請市町村等の長に報告するものとする。

(災害概要の報告)

第10条 発災市町村の長は、速やかに災害の概要を知事及び応援市町村等の長に報告するものとする。

第3章 連絡会議

(連絡会議)

第11条 協定事務の円滑な推進を図るため、協定機関間において連絡会議を置くものとする。

2 前項に規定する連絡会議は、必要の都度、開催する。

(協議連絡事項)

第12条 連絡会議は、次の各号について行うものとする。

(1) 消防相互応援に関すること。

(2) 協定機関の消防現勢、消防事象、特殊災害等の資料の交換に関すること。

(3) 協定市町村間の消防訓練に関すること。

(4) その他必要な事項

第4章 経費負担

(経費負担)

第13条 この協定に基づく応援に要する経費のうち人件費等の経常的経費及び公務災害補償費は、応援市町村等の負担とし、これ以外の経費は、要請市町村等の負担とする。

第5章 雑則

(疑義)

第14条 この協定の実施について疑義を生じたときは、その都度当事者間において協議し、決定するものとする。

2 前項の協議において、必要なときは県において調整を図ることができる。

(実施細部)

第15条 この協定の実施について必要な事項は、三重県消防広域応援基本計画に定めることとする。

2 その他、前項計画に定めのない場合は、必要に応じて協定市町村等の長が協議して定めることとする。

(協定書の保管)

第16条 この協定の成立を証するため協定書7通を作成し、県及び協定市町村等において各1通を保管する。

附 則

この協定は、平成10年7月1日から効力を生ずる。

附 則

この協定は、平成15年10月1日から効力を生ずる。

三重県内消防相互応援協定に基づく覚書

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この覚書は、三重県内消防相互応援協定（以下「協定」という。）第15条の規定に基づく協定市町村等相互間の消防相互応援について必要な事項を定めるものとする。

第2章 相互応援

(緊急通報)

第2条 協定第5条に規定する災害発生時の応援要請及び協定第7条に規定する消防用資機材等の調達依頼等の緊急通信については、あらかじめその方法及び通報先を指定しておくものとする。

(応援隊の派遣)

第3条 協定第6条第1項に規定する応援隊を派遣する場合は、派遣する人員、車両及び資機材等の数量並びに出発時刻及び指揮責任者等を派遣先に通報するものとする。

(応援隊の報告)

第4条 協定第9条に規定する報告内容及び様式については、三重県消防広域応援基本計画に規定するものとする。

(消防用資機材等の調達手配)

第5条 協定第7条に規定する消防用資機材等の調達手配は、消防用資機材等を製造し、又は販売する業者から調達する場合で、当該業者の主たる事業所等が応援市町村等内にある場合に行うものとする。

第3章 連絡会議

(会議の名称及び構成員)

第6条 協定第11条に規定する連絡会議は、三重県内消防相互応援連絡会議（以下「連絡会議」という。）とし、協定機関の消防長及び消防団長の中からそれぞれ選出された各10名をもって構成する。

(会議の招集)

第7条 連絡会議は、協定市町村等の要請に基づき県が招集するものとする。

第4章 経費の負担

(経費の負担)

第8条 協定第13条の規定により、発災市町村等が負担する経費は次の通りとし、これ以外で特に経費を要した場合には、協定市町村間において協議して定めるものとする。

- (1) 消火剤、その他の資機材を使用し、又は損傷した場合の経費
- (2) 応援隊の食料費及び補給燃料費
- (3) 応援隊による消防法（昭和23年法律第186号）第29条第3項の規定による損失補償費及び同法第29条第5項の規定による災害補償費

第5章 雑則

(他の協定との関係)

第9条 協定市町村等が当該協定市町村等間において締結しているこの協定以外の協定とこの協定が競合する場合には、この協定を優先させるものとする。

(覚書の改訂)

第10条 この覚書を改訂する場合は、協定市町村等の長が協議の上定めるものとする。

(覚書の保管)

第11条 この覚書の成立を証するため、本書77通を作成し、県及び協定市町村等において各1通を保管する。

附 則

この覚書は、平成10年7月1日から効力を生ずる。

○消防防災業務相互応援協定書

昭和45年12月20日

協定第1号

(通則)

第1条 この協定は、消防組織法第21条、水防法第16条および災害対策基本法第67条に基づき、鳥羽市、磯部町、阿児町、浜島町、大王町、志摩町相互間の消防防災業務応援協定を定めるものとする。

(目的)

第2条 この協定は火災または非常災害に際して、関係6市町相互間の消防防災施設および人員を活用し、災害地における住民の生命、財産等の被害を最小限度に軽減し、治安の維持にあたることを目的とする。

(応援隊)

第3条 この協定により相互応援する市町の応援隊は、つぎのとおりとする。

鳥羽市	磯部町	阿児町
浜島町	大王町	志摩町

(相互応援の区分)

第4条 相互応援隊は、これをわけてつぎの2種類とする。

甲～普通応援隊……普通応援隊とは市町長が隣接市町の火災その他の災害の発生を認知し、応援の出動を認め出動するものとする。

乙～特別応援隊……特別応援隊とは火災その他の災害が発生し、応援を特に必要とする場合、被災地市町長の要請に基づき市町長の命令により出動するものとする。

第5条 甲（普通応援）……応援隊は1隊以上とし、乙（特別応援）……応援隊の規模は、災害の状況により応援市町長が決定する。

(現場活動)

第6条 出動応援隊はすべて現場にある被応援市町最高指揮者の指揮下にはいるものとする。

(現場における連絡)

第7条 出動応援隊の長は、現場到着または引揚時ならびに活動の状況を現場最高指揮者に連絡しなければならない。

(費用の分担)

第8条 応援に要した費用の負担は、つぎに掲げる方法による。

(1) 機械器具の破損修理費、隊員のじゅん職または負傷に伴う費用、機関燃料代、隊員の手当、被服ならびに事故による建物、その他の修理、一般人の死傷に伴う費用などは応援市町の負担とする。ただし燃料の補給を要するときは、その超過分については被応援市町の負担とする。

(2) 食糧費は、作業が長時間にわたり食糧を必要とするときは原則として被応援市町の負担とする。

(3) 前各号のほか費用の負担について必要があるときは、当事者間においてその都度協議の上決定するものとする。

(その他)

第9条 この協定に規定されていない事項については、当事者間で協議して決定するものとする。

附 則

- 1 この協定は昭和45年12月20日から施行する。
- 2 この協定中に定める非常災害とは大火、大水、地震、台風、山くずれ、地すべり等をいう。
- 3 応援要請は原則として市町長またはその代理者による電話、その他の方法によって行なう。
- 4 応援は、応援要請によって応援隊が詰所を出発したときから、応援業務を終了して詰所へ帰着するまでの間を総称する。
- 5 この協定第8条第1号に定める一般人の死傷に伴う費用とは、自動車損害賠償責任保険の保険金受領額を超過した不足額をいう。

以上のように協定します。

昭和45年12月20日

鳥 羽 市 長	谷 本 莊 司
志摩郡磯部町長	北 山 三千夫
志摩郡阿児町長	大 矢 善一郎
志摩郡浜島町長	谷 水 成一
志摩郡大王町長	田 中 武
志摩郡志摩町長	浜 野 佐太雄

○災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

(趣旨)

第1条 志摩市(以下「甲」という。)とイオン株式会社ジャスコ阿児店(以下「乙」という。)とは、志摩市内に地震、風水害その他による災害が発生し、または発生のおそれがある場合(以下「災害時」という。)に、相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るため、応急生活物資等の協力に関する事項について協定を締結する。

(協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が志摩市災害対策本部または志摩市地震災害警戒本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(応急生活物資供給の協力要請)

第3条 災害時において、甲が応急生活物資を必要とするときには、甲は、乙に対して乙の取扱商品の供給について協力を要請することができる。

(応急生活物資供給の協力実施)

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、取扱商品の優先供給および運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

(応急生活物資)

第5条 甲が乙に要請する災害時の応急生活物資の内容は、予め甲乙協議して定めておくものとする。

2 乙は、甲の要請があったときは、前項により定めた応急生活物資以外の物資の供給についても可能な範囲で協力するものとする。

(応急生活物資供給の要請手続等)

第6条 甲の乙に対する要請手続は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭または電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

2 甲と乙は連絡体制、連絡方法、連絡手段について、支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

(応急生活物資の運搬)

第7条 応急生活物資の運搬は、甲または乙の指定する者が行うものとする。また、甲は、必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

(費用)

第8条 第4条および第7条の規定により乙が供給した商品の対価および乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が取扱商品の優先供給および運搬終了後、乙の提出する出荷確認書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲と乙は、定期的に協議を行うものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成19年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の前までに甲または乙から何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(雑則)

第11条 この協定の実施に関して必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成18年 7月25日

甲 志摩市

志摩市長 竹内 千尋

乙 イオン株式会社 中部カンパニー
中南勢事業部

事業部長 檜皮 淳一

○大規模災害時における駐車場の一部使用に関する協定書

志摩市内で大規模災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、志摩市(以下「甲」という。)とイオン株式会社ジャスコ阿児店(以下「乙」という。)は、甲から乙に対する協力要請に基づく支援協力について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模災害発生時において甲の所有する平面駐車場の一部を市の一時避難施設として一時使用する場合における必要な事項を定めるものとする。

(対象とする災害)

第2条 この協定の対象とする大規模災害とは、多数の火災、救急救助事故が発生する次の各号に掲げるものとする。

- ・ 大規模地震災害
- ・ 大規模風水害
- ・ その他前2号に準じる大規模な災害および政府より激甚災害に指定された災害
- ・ 東海地震警戒宣言が発令された場合

(避難施設)

第3条 甲は、次に掲げる施設を一時避難施設として指定し、その旨を地域防災計画等で公表するものとする。

名称：イオン株式会社 ジャスコ阿児店 平面駐車場の一部

位置：志摩市阿児町鶴方3224番地1

(協力要請)

第4条 甲は、大規模災害が発生した場合において、乙に対し、前条に掲げる平面駐車場の一部を一時避難施設として使用することを要請することができる。

2 乙は、前条に掲げる要請を受けたときは、平面駐車場を避難施設として一時使用させるものとする。

3 甲は、乙の自衛消防活動および事業運営を阻害しない範囲について使用する。

(使用期間)

第5条 前条2項に掲げる施設を避難施設として一時使用する期間は、甲が乙に対して協力要請を行ったときから、概ね1週間とし、乙の判断によって決定するものとする。

(運営)

第6条 乙は、当該避難施設を使用させる場合において必要があると認めるときは、甲の職員を当該避難施設へ派遣するよう甲に要請することができる。

(訓練等)

第7条 甲および乙は、この協定の効果的な運用を図るため、相互および合同訓練等の実施に努めるものとする。

(費用の負担)

第8条 乙が協定に基づく協力により要した費用は、乙の負担とする。

2 乙が当該避難施設を甲に使用させたことに関し発生した損害のために生じた費用は、その損害が甲の責めに帰する事由による場合においては甲が負担するものとし、乙は、復旧が完了した後、これを甲に請求するものとする。

(変更および廃止)

第9条 乙は、当該避難施設の名称若しくは位置を変更し、または閉店時等避難施設としての機能を廃止したときは、速やかにその旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定により当該避難施設の変更または廃止の通知を受けたときは、当該避難施設の使用が想定される地域の住民にその旨を通知しなければならない。

(協議)

第10条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲と乙は、定期的に協議を行うものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成19年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の前までに甲または乙から何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(雑則)

第12条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、別に定める。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成18年 7月25日

甲 志摩市

志摩市長 竹内 千尋

乙 イオン株式会社 中部カンパニー
中南勢事業部

事業部長 檜皮 淳一

○災害時の緊急放送に関する協定書

志摩市（以下「甲」という。）と松阪ケーブルテレビ・ステーション株式会社（以下「乙」という。）は、災害時又は災害発生の恐れがある場合の緊急放送に関し、次のとおり協定する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、台風、集中豪雨、地震等の自然災害や、大規模火災、危険物爆発等の大事故、その他非常事態（以下「災害」という。）に際し、防災対策又は応急対策上必要がある場合の放送の要請又は情報収集に関する手続を定めるものとする。

（放送の要請）

第2条 乙が行う災害時又は災害発生の恐れがある場合の緊急放送に対して、甲が災害発生の防止又は応急対策を実施する上で、有効な伝達手段を必要とする場合は、乙に対し放送を要請することができる。

（要請の手続き）

第3条 甲は、乙に対し、以下に示す事項を記載した放送要請書により、要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法により要請し、その後放送要請書を提出するものとする。また、甲が乙に対して放送を要請する場合は、その内容を十分に精査した上で要請を行う。

- （1） 放送の内容
- （2） 希望する放送の日時
- （3） その他必要な事項

（要請に対する協力）

第4条 乙は、甲の要請に対して、業務上支障がない場合又は特別な事由がない限り、他の業務に優先して要請に応じるものとする。

（情報の収集）

第5条 乙は、甲からの放送要請がない場合であっても、乙が自主的に実施する緊急放送に必要なとする災害情報の提供を、甲に求めることができる。

（放送の実施）

第6条 乙は、甲からの要請に基づいて緊急放送を行う場合、又は乙が自主的に緊急放送を行う場合においても、放送方法、放送日時及びその他必要な事項を自主的に判断して放送するもの

とする。

(連絡責任者)

第7条 放送要請を円滑に実施するため、甲、乙双方に連絡責任者を置くものとする。

2 前項の連絡責任者に変更があった場合は、その都度相手方に通知するものとする。

(費用の負担)

第8条 乙が行う災害時の放送に要した費用は、乙が負担するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲と乙は別途協議するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成19年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の前までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保管する。

平成18年 11月 24日

志摩市阿児町鶉方3098-9

(甲) 志摩市

志摩市長 竹内 千尋

松阪市大津町731-6

(乙) 松阪ケーブルテレビ・ステーション株式会社

代表取締役社長 中村 敏雄

○災害時における物資供給に関する協定書

志摩市（以下「甲」という。）とNPO法人 コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、相互に協力して、災害時の市民生活の早期安定を図るため、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、志摩市災害対策本部または志摩市地震災害警戒本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段

により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成19年 2月 10日

三重県志摩市阿児町鵜方3098番地9

甲 志摩市長 竹内 千尋

新潟県新潟市清水4501番地1

乙 NPO法人 コメリ災害対策センター
理事長 捧 賢一

○アマチュア無線による災害時の情報伝達に関する協定書

志摩市（以下「甲」という。）と志摩アマチュア無線防災支援ネットワーク（以下「乙」という。）は、大規模災害時における迅速かつ確かな情報の収集・伝達を行うため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は「甲」の行政区域及びその周辺で大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙の会員（以下「会員」という。）が甲に協力して、災害に関する情報の収集・伝達を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

2 この協定に基づく情報を提供する際のアマチュア無線の活動は、ボランティア活動という性格に配慮した活動であること。

（災害）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。

（要請）

第3条 甲は、災害が発生し甲の防災行政無線回線、公衆通信回線その他の手段による通信連絡が困難又は不可能な場合で災害情報の収集・伝達上必要があると認めるときは、乙に対し、情報の収集・伝達について協力を要請することができる。

（情報提供）

第4条 乙は、甲から要請がなくても必要と思われる災害情報については、甲に提供できるものとする。

（情報収集内容）

第5条 乙は、次に掲げる事項についてその内容を収集し、甲に連絡するものとする。

- (1) 被害発生 の場所及びその状況
- (2) 火災、建物倒壊等による被災者の発生状況及び救護状況
- (3) 道路情報及び交通機関の運行状況
- (4) 住民の避難状況
- (5) ライフラインの被害状況及び応急対策の状況
- (6) 医療機関の開設状況
- (7) その他必要と認められる事項

（情報体制及び名簿）

第6条 甲及び乙の災害時の情報連絡系統は、別表に掲げるとおりとする。尚、乙の長は、会員名簿を提出するものとし、提出後に会員に変更が生じた場合は、その都度、会員変更名簿を提出するものとする。

(費用)

第7条 情報収集にかかる費用は無償とする。

(訓練参加)

第8条 乙は、甲が実施する防災訓練に参加することができる。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成20年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の前までに甲または乙から何らの意思表示のないときは、この協定は更に1年間更新されたものとみなし、以後この例による。

(協議)

第10条 この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成19年 7月10日

志摩市阿児町鵜方3098番地9

甲 志摩市

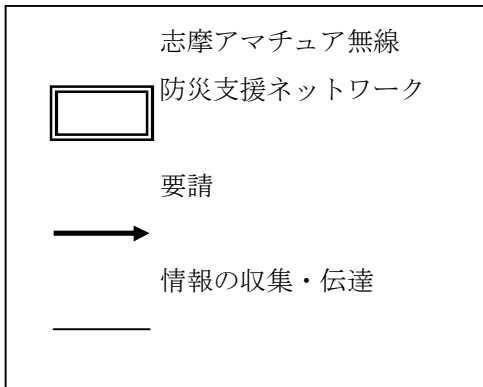
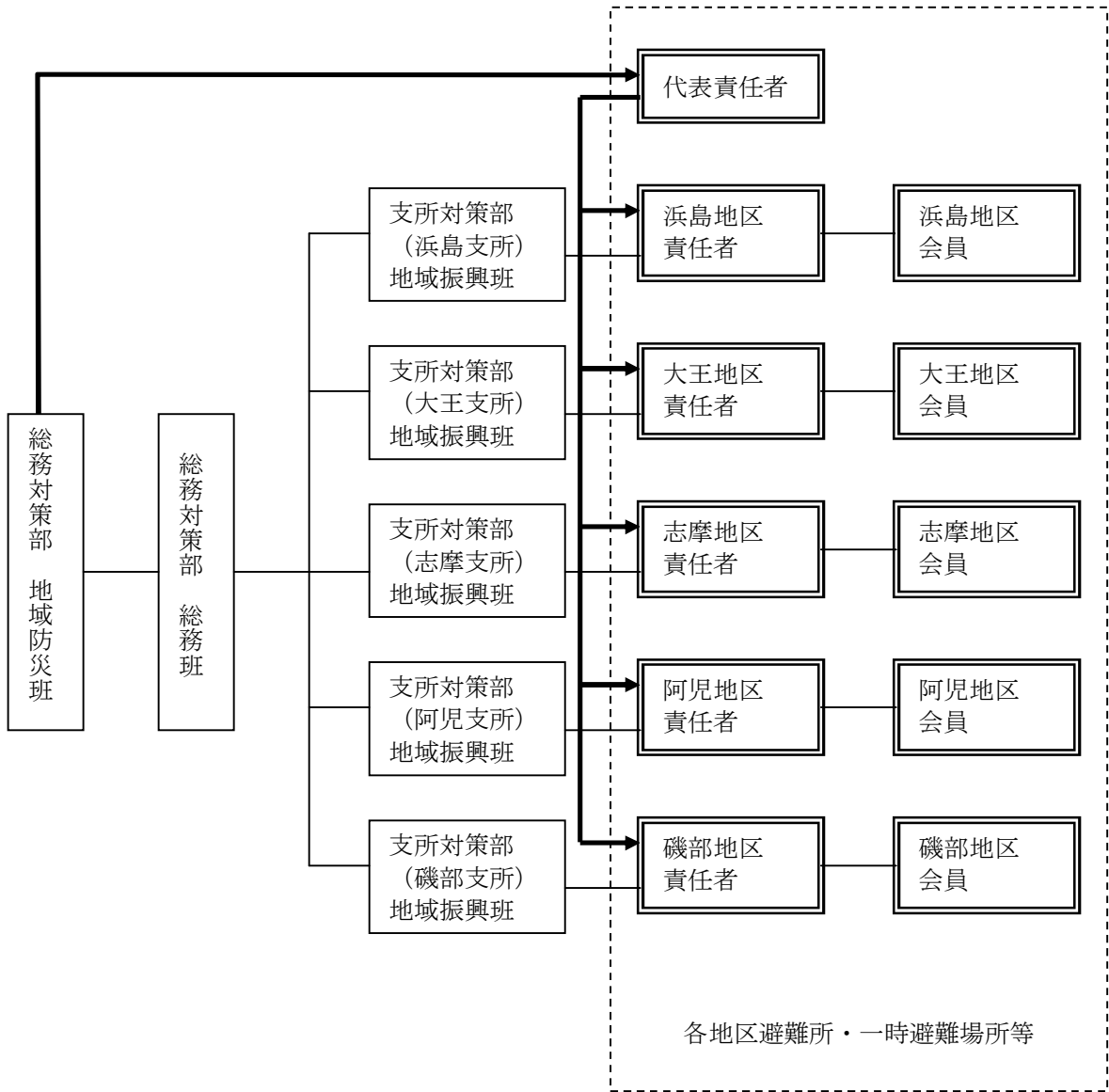
志摩市長 竹内 千尋

志摩市阿児町鵜方236番地2

乙 志摩アマチュア無線防災支援ネットワーク

代表責任者 岸本 壽

別表



○防災に関する基本協定

志摩市（以下「甲」という。）と社団法人三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「乙」という。）とは、災害の予防及び災害時の応援に係る業務（以下「応援業務」という。）に関する基本協定を締結する。

（目 的）

第 1 条 この協定は、志摩市地域防災計画に基づき、甲が乙に対し、志摩市における平常時の災害の予防並びに災害時の応急対策及び災害復旧に係る応援の要請に関し、必要な事項を定める。

（定 義）

第 2 条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に定める災害をいう。

（連絡担当者の設置）

第 3 条 甲及び乙は、応援業務の遂行に必要な情報の交換を行うための連絡担当者を定め、常に情報交換を行うとともに、災害が発生したときは速やかに必要事項の連絡を行うものとする。

（応援業務の内容）

第 4 条 応援業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 平常時における志摩市管理公共施設等の筆界に関する災害予防策の策定等
- (2) 志摩市管理公共施設等の登記に必要と思われる被災状況の調査
- (3) 志摩市管理公共施設等の被災等の応急対策並びに災害復旧のための公共基準点の復旧並びに筆界点情報の収集及び復元
- (4) 登記及び境界関係相談所の開設
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認める業務

（応援要請）

第 5 条 甲は乙に応援業務の要請を行おうとするときは、次に掲げる事項を示して、原則として文書により連絡するものとする。

- (1) 応援の場所
 - (2) 応援の目的
 - (3) 被害の状況
 - (4) 応援業務の内容
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、必要事項
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事態等が発生した場合は、電話、ファックス等により応援業務の要請を行うことができる。この場合において、甲は当該要請後速やかに乙に対し前項に規定する文書を送付しなければならない。

(応援要請業務)

第6条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、速やかに乙の社員を動員し、応援業務に従事させるものとする。

(応援業務の報告)

第7条 乙は、甲の要請に基づき業務に従事した場合は、その活動内容について、活動終了後速やかに業務報告書（様式第1号）により甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第8条 応援業務（甲の要請に基づき実施されたものに限る。）の実施に要する経費は、甲が負担する。

(書類の提出)

第9条 乙は次に掲げる書類を、毎年度甲に提出するものとする。

- (1) 応援業務に係る乙の組織図
- (2) 応援業務に係る連絡担当者
- (3) 応援業務に従事できる社員名簿
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要と認める書類

(資料の交換及び協議)

第10条 甲及び乙は、応援業務が円滑に行えるよう、随時次に掲げる資料を提出し、相互に交換するとともに、必要に応じ協議を行うものとする。

- (1) 志摩市地域防災計画
- (2) 公共施設等の筆界管理に関する情報
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項

(事故への対応)

第11条 乙の社員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、乙の負担とする。

2 乙の社員が、応援業務を遂行中に第三者に損害を与えた場合においては、乙がその賠償の責めに任ずる。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、その都度甲及び乙が協議して定める。

(適用)

第13条 この協定の有効期間は、平成21年3月24日から平成22年 3月31日までとする。

2 この協定の期間満了日の1ヶ月前までに甲又は乙から異議申し立てがないときには、その期間を引き続き次の1年間に延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成21年 3月24日

甲 志摩市阿児町鵜方3098番地22
志摩市
志摩市長 大口 秀和

乙 津市鳥居町19番地8
社団法人三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
理事長 長谷川 吉久

様式第1号（第7条関係）

業 務 報 告 書

担 当 者 氏 名	
活 動 日 時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
応 援 の 場 所	
応 援 の 目 的	
被 害 の 状 況	
応 援 業 務 の 内 容	
そ の 他 必 要 な 事 項	

○災害時における動物救護活動に関する協定書

志摩市（以下「甲」という。）と社団法人三重県獣医師会伊勢志摩支部（以下「乙」という。）とは、志摩市に大規模な地震、津波、風水害、武力攻撃災害その他の災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合において、動物救護に関する活動について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、大規模災害が発生した場合に、甲が行う動物救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請等）

第2条 甲は、動物救護活動を実施する必要がある場合は、乙に協力を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により、甲から要請を受けた場合は、特別な理由がない限り、直ちに動物救護活動を行うものとする。

3 乙は、緊急を要すると判断した場合は、甲の要請の有無にかかわらず、動物救護活動を行うことができる。

4 乙は、前項の規定により、動物救護活動を行った場合は、このことを甲に報告するものとする。

（動物救護活動の場所）

第3条 乙は、甲が指定する避難所又は災害現場等に設置する動物救護所、及び社団法人三重県獣医師会員の保有する診療施設において、動物救護活動を実施するものとする。

（動物救護活動の内容）

第4条 乙の業務の内容は、次の事項とする。

- （1）避難所における動物救護所設置の協力
- （2）動物救護所における被災動物の管理及び飼養の指導
- （3）負傷動物への医療処置
- （4）負傷動物の医療施設への搬送の要否の決定
- （5）被災動物に関する情報の収集及び提供
- （6）動物の死亡確認
- （7）甲が行う動物救護活動に対する指導及び公衆衛生活動への協力
- （8）その他必要な応急業務

（動物の収容）

第5条 甲は、甲が指定する避難所に市民が動物を同行して避難する際には、動物収容設備（ケージ等）の携行を促し、乙はこれに協力するものとする。なお、本条における動物とは、一般家庭で飼育されている犬、猫、鳥、その他小動物とする。

(費用弁償)

第6条 本協定に基づき乙が実施する動物救護活動において、必要とする医薬品、機材、飼料、その他の物品等の費用は、原則として甲が負担するものとする。ただし、乙は、ボランティアの活用、寄付金の利用並びに企業、団体及び個人による寄付物品を用いる等の方法で、甲の負担を最小限にするよう努める。

2 前項の規定による費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(防災訓練)

第7条 乙は、甲が実施する防災訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。

(損害の処置)

第8条 業務の実施に伴い、甲及び乙双方の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき、又は機材等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後直ちにその状況を甲に報告し、その処置について、甲乙が協議して定めるものとする。

(災害補償)

第9条 本協定に基づき乙が行った動物救護活動に係わる従事者の災害補償については、志摩市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成16年志摩市条例第43号）に準じ、甲が補償するものとする。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故等の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一事故については、これらの額の限度において補償の責を免れる。

(連絡調整)

第10条 甲及び乙は、この協定の円滑な実施を図るため、それぞれ連絡責任者を定め、年1回以上相互に連絡先を確認するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙が協議して決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、平成21年 3月24日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成21年 3月24日

甲 志摩市阿児町鵜方3098番地22

志摩市

志摩市長 大口 秀和

乙 志摩市阿児町鵜方3009番地29

社団法人三重県獣医師会伊勢志摩支部

支部長 溝口 真司

○地震・風水害・その他の災害応急工事に関する協定

志摩市（以下「甲」という。）と（社）三重県建設業協会志摩支部（以下「乙」という。）及び志摩建設事業協同組合（以下「丙」という。）は、地震・津波・風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合の調査及び緊急に復旧する工事（以下「災害応急工事」という。）の施工に関して次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の管理する道路、河川、水道施設及び下水道施設等の公共土木施設（以下「公共施設」という。）に災害が発生した際に、甲、乙及び丙が協力し連絡調整を図り、速やかに調査及び災害応急工事を実施し、機能の確保及び回復を図ることを目的とする。

また、大規模地震等に際しては、甲の管理する道路以外の主要道路の状況についても3者が協力し、緊急輸送に必要な道路の確保について状況調査を行うものとする。

（定義）

第2条 この協定において「調査」とは、公共施設と緊急輸送に必要な道路の被災状況把握及び災害応急工事の計画・施工に関する調査とする。

2 「災害応急工事」とは2次災害の発生・誘発の恐れがある場合、及び緊急物資や復旧作業に係る人員輸送ルート確保等緊急に対策が必要な場合における仮復旧工事及び仮設工事等とする。

（協力要請）

第3条 甲は、第2条における調査及び災害応急工事を実施する必要がある際は、乙及び丙に協力を要請する。

2 乙及び丙は前項の要請があった際は、調査及び災害応急工事の実施について甲に協力しなければならないものとする。

（緊急連絡応援体制ネットワーク）

第4条 甲、乙及び丙は、協力要請や情報共有のため、別紙のとおり緊急連絡応援体制ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）を確立するものとする。

2 甲、乙及び丙は、前項の体制に変更が生じた場合、速やかにネットワークを作成し、これを甲が取りまとめ、協定者間のネットワークの確立を図るものとする。

（要請の方法）

第5条 甲は、第3条第1項に掲げる協力要請を行う際は、協定者間で協議し、乙及び丙に別紙要請書により要請するものとする。ただし、緊急時の支援要請は、文書によらず電話等で行うことができるものとする。この場合、甲は乙及び丙に対し、後日速やかに要請書を交付するものとする。

（災害応急工事及び調査の実施）

第6条 乙及び丙は、甲の指示に従い災害応急工事及び調査を実施するものとする。但し、緊急を要する場合で連絡が不可能である場合は、乙及び丙の判断により災害応急工事、調査を実施するものとし、必要に応じて乙及び丙が相互連絡し協働するものとする。

2 前項の緊急を要する場合で連絡が不可能である場合に実施された調査、災害応急工事については被災後3日以内に着手前の状況、施工数量等を写真及び計算書等で甲に報告し、甲は直ちに乙又は丙と協議を実施し要請書を作成するものとする。

(応急建築資材の収集等)

第7条 災害時に市が実施する災害対策に必要な資器材使用の要請があった場合、可能な範囲で乙・丙は甲に提供するものとする。また、甲は乙・丙の保有する資器材に関して、調査、把握することができるものとする。

(費用の精算)

第8条 甲は、第3条の協力要請に要した費用について、前条において実施された内容を確認し、災害発生時の甲が別に定める積算基準等により精算を行う。

(訓練・研修の実施)

第9条 甲、乙及び丙は、緊急時を想定した連携訓練を毎年1回以上実施するものとし、その内容・結果等について、3者で協議・改善していくものとする。

2 甲、乙及び丙が緊急時に適切な判断により調査又は災害応急工事に着手できるよう、甲は、乙及び丙に緊急輸送道路や各公共施設の重要度などについての研修を毎年1回以上実施するものとする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。但し、期間満了の日から30日前までに、甲、乙又は丙がこの協定を終了させる意思表示がない場合は、期間満了の翌日から起算して1年間この協定を更新するものとする。

(協議事項)

第11条 この協定に定めのない事項及び協定内容に疑義が生じたときは、その都度甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙は押印のうえ各1通を保有するものとする。

平成21年12月21日

甲：三重県志摩市阿児町鵜方3098番地22
志摩市 志摩市長

大 口 秀 和

乙：三重県志摩市阿児町鵜方3136番地8
(社) 三重県建設業協会志摩支部
支部長

橋 爪 吉 生

丙：三重県志摩市阿児町鵜方3136番地21
志摩建設事業協同組合
理事長

西 尾 亮

○災害時協力協定

独立行政法人 国立高等専門学校機構 鳥羽商船高等専門学校（以下「甲」という。）と志摩市（以下「乙」という。）は、志摩市内に発生した大規模自然災害時等において、乙は甲の協力を求め、防災対策を円滑に行うため協定を締結する。

1. 甲は、次の事項について協力する。

- (1) 災害発生時における被災者を救援するため、鳥羽丸等所管する船舶を運航すること。
- (2) 災害発生時における被災者を救援するための要員確保等体制を整備すること。
- (3) その他必要に応じ支援をすること。

2. 協定の有効期間等

この協定は、甲と乙が署名した日に発効する。また、この協定の有効期間は発効の日から起算して1年間とする。但し、期間満了の日から30日前までに、甲及び乙がこの協定を終了させる意思が無い場合は、1年毎に自動的に更新される。

3. 協議事項

甲及び乙は本協定事項について疑義が生じた場合、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙は各1通を保有するものとする。

平成21年12月21日

甲 鳥羽市池上町1番1号
独立行政法人 国立高等専門学校機構
鳥羽商船高等専門学校長

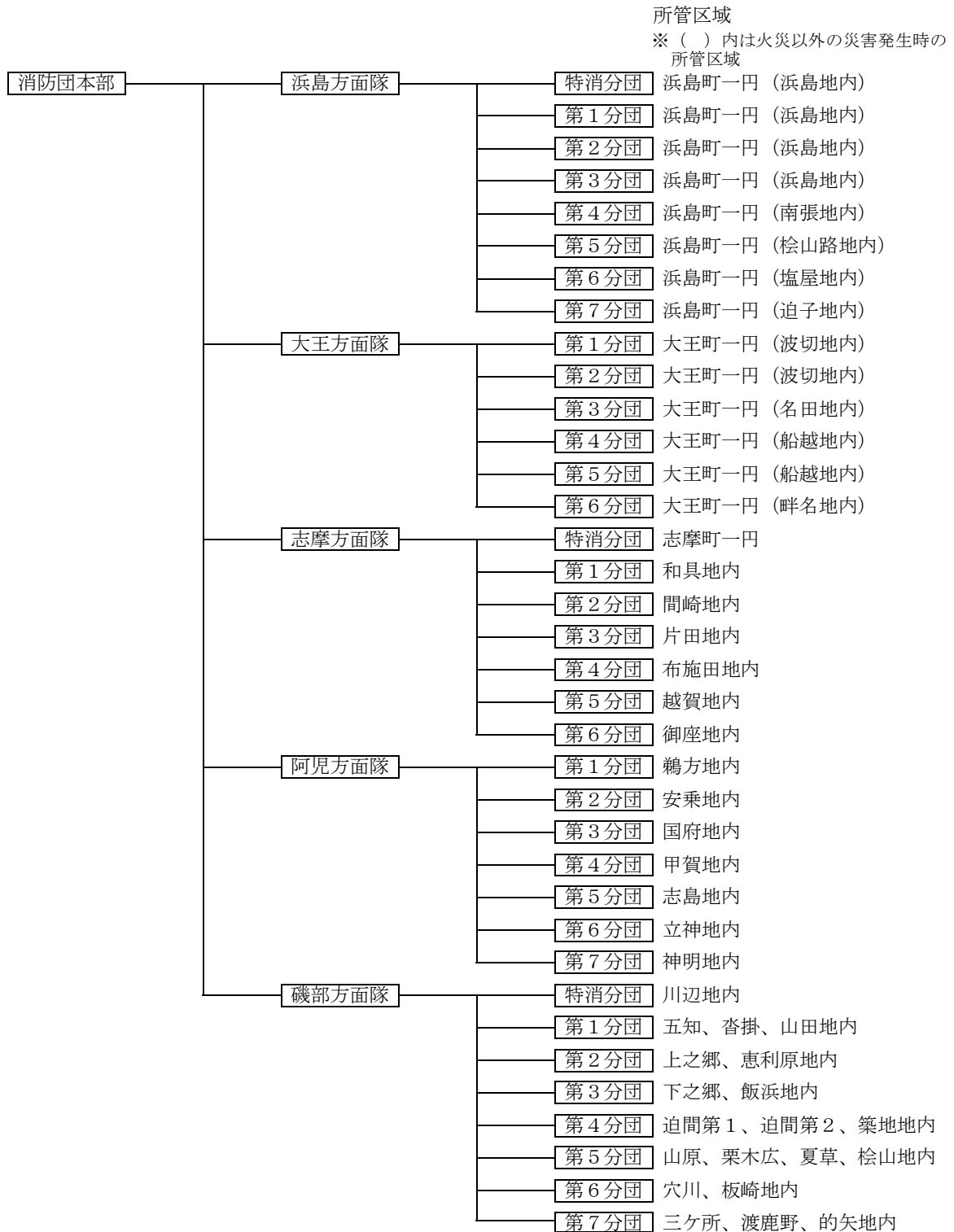
山 田 猛 敏

乙 志摩市阿児町鶴方3098番地22
志摩市長

大 口 秀 和

〔消防・水防〕

○志摩市消防団組織



○志摩広域消防組合保有資器材一覧

特殊機械器具等配置状況

消防器具

(平成22年4月1日現在)

区 分		総 数	消 防 本 部	志 摩 消 防 署	志 摩 分 署	大 王 分 署	磯 部 分 署	浜 島 分 署	南 勢 分 署
放 水 器 具	ホース（65mm）	553		134	71	86	79	75	108
	ホース（50mm）	281		39	57	40	51	43	51
	ホース（水幕）	5		2	1				2
	フォグガン	11		1	3	1	1	3	2
	無反動ノズル	4		1	1	1	1		
	ディフェンスノズル	2		1					1
	ラインプロポーションナー	8		1	2	1	2	1	1
	フォームショットガン	6		1	1	1	1	1	1
	ネット式簡易発砲器	3		1			1		1
	ピックアップ式泡ノズル	4		2				2	
	水損防止用特殊ノズル （スパコンノズル）	5		2			3		
	山林火災用ポンプ	3		1			1		1
	ウォーターチャージャー	4		1			2		1
	背負い式ポンプ	27		7	5	3	4	4	4
	簡易水槽	5			1	1	1	1	1
分岐金具	31		9	6	6	5	2	3	
そ の 他	投光器	11		3	1	2	1	2	2
	排煙機	1		1					
	手引きホースカー	7		2	1	1	1	1	1
	地下式消火栓開栓器	22		5	5	2	3	3	4
	ホースブリッジ	13		4	2	1	3	2	1
	強力ライト	42	7	9	7	5	5	5	4

救急器具

(平成22年4月1日現在)

区 分		総 数	消 防 部	志 摩 消防署	志 摩 署	大 王 署	磯 分 部 署	浜 島 署	南 勢 署
観察用資器材	血圧計	23	1	4	4	3	3	4	4
	聴診器	22		5	4	3	3	2	5
	血中酸素飽和度測定器	11		1	2	2	2	2	2
	患者監視モニター (携帯用含む)	11		3	2	2	1	1	2
	呼気終末二酸化炭素 測定器(CO2モニター)	2		1					1
	心電図伝送装置	4		2		1			1
呼吸・循環管理資器材	手動式人工呼吸器	29	1	5	5	4	3	5	6
	自動式人工呼吸器	15	2	5	2	1	1	2	2
	酸素ボンベ(2.0L)	35	7	8	4	4	4	4	4
	酸素ボンベ(3.5L)	10	8	2	0		0	0	0
	酸素ボンベ(10L)	34	6	8	4	4	4	4	4
	電動式吸引器	8		2	2	1	1	1	1
	喉頭鏡	9		4	1	1	1	1	1
	自動式除細動器(半自動含む)	8		2	1	1	1	2	1
	自動式心臓マッサージ器	1		1					0
	ショックパンツ	12		2	2	2	2	2	2
	心肺蘇生用背板	6		1	1	1	1	1	1
	輸液用ポンプ	3		1		1			1
保護用器材	陰圧式固定ギブス	7		2	1	1	1	1	1
	スクープストレッチャー	8		2	1	1	1	2	1
	バックボード一式	7		2	1	1	1	1	1
	頸部固定用副子	46		4	5	10	5	8	14
消毒用器材	ガス滅菌器	1		1					
	シーリング機	1		1					
	自動式手指消毒器	6		1	1	1	1	1	1
	噴霧消毒器								1
その他	布担架	15		4	2	2	3	2	2
	万能ハンマー	14		6	1	1	1	3	2
	リングカッター	4		1		1		1	1

救助器具

(平成22年4月1日現在)

区 分		総 数	消 防 本 部	志 摩 消 防 署	志 摩 分 署	大 王 分 署	磯 部 分 署	浜 島 分 署	南 勢 分 署
救助器具	三連はしご	7		2	1	1		1	2
	空気式救助マット	1		1					
	マット型空気ジャッキ	2		2					
	救命索発射銃	1		1					
	可般式ウインチ	9		4	1	1	1	1	1
	可般式発動発電機 (300W 以上)	19		6	3	3	2	2	3
	バスケットストレッチャー	6		1	1	1	1	1	1
	ロールグリス (マンホール救助器具)	1		1					
	救命胴衣	19	6	2	1	4	1	2	3
	潜水器具一式	12	12						
	ウエットスーツ	18	18						
	ドライスーツ	7	7						
	船外機	1	1						
	災害救助用ボート	1	1						
破壊器具	大型油圧式スプレッダー	2		2					
	大型油圧式カッター	2		2					
	油圧式ジャッキ	3		2		1			
	エアーカッター	1		1					
	エアーソー	2				1	1		
	エンジンカッター	8		2	1	2	1	1	1
	削岩機	2		1		1			
	チェーンソー	3		1		1		1	
	アセチレンガス溶断器	1		1					
呼吸保護器具	空気呼吸器	45	3	17	5	5	5	5	5
	軽量空気ボンベ(8 1)	83	5	28	10	10	10	10	10
	空気ボンベ(8 1)	25	25	0	0	0	0	0	0
	空気ボンベ(1 0 1)	11	10				1		
	空気ボンベ(1 2 1)	6	6						
その他	ワイヤーロープ	23		7	3	3	4	3	3
	スリングベルト	13		5	2	1	2	1	2
	エアーテント	1		1					

整備器具

(平成22年4月1日現在)

区 分	総 数	消 防 本 部	志 摩 消防署	志 摩 分 署	大 王 分 署	磯 部 分 署	浜 島 分 署	南 勢 分 署
ガレージジャッキ	6		1	1	1	1	1	1
充電器	8		1	1	1	1	2	2
電気溶接機	1		1					
オイルチェンジャー	1	1						
高圧コンプレッサー	1	1						
低圧コンプレッサー	6		1	1	1	1	1	1
工具一式	6	1		1	1	1	1	1

測定器具

(平成22年4月1日現在)

区 分	総 数	消 防 本 部	志 摩 消防署	志 摩 分 署	大 王 分 署	磯 部 分 署	浜 島 分 署	南 勢 分 署
音量測定器	6		1	1	1	1	1	1
電気回路計 (テスター)	8	3		1	1	1	1	1
静電気測定器	1	1						
炭化測定器	1	1						
接地抵抗計	2	2						
絶縁抵抗計 (メガー)	10		2	2	1	1	2	2
ガス検知器	6	1	2	1		1		1
超音波厚さ計	3	1	1			1		
照度計	1		1					
カメラ一式	9	3	1	1	1	1	1	1
自動火災報知設備点検検査器具	11	7	1	1		1		1
ビデオカメラ式	1	1						
バッテリーテスター	6		1	1	1	1	1	1

訓練器具

(平成22年4月1日現在)

区 分		総 数	消 防 部	志 摩 消防署	志 摩 署	大 王 署	磯 分 署	浜 分 署	島 分 署	南 分 署	勢 分 署
救急訓練用器具	レサシ(アクター911)	2		2							
	レサシアン(ベビー)	2		2							
	レサシアン(ジュニア)	2		2							
	スキルメーターレサシアン	5		5							
	訓練人形(胴体部分のみ)	2		2							
	JAMY人形(大人・ベビー)	2		2							
	AEDトレーナー	5		5							
	気道管理トレーナー	1		1							
	高度救命処置訓練用人形	2	1	1							
救助訓練用器具・その他	救助訓練用マット	2		2							
	救助訓練用ネット	4		4							
	張力計	1		1							
	バーベルセット	7		2	1	1	1		1	1	
	体力錬成用マット	10		4	2	2				2	
	消火薬剤充填器										
	救助用訓練人形	1		1							

通信器具

(平成22年4月1日現在)

区 分		総 数	消 防 部	志 摩 消防署	志 摩 署	大 王 署	磯 分 署	浜 分 署	島 分 署	南 分 署	勢 分 署
固定無線機		9	3	1	1	1	1		1		1
移動局	車載用	25	3	7	3	3	3		3		3
	携帯用	32	6	6	4	4	4		4		4
受令機	車載用										
	携帯用										
自動車電話											
携帯電話		9	2	2	1	1	1		1		1

消火器具

(平成22年4月1日現在)

区 分		総 数	消 防 部	志 摩 消防署	志 摩 署	大 王 署	磯 分 署	浜 分 署	島 分 署	南 分 署	勢 分 署
界面活性剤 (ℓ)		1,560		380	200	200	320		200		260

○化学消火薬剤保有現況

1 志摩広域消防組合の保有

保 管	所 在 地	電 話 番 号			化 学 消 火 剤			オイル フェン ス(m)	油 処 理 剤 (ℓ)	油吸 着材 (枚)	備考
		市 外 局 番	局 番	番 号	たん 白系 (ℓ)	合成界 面活性 剤(ℓ)	粉末 (kg)				
志 摩 広 域 消 防 組 合	志摩市阿児町 鵜方3080	0599	43	1418		1,560					市内 各所

2 海上保安庁の保有

保 管	所 在 地	電 話 番 号			化 学 消 火 剤			オイル フェン ス(m)	油 処 理 剤 (ℓ)	油吸 着材 (枚)	備考
		市 外 局 番	局 番	番 号	たん 白系 (ℓ)	合成界 面活性 剤(ℓ)	粉末 (kg)				
鳥羽海上保安 部 浜 島 分 室	志摩市浜島町 浜島1161-6	0599	53	0300		220			180		

(注) 各資材は、基地保有のほか所属巡視船艇に分散搭載している。

3 各建設事務所の保有

保 管	所 在 地	電 話 番 号			オイルフ ェンス (m)	吸着マット (枚)	組立ボート (隻)
		市外局番	局番	番号			
志 摩 建 設 事 務 所	志摩市阿児町鵜方3098-9	0599	43	9623	40	200	1

○防火水槽設置状況・消火栓設置状況

防火水槽状況

(平成22年4月1日現在)

市町別 容量	志摩市						南伊勢町	計
	阿児町	志摩町	大王町	磯部町	浜島町			
20 m ³ 未満	3		2	1			5	8
20 m ³ 以上	25 (7)	10 (3)	8	4	3 (3)	(1)	4	29 (7)
25 m ³ 以上	17 (1)	3	4	7	2 (1)	1	4	21 (1)
30 m ³ 以上	32 (2)	20 (1)	5	6	1 (1)		1	33 (2)
35 m ³ 以上	6		1	4	1		3	9
40 m ³ 以上	115 (84)	38 (24)	34 (2)	19 (4)	13 (40)	11 (14)	12	127 (84)
45 m ³ 以上	6	3	1		1	1	3	9
50 m ³ 以上	2 (4)	1 (1)			(2)	1 (1)	2	4 (4)
55 m ³ 以上							1	1
60 m ³ 以上	1			1				1
65 m ³ 以上								
70 m ³ 以上	1			1			3	4
80 m ³ 以上	1			1				1
90 m ³ 以上	1			1				1
100 m ³ 以上	3 (3)		2		1 (2)	(1)		3 (3)
計	213 (101)	75 (29)	57 (2)	45 (4)	22 (49)	14 (17)	38	251 (101)

() は、外数私設

消火栓状況

(平成22年4月1日現在)

市町別 管径	志摩市						南伊勢町	計
	阿児町	志摩町	大王町	磯部町	浜島町			
50 mm	135 (6)	93 (1)		14	25 (5)	3	25	160 (6)
75 mm	819 (84)	256	296 (63)	67 (2)	136 (6)	64 (13)	358 (5)	1177 (89)
100 mm	403 (22)	114	139	80	45 (12)	25 (10)	74	477 (22)
125 mm	14	8	5		1		1	15
150 mm	575 (4)	219	186	82	45	43 (4)	36	611 (4)
200 mm	83	35	22	9	6	11	29	112
250 mm	87	66	15			6	5	92
300 mm以上	56	28	11		17		13	69
計	2172 (116)	819 (1)	674 (63)	252 (2)	275 (23)	152 (27)	541 (5)	2,713 (121)

() は、外数私設

○危険物施設状況

(平成22年4月1日現在)

製造所等の別		市町別	計	志摩市					南伊勢町	
				阿児町	志摩町	大王町	磯部町	浜島町		
製 造 所										
貯 蔵 所	小 計		241	214	83	24	26	34	47	27
	屋内貯蔵所		24	20	5	5	1	7	2	4
	屋外タンク貯蔵所		65	51	15	12	7	10	7	14
	屋内タンク貯蔵所		7	5	3		1		1	2
	地下タンク貯蔵所		104	101	51	2	10	13	25	3
	簡易タンク貯蔵所		4	3		2		1		1
	移動タンク貯蔵所		34	32	9	1	7	3	12	2
	屋外貯蔵所		3	2		2				1
取 扱 所	小 計		129	106	41	15	12	19	19	23
	給油取扱所		86	65	25	12	7	8	13	21
	第1種販売取扱所									
	第2種販売取扱所									
	移送取扱所		1	1				1		
	一般取扱所		42	40	16	3	5	10	6	2
計			370	320	124	39	38	53	66	50
事 業 所			180	158	74	14	16	30	24	22

○重要水防区域一覧

(1) 河川

建設コード	区域番号	箇所番号	水系名	河川名	担当水防管理団体		重要水防区域指定区間				重要水防箇所					適用
					指定有無	名称	左右の岸	位置	地先名	延長(m)	種別	位置	延長(m)	評価	対策水防工法	
7	16	1	藤谷川	藤谷川	無	志摩市	左	0k+0m から 0.2k+10m まで	志摩市磯部町の矢から 志摩市磯部町の矢まで	210	堤防高 (流下能力)	0k+0m から 0.2k+10m まで	210	B	積土俵工	高さ不足
7	17	1	藤谷川	藤谷川	無	志摩市	右	0k+0m から 0.2k+10m まで	志摩市磯部町の矢から 志摩市磯部町の矢まで	210	堤防高 (流下能力)	0k+0m から 0.2k+10m まで	210	B	積土俵工	高さ不足
7	18	1	磯部川	磯部川	無	志摩市	左	2.0k+0m から 2.4k+190m まで	志摩市磯部町下之郷から 志摩市磯部町下之郷まで	600	堤防高 (流下能力)	2.0k+0m から 2.4k+190m まで	600	A	積土俵工	河積不足
7		2									工作物	2.0k+50m から 2.0k+50m まで		A	積土俵工	近鉄橋梁 河積阻害
7		3									工作物	2.2k+190m から 2.2k+190m まで		B	積土俵工	無名橋 河積阻害
7	19	1	磯部川	磯部川	無	志摩市	右	2.0k+0m から 3.8k+160m まで	志摩市磯部町迫間から 志摩市磯部町恵利原まで	1,960	堤防高 (流下能力)	2.0k+0m から 2.4k+40m まで	450	A	積土俵工	河積不足
7		2									堤防高 (流下能力)	2.4k+40m から 3.8k+160m まで	1,510	B	積土俵工	河積不足
7		3									水衡洗掘	3.0k+120m から 3.8k+90m まで	(760) 760	B	木竹流工	
7		4									工作物	2.8k+60m から 2.8k+60m まで		B	積土俵工	大正橋 河積阻害
7	20	1	磯部川	磯部川	無	志摩市	左	3.0k+120m から 3.8k+100m まで	志摩市磯部町恵利原から 志摩市磯部町恵利原まで	790	水衡洗掘	3.0k+120m から 3.8k+100m まで	790	B	木竹流工	

建設コード	区域番号	箇所番号	水系名	河川名	担当水防管理団体		重要水防区域指定区間				重要水防箇所					適用
					指定有無	名称	左右の岸	位置	地先名	延長(m)	種別	位置	延長(m)	評定	対策水防工法	
7	21	1	磯部川	池田川	無	志摩市	左	0k+180m から 1.8k+40m まで	志摩市磯部町穴川から 志摩市磯部町迫間まで	1,700	堤防高 (流下能力)	0k+180m から 1.4k+170m まで	1,440	B	積土俵工	河積不足
7		2									堤防高 (流下能力)	1.4k+170m から 1.8k+40m まで	260	B	積土俵工	河積不足
7		3									工作物	0.2k+80m から 0.2k+80m まで		B	積土俵工	池田橋
7		4									工作物	0.2k+150m から 0.2k+150m まで		B	積土俵工	井堰 河積阻害
7		5									工作物	1.6k+100m から 1.6k+100m まで		B	積土俵工	井堰 河積阻害
7	22	1	磯部川	池田川	無	志摩市	右	0k+180m から 0.6k+90m まで	志摩市磯部町穴川から 志摩市磯部町穴川まで	540	堤防高 (流下能力)	0k+180m から 0.6k+90m まで	540	B	積土俵工	高さ不足
7	23	1	磯部川	池田川	無	志摩市	左	2.4k+50m から 2.6k+110m まで	志摩市磯部町迫間から 志摩市磯部町迫間まで	260	堤防高 (流下能力)	2.4k+50m から 2.6k+110m まで	260	A	積土俵工	河積不足
7		2									工作物	2.6k+0m から 2.6k+0m まで		B	積土俵工	無名橋 河積阻害
7	24	1	磯部川	池田川	無	志摩市	左	4.8k+170m から 5.4k+90m まで	志摩市磯部町築地から 志摩市磯部町築地まで	520	堤防高 (流下能力)	4.8k+170m から 5.4k+90m まで	520	B	積土俵工	河積不足
7		2									工作物	5.0k+120m から 5.0k+120m まで		B	積土俵工	東西橋 河積阻害
7	25	1	磯部川	池田川	無	志摩市	右	4.8k+170m から 5.4k+90m まで	志摩市磯部町築地から 志摩市磯部町築地まで	520	堤防高 (流下能力)	4.8k+170m から 5.4k+90m まで	520	B	積土俵工	河積不足
7	26	1	磯部川	大谷川	無	志摩市	左	0k+0m から 0k+130m まで	志摩市磯部町迫間から 志摩市磯部町迫間まで	130	堤防高 (流下能力)	0k+0m から 0k+130m まで	130	A	積土俵工	河積不足

建設コード	区域番号	箇所番号	水系名	河川名	担当水防管理団体		重要水防区域指定区間				重要水防箇所					適用
					指定有無	名称	左右の岸	位置	地先名	延長(m)	種別	位置	延長(m)	評定	対策水防工法	
7	27	1	磯部川	大谷川	無	志摩市	右	0k+0m から 0.2k+190m まで	志摩市磯部町迫間から 志摩市磯部町迫間まで	390	堤防高 (流下能力)	0k+0m から 0k+140m まで	140	A	積土俵工	河積不足
7		2									堤防高 (流下能力)	0k+140m から 0.2k+190m まで	250	B	積土俵工	河積不足
7	28	1	磯部川	大谷川	無	志摩市	左	0.2k+100m から 1.4k+100m まで	志摩市磯部町迫間から 志摩市磯部町迫間まで	1,210	堤防高 (流下能力)	0.2k+100m から 1.4k+100m まで	1,210	B	積土俵工	河積不足
7	29	1	磯部川	大谷川	無	志摩市	右	0.8k+0m から 0.8k+150m まで	志摩市磯部町迫間から 志摩市磯部町迫間まで	150	堤防高 (流下能力)	0.8k+0m から 0.8k+150m まで	150	B	積土俵工	河積不足
7	30	1	磯部川	地藏川	無	志摩市	左	0k+0m から 0.4k+120m まで	志摩市磯部町山原から 志摩市磯部町山原まで	520	堤防高 (流下能力)	0k+0m から 0.4k+120m まで	520	B	積土俵工	河積不足
7	31	1	磯部川	地藏川	無	志摩市	左	1.8k+110m から 2.8k+50m まで	志摩市磯部町山原から 志摩市磯部町山原まで	950	堤防高 (流下能力)	1.8k+110m から 2.8k+50m まで	950	B	積土俵工	河積不足
7		2									工作物	1.8k+120m から 1.8k+120m まで		B	積土俵工	地藏橋 河積阻害
7	32	1	磯部川	地藏川	無	志摩市	右	1.8k+130m から 2.8k+50m まで	志摩市磯部町山原から 志摩市磯部町山原まで	950	堤防高 (流下能力)	1.8k+130m から 2.8k+50m まで	950	B	積土俵工	河積不足
7	33	1	磯部川	前川	無	志摩市	左	0k+50m から 0.6k+10m まで	志摩市磯部町下之郷から 志摩市磯部町下之郷まで	580	堤防高 (流下能力)	0k+50m から 0.2k+70m まで	230	B	積土俵工	高さ不足
7		2									水衡洗掘	0.2k+70m から 0.6k+10m まで	350	B	木竹流工	H 7.10 実績有
7	34	1	磯部川	前川	無	志摩市	右	0k+150m から 0.6k+0m まで	志摩市磯部町下之郷から 志摩市磯部町下之郷まで	460	堤防高 (流下能力)	0k+150m から 0.2k+70m まで	110	B	積土俵工	高さ不足
7		2									水衡洗掘	0.2k+70m から 0.6k+0m まで	350	B	木竹流工	H 7.10 実績有

建設コード	区域番号	箇所番号	水系名	河川名	担当水防管理団体		重要水防区域指定区間				重要水防箇所					適用
					指定有無	名称	左右の岸	位置	地先名	延長(m)	種別	位置	延長(m)	評定	対策水防工法	
7	35	1	磯部川	野川	無	志摩市	左	1.8k+130m から 2.2k+150m まで	志摩市磯部町山田から 志摩市磯部町山田まで	430	堤防高 (流下能力)	1.8k+130m から 2.2k+150m まで	430	B	積土俵工	河積不足
7	36	1	磯部川	野川	無	志摩市	左	3.2k+60m から 3.8k+70m まで	志摩市磯部町沓掛から 志摩市磯部町沓掛まで	620	堤防高 (流下能力)	3.2k+60m から 3.8k+70m まで	620	B	積土俵工	河積不足
7	37	1	磯部川	野川	無	志摩市	左	5.4k+120m から 5.8k+180m まで	志摩市磯部町五知から 志摩市磯部町五知まで	460	堤防高 (流下能力)	5.4k+120m から 5.8k+180m まで	460	B	積土俵工	河積不足
7		2									工作物	5.4k+120m から 5.4k+120m まで		B	積土俵工	無名橋 河積阻害
7	38	1	磯部川	野川	無	志摩市	右	5.4k+120m から 5.8k+170m まで	志摩市磯部町五知から 志摩市磯部町五知まで	460	堤防高 (流下能力)	5.4k+120m から 5.8k+170m まで	460	B	積土俵工	河積不足
7	39	1	磯部川	山田川	無	志摩市	右	0.2k+190m から 1.0k+80m まで	志摩市磯部町五知から 志摩市磯部町五知まで	690	堤防高 (流下能力)	0.2k+190m から 1.0k+80m まで	690	B	積土俵工	河積不足
7	40	1	日出川	日出川	無	志摩市	左	0k+160m から 0.6k+130m まで	志摩市磯部町坂崎から 志摩市磯部町坂崎まで	590	堤防高 (流下能力)	0k+160m から 0.6k+130m まで	590	B	積土俵工	高さ不足
7	41	1	前川	前川	無	志摩市	左	1.0k+70m から 2.4k+0m まで	志摩市阿児町鶴方から 志摩市阿児町鶴方まで	1,330	堤防高 (流下能力)	1.0k+70m から 2.4k+0m まで	1,330	A	積土俵工	H 7.10 実績有 河積不足
7		2									工作物	1.0k+70m から 1.0k+0m まで		A	積土俵工	前川橋 河積阻害
7		3									工作物	1.0k+180m から 1.0k+180m まで		A	積土俵工	前川橋 河積阻害
7		4									工作物	1.2k+150m から 1.2k+150m まで		A	積土俵工	浅間橋 河積阻害
7		5									工作物	1.4k+10m から 1.4k+10m まで		A	積土俵工	前川ファブリダム 河積阻害

建設コード	区域番号	箇所番号	水系名	河川名	担当水防管理団体		重要水防区域指定区間				重要水防箇所					適用	
					指定有無	名称	左右の岸	位置	地先名	延長(m)	種別	位置	延長(m)	評定	対策水防工法		
7		6										工作物	1.4k+190mから 1.4k+190mまで		A	積土俵工	沖川橋 河積阻害
7		7										工作物	1.6k+90mから 1.6k+90mまで		A	積土俵工	無名橋 河積阻害
7		8										工作物	1.8k+20mから 1.8k+20mまで		A	積土俵工	入道川橋 河積阻害
7		9										工作物	2.0k+10mから 2.0k+10mまで		A	積土俵工	明神橋 河積阻害
7		10										工作物	2.2k+140mから 2.2k+140mまで		A	積土俵工	無名橋 河積不足
7		11										工作物	2.2k+150mから 2.2k+150mまで		A	積土俵工	昭を通り3号橋 河積不足
7	42	1	前川	前川	無	志摩市	右	1.0k+70mから 2.4k+0mまで	志摩市阿児町鶴方から 志摩市阿児町鶴方まで	1,330	堤防高 (流下能力)	1.0k+70mから 2.4k+0mまで	1,330	A	積土俵工	H7.10実績有 河積阻害	
7	43	1	西川	後沖川	無	志摩市	左	0k+0mから 0.8k+170mまで	志摩市阿児町鶴方から 志摩市阿児町鶴方まで	960	堤防高 (流下能力)	0k+0mから 0.8k+170mまで	960	B	積土俵工	河積不足	
7		2										工作物	0.4k+110mから 0.4k+110mまで		B	積土俵工	無名橋 河積阻害
7	44	1	西川	後沖川	無	志摩市	右	0k+0mから 0.8k+170mまで	志摩市阿児町鶴方から 志摩市阿児町鶴方まで	960	堤防高 (流下能力)	0k+0mから 0.8k+170mまで	960	B	積土俵工	河積不足	
7	45	1	迫子川	迫子川	無	志摩市	左	0k+20mから 1.4k+10mまで	志摩市浜島町迫子から 志摩市浜島町迫子まで	1,370	堤防高 (流下能力)	0k+20mから 1.4k+10mまで	1,370	B	積土俵工	河積不足	
7		2										工作物	0.8k+190mから 0.8k+190mまで		B	積土俵工	飯田橋 河積阻害

建設コード	区域番号	箇所番号	水系名	河川名	担当水防管理団体		重要水防区域指定区間				重要水防箇所					適用
					指定有無	名称	左右の岸	位置	地先名	延長(m)	種別	位置	延長(m)	評定	対策水防工法	
7	46	1	迫子川	迫子川	無	志摩市	右	0k+0m から 1.4k+10m まで	志摩市浜島町迫子から 志摩市浜島町迫子まで	1,450	堤防高 (流下能力)	0k+0m から 1.4k+10m まで	1,450	B	積土俵工	河積不足
7	47	1	檜山路川	檜山路川	無	志摩市	右	0k+100m から 1.0k+130m まで	志摩市浜島町檜山路から 志摩市浜島町檜山路まで	1,040	堤防高 (流下能力)	0k+100m から 1.0k+130m まで	1,040	B	積土俵工	高さ不足
7		6									工作物	0.8k+190m から 0.8k+190m まで		B	積土俵工	上条橋 河積阻害
7	47-1	1	檜山路川	檜山路川	無	志摩市	左	0k+300m から 1.0k+130m まで	志摩市浜島町檜山路から 志摩市浜島町檜山路まで	840	堤防高 (流下能力)	0k+300m から 1.0k+130m まで	840	B	積土俵工	高さ不足
7	48	1	南張川	南張川	無	志摩市	左	0.6k+180m から 1.8k+100m まで	志摩市浜島町南張から 志摩市浜島町南張まで	1,130	堤防高 (流下能力)	0.6k+180m から 1.8k+100m まで	1,130	B	積土俵工	河積不足
7	49	1	南張川	南張川	無	志摩市	右	0.8k+50m から 2.2k+0m まで	志摩市浜島町南張から 志摩市浜島町南張まで	1,350	堤防高 (流下能力)	0.8k+50m から 2.2k+0m まで	1,350	B	積土俵工	河積不足
7	50	1	南張川	湯夫川	無	志摩市	左	0.4k+180m から 1.0k+60m まで	志摩市浜島町南張から 志摩市浜島町南張まで	480	堤防高 (流下能力)	0.4k+180m から 1.0k+60m まで	480	B	積土俵工	河積不足
7		2									工作物	0.6k+90m から 0.6k+90m まで		B	積土俵工	無名橋 河積阻害
7	51	1	南張川	湯夫川	無	志摩市	右	0.4k+180m から 1.0k+60m まで	志摩市浜島町南張から 志摩市浜島町南張まで	480	堤防高 (流下能力)	0.4k+180m から 1.0k+60m まで	480	B	積土俵工	河積不足
7	52	1	東海川	東海川	無	志摩市	左	0k+0m から 2.0k+150m まで	志摩市阿児町国府から 志摩市阿児町国府まで	2,150	工作物	0k+0m から 2.0k+150m まで	2,150	B	積土俵工	護岸老朽化
7	53	1	東海川	東海川	無	志摩市	右	0k+0m から 2.0k+150m まで	志摩市阿児町甲賀から 志摩市阿児町国府まで	2,150	工作物	0k+0m から 2.0k+150m まで	2,150	B	積土俵工	護岸老朽化

(2) 海岸

建設コード	区域番号	箇所番号	海岸名	建設港湾の別	担当水防管理団体		重要水防区域指定区間			重要水防箇所					適用
					指定有無	名称	位置	地先名	延長(m)	種別	位置	延長(m)	評定	対策水防工法	
28	22	1	安乗漁港海岸	漁	無	志摩市	+0m から +20m まで	志摩市阿児町安乗 から 志摩市阿児町安乗 まで	20	工作物	+0m から +20m まで	20	B	積土俵工	護岸老朽化
28	23	1	安乗地区海岸	建	無	志摩市	+1,900m から +2,650m まで	志摩市阿児町安乗 から 志摩市阿児町安乗 まで	750	工作物	+1,900m から +2,650m まで	750	B	積土俵工	堤防、護岸老朽化
28		2								侵食	+1,900m から +2,100m まで	(200) 200	B	杭打積土俵工	
28	24	1	国府地区海岸	建	無	志摩市	+320m から +2,850m まで	志摩市阿児町国府 から 志摩市阿児町甲賀 まで	2,530	工作物	+320m から +1,600m まで	1,280	B	積土俵工	堤防、護岸老朽化
28		2								堤防高(流下能力)	+1,600m から +2,850m まで	1,250	B	積土俵工	高さ不足
28	25	1	国府地区海岸	建	無	志摩市	+3,470m から +3,840m まで	志摩市阿児町甲賀 から 志摩市阿児町甲賀 まで	370	工作物	+3,470m から +3,840m まで	370	B	積土俵工	堤防、護岸老朽化
28	26	1	志島地区海岸	建	無	志摩市	+200m から +860m まで	志摩市阿児町志島 から 志摩市阿児町志島 まで	660	工作物	+200m から +860m まで	660	B	積土俵工	護岸老朽化
28	27	1	志島地区海岸	建	無	志摩市	+1,180m から +1,630m まで	志摩市阿児町志島 から 志摩市阿児町志島 まで	450	工作物	+1,180m から +1,630m まで	450	B	積土俵工	護岸老朽化
28	28	1	神明東地先海岸	建	無	志摩市	+0m から +190m まで	志摩市阿児町志島 から 志摩市阿児町志島 まで	190	工作物	+0m から +190m まで	190	B	積土俵工	護岸老朽化
28	29	1	神明東地先海岸	建	無	志摩市	+850m から +1,000m まで	志摩市阿児町志島 から 志摩市阿児町志島 まで	210	工作物	+850m から +1,000m まで	210	B	積土俵工	堤防老朽化
28	30	1	畔名地区海岸	建	無	志摩市	+400m から +810m まで	志摩市大王町畔名 から 志摩市大王町畔名 まで	410	工作物	+400m から +810m まで	410	B	積土俵工	堤防、護岸老朽化

建設コード	区域番号	箇所番号	海岸名	建設港湾の別	担当水防管理団体		重要水防区域指定区間			重要水防箇所					適用	
					指定有無	名称	位置	地先名	延長(m)	種別	位置	延長(m)	評定	対策水防工法		
28		2									堤防高 (流下能力)	+590m から +810m まで	(220) 220	B	積土俵工	高さ不足
28	31	1	名田地区海岸	建	無	志摩市	+290m から +550m まで	志摩市大王町名田 から 志摩市大王町名田 まで	260	堤防高 (流下能力)	+290m から +350m まで	60	B	積土俵工	高さ不足	
28		2								侵食	+350m から +440m まで	90	B	杭打積土俵工		
28		3								堤防高 (流下能力)	+440m から +550m まで	110	B	積土俵工	高さ不足	
28	32	1	船越地区海岸	建	無	志摩市	+230m から +360m まで	志摩市大王町波切 から 志摩市大王町波切 まで	130	工作物	+230m から +360m まで	130	B	積土俵工	護岸老朽化	
28	33	1	船越地区海岸	建	無	志摩市	+740m から +1,820m まで	志摩市大王町波切 から 志摩市大王町波切 まで	1,080	工作物	+740m から +930m まで	190	B	積土俵工	護岸老朽化	
28		2								侵食	+930m から +960m まで	30	B	杭打積土俵工		
28		3								工作物	+960m から +1,180m まで	220	B	積土俵工	護岸老朽化	
28		4								侵食	+1,180m から +1,220m まで	40	B	杭打積土俵工		
28		5								工作物	+1,220m から +1,300m まで	80	B	積土俵工	護岸老朽化	
28		6								侵食	+1,300m から +1,820m まで	520	B	杭打積土俵工		
28	34	1	船越地区海岸	建	無	志摩市	+5,070m から +5,120m まで	志摩市大王町船越 から 志摩市大王町船越 まで	50	堤防高 (流下能力)	+5,070m から +5,120m まで	50	B	積土俵工	高さ不足	

建設コード	区域番号	箇所番号	海岸名	建設港湾の別	担当水防管理団体		重要水防区域指定区間			重要水防箇所					適用
					指定有無	名称	位置	地先名	延長(m)	種別	位置	延長(m)	評定	対策水防工法	
28	35	1	船越地区海岸	建	無	志摩市	+6,900m から +7,200m まで	志摩市大王町船越 から 志摩市大王町船越 まで	300	侵食	+6,900m から +7,200m まで	300	B	杭打積土俵工	
28	36	1	片田地区海岸	建	無	志摩市	+680m から +1,780m まで	志摩市志摩町片田 から 志摩市志摩町片田 まで	1,100	工作物	+680m から +1,145m まで	465	B	積土俵工	堤防、護岸老朽化
28		2								新堤防	+1,145m から +1,780m まで	635	要注意		
28	37	1	片田地区海岸	建	無	志摩市	+2,090m から +2,390m まで	志摩市志摩町片田 から 志摩市志摩町片田 まで	300	工作物	+2,090m から +2,390m まで	300	B	積土俵工	堤防、護岸老朽化
28	38	1	布施田地区海岸	建	無	志摩市	+1,220m から +2,080m まで	志摩市志摩町布施田 から 志摩市志摩町布施田 まで	860	工作物	+1,220m から +2,080m まで	860	B	積土俵工	堤防、護岸老朽化
28	39	1	布施田地区海岸	建	無	志摩市	+2,250m から +2,560m まで	志摩市志摩町和具 から 志摩市志摩町和具 まで	310	新堤防	+2,250m から +2,560m まで	310	要注意		—
28	40	1	和具漁港海岸	漁	無	志摩市	+0m から +90m まで	志摩市志摩町和具 から 志摩市志摩町和具 まで	90	工作物	+0m から +90m まで	90	B	積土俵工	護岸老朽化
28	41	1	越賀地区海岸	建	無	志摩市	+40m から +510m まで	志摩市志摩町越賀 から 志摩市志摩町越賀 まで	470	工作物	+40m から +510m まで	470	B	積土俵工	堤防、護岸老朽化
28	42	1	御座西地先海岸	建	無	志摩市	+430m から +690m まで	志摩市志摩町御座 から 志摩市志摩町御座 まで	260	工作物	+430m から +690m まで	260	B	積土俵工	堤防、護岸老朽化
28	43	1	御座西地先海岸	建	無	志摩市	+810m から +1,100m まで	志摩市志摩町御座 から 志摩市志摩町御座 まで	290	工作物	+810m から +1,100m まで	290	B	積土俵工	堤防、護岸老朽化
28	44	1	越賀浦地区海岸	建	無	志摩市	+530m から +820m まで	志摩市志摩町越賀 から 志摩市志摩町越賀 まで	290	堤防高 (流下能力)	+530m から +820m まで	290	B	積土俵工	高さ不足
28		2								工作物	+530m から +820m まで	(290) 290	B	積土俵工	護岸老朽化

建設コード	区域番号	箇所番号	海岸名	建設港湾の別	担当水防管理団体		重要水防区域指定区間			重要水防箇所					適用
					指定有無	名称	位置	地先名	延長(m)	種別	位置	延長(m)	評定	対策水防工法	
28	45	1	和具浦地区海岸	建	無	志摩市	+890m から +1,170m まで	志摩市志摩町和具 から 志摩市志摩町和具 まで	280	堤防高 (流下能力)	+890m から +1,170m まで	280	B	積土俵工	高さ不足
28		2								工作物	+890m から +1,170m まで	(280) 280	B	積土俵工	護岸老朽化
28	46	1	和具浦地区海岸	建	無	志摩市	+1,520m から +1,990m まで	志摩市志摩町和具 から 志摩市志摩町和具 まで	470	工作物	+1,520m から +1,990m まで	470	B	積土俵工	護岸老朽化
28	47	1	布施田浦地区海岸	建	無	志摩市	+670m から +1,080m まで	志摩市志摩町布施田 から 志摩市志摩町布施田 まで	410	工作物	+670m から +1,080m まで	410	B	積土俵工	護岸老朽化
28	48	1	深谷漁港海岸	漁	無	志摩市	+0m から +80m まで	志摩市志摩町片田 から 志摩市志摩町片田 まで	80	工作物	+0m から +80m まで	80	B	積土俵工	護岸老朽化
28	49	1	間崎島南地先海岸	建	無	志摩市	+130m から +390m まで	志摩市志摩町間崎 から 志摩市志摩町間崎 まで	260	工作物	+130m から +390m まで	260	B	積土俵工	護岸老朽化
28	50	1	塩屋北地先海岸	建	無	志摩市	+950m から +1,340m まで	志摩市志摩町塩屋 から 志摩市志摩町塩屋 まで	390	工作物	+950m から +1,340m まで	390	B	積土俵工	護岸老朽化
28	51	1	浜島地区海岸	港	無	志摩市	+0m から +7,000m まで	志摩市浜島町浜島 から 志摩市浜島町浜島 まで	7,000	工作物	+0m から +7,000m まで	7,000	B	積土俵工	護岸老朽化
28		2								堤防高 (流下能力)	+0m から +220m まで	(220) 220	B	積土俵工	高さ不足
28		3								堤防高 (流下能力)	+0m から +50m まで	50	B	積土俵工	高さ不足
28	52	1	浜島地区海岸	建	無	志摩市	+0m から +350m まで	志摩市浜島町浜島 から 志摩市浜島町浜島 まで	350	堤防高 (流下能力)	+0m から +350m まで	350	B	積土俵工	高さ不足
28		2								工作物	+0m から +350m まで	(350) 350	B	積土俵工	護岸老朽化

建設コード	区域番号	箇所番号	海岸名	建設港湾の別	担当水防管理団体		重要水防区域指定区間			重要水防箇所					適用
					指定有無	名称	位置	地先名	延長(m)	種別	位置	延長(m)	評定	対策水防工法	
28	53	1	南張地区海岸	建	無	志摩市	+0m から +520m まで	志摩市浜島町南張 から 志摩市浜島町南張 まで	520	堤防高 (流下能力)	+0m から ----- +520m まで	520	B	積土俵工	高さ不足
28	54	1	的矢地区海岸	港	無	志摩市	+0m から +2,170m まで	志摩市磯部町の矢 から 志摩市磯部町の矢 まで	2,170	工作物	+0m から ----- +2,170m まで	2,170	B	積土俵工	護岸老朽化
28	55	1	穴川坂崎地区海岸	港	無	志摩市	+0m から +4,040m まで	志摩市磯部町穴川 から 志摩市磯部町穴川 まで	4,040	工作物	+0m から ----- +4,040m まで	4,040	B	積土俵工	護岸老朽化
28	56	1	三ヶ所地区海岸	港	無	志摩市	+0m から +2,750m まで	志摩市磯部町三ヶ所 から 志摩市磯部町三ヶ所 まで	2,750	工作物	+0m から ----- +2,750m まで	2,750	B	積土俵工	護岸老朽化
28	57	1	渡鹿野地区海岸	港	無	志摩市	+0m から +7,000m まで	志摩市磯部町渡鹿野 から 志摩市磯部町渡鹿野 まで	2,500	工作物	+0m から ----- +7,000m まで	2,500	B	積土俵工	護岸老朽化

○重要水防箇所評定基準

2. 知事管理区間河川の重要水防区域

(1) 重要水防区域

重要水防区域とは下記事項に該当する箇所を河川、海岸、砂防について指定する。

1) 河川

- ① 過年度災害未施工箇所で、破堤、欠壊を更に助長して、重大な被害を及ぼすおそれのある箇所。
- ② 堤防が低くて溢水し、又は堤体が貧弱、堤防の脚部深掘れ等のため破堤し、重大な被害を及ぼすおそれのある箇所。
- ③ 河床が著しく埋塞して流水断面を縮小したために附近堤防の溢水、又は欠壊により重大な被害を及ぼすおそれのある箇所。
- ④ 護岸、床止、水門、樋門、樋管、天然河岸の欠壊、破壊或いはそのおそれのある箇所で被害を及ぼすと思われる箇所。

2) 海岸

- ① 河川 ①に同じ
- ② 河川 ②に同じ
- ③ 堤防、前面の海浜が流出した箇所で、重大な被害を及ぼすおそれのある箇所。
- ④ 護岸、胸壁、水門、樋門、樋管、天然海岸の欠壊、破壊或いはそのおそれのある箇所で重大な被害を及ぼすと思われる箇所。

3) 砂防

- ① 堰堤本体が弱体化し、亀裂など発見されて、破壊が懸念され、下流に重大な被害を及ぼすおそれのある箇所。
- ② 流路工が著しく埋没した箇所で、上流又は下流に重大な被害を及ぼすおそれのある箇所。
- ③ 堤防、護岸、床固、流路工、水叩工、及び山腹工の埋没、欠壊又は破壊している箇所、或いはそのおそれのある箇所で重大な被害を及ぼすと思われる箇所。

(2) 重要水防箇所評定基準

上記重要水防区域について下記の基準により評定する。

重要水防箇所評定基準

種 別	重 要 度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
1. 堤防高	① 溢水、氾濫、越波の実績があり、その対策が未施工の箇所。	① 溢水、氾濫、越波の実績があり、その対策が暫定施工の箇所。 ② 実績はないが、過去の出水又は高潮により溢水、氾濫、越波のおそれがあり、対策が未施工の箇所。 ③ 河川改修計画による計画堤防高より低い箇所。 ④ 災害復旧工事等により被災水位までの築堤となっており余裕高のない箇所。	

種 別	重 要 度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
2. 堤防断面	① 破堤、欠壊、半欠壊の実績があり、その対策が未施工の箇所。	① 破堤、欠壊、半欠壊の実績があり、その対策が暫定施工の箇所。 ② 実績はないが、過去の出水又は高潮により破堤、欠壊、半欠壊のおそれがあり、対策が未施工の箇所。 ③ 堤防断面が標準断面より小さい箇所（堤防の法勾配が2割より急であったり天端巾が非常に小さい堤防）。	
3. 法崩れ・すべり	① 法崩れ又は、すべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所。	① 法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。 ② 法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所、所要の対策が未施工の箇所。	
4. 漏水	① 漏水の実績があるが、その対策が未施工の箇所。	① 漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。 ② 漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防で、漏水が発生するおそれがある箇所、所要の対策が未施工の箇所。	
5. 水衝・洗掘	① 水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。 ② 橋台取り付部、その他の工作物の突出箇所、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 ③ 波浪による河岸の欠壊等の危険に瀕した実績があるがその対策が未施工の箇所。	① 水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
6. 工作物	① 「河川管理施設等応急対策基準」にもとづく改善措置が必要な床止め及び堰、水門及び樋門、橋梁その他工作物の設置場所。 ② 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）等以下となる箇所。 ③ 護岸、堤防及び堰堤本体等が弱体化し、亀裂等があり、その対策が未施工の箇所。	① 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。 ② 護岸、堤防及び堰堤本体等が弱体化し、亀裂等の発生するおそれがありその対策が未施工の箇所。	

種 別	重 要 度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
7. 工事施工			① 出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
8. 新堤防 ・破堤跡 ・旧川跡			① 新堤防で築造後3年以内の箇所。 ② 破堤跡又は旧川流の箇所。
9. 陸閘			① 陸閘が設置されている箇所。

○水門、えん堤等一覧

番号	管理者	河川名 海岸名	種 別	所 在 地			巾高連数	操作責任 者	操作 基準	電話番号
				郡市	町村	大字				
207	三重県	南 張 海 岸	防潮扉 1号	志摩	浜島	南張	4.40×1.00×1 アルミ横引	志摩市消 防団 浜島方面 隊	手動	0599- 44-0203
208	三重県	南 張 海 岸	防潮扉 2号	志摩	浜島	南張	11.4×0.8 アルミ横引	志摩市消 防団 浜島方面 隊	手動	0599- 44-0203
209	三重県	南 張 海 岸	防潮扉 3号	志摩	浜島	南張	1.1×0.98 アルミ横引	志摩市消 防団 浜島方面 隊	手動	0599- 44-0203
210	三重県	南張川	南張樋門	志摩	浜島	南張	6.60×3.65×2 ローラー (アルミ) 6.60×3.65×2 マイター (アルミ)	志摩市消 防団 浜島方面 隊	電動	0599- 44-0203
211	三重県	湯夫川	湯夫 樋 門	志摩	浜島	南張	1.75×1.75×2 スルース (アルミ) 1.75×1.75×2 フラップ (アルミ)	志摩市	手動	0599- 44-0203
212	三重県	浜 島 海 岸	防潮扉 1号	志摩	浜島	浜島	2.40×1.05×1 アルミスイング	志摩市	手動	0599- 44-0203
213	三重県	浜 島 海 岸	樋管 3号	志摩	浜島	浜島	1.12×1.12×1 フラップ (ステン)	志摩市		0599- 44-0203
214	三重県	塩屋南	田杭樋門	志摩	浜島	塩屋	3.24×3.17×3 スルース (ステン) 3.16×3.15×3 マイター (ステン)	志摩市	電動	0599- 44-0203
215	三重県	塩屋南	防潮扉 1号	志摩	浜島	塩屋	1.60×1.55×1 アルミスイング	志摩市	手動	0599- 44-0203
216	三重県	塩屋南	樋管 1号	志摩	浜島	塩屋	φ 4 0 0 フラップ (ステン)	志摩市		0599- 44-0203
217	三重県	塩屋北 海 岸	防潮扉 1号	志摩	浜島	塩屋	1.64×1.35×1 アルミスイング	志摩市	手動	0599- 44-0203
218	三重県	清水川	塩屋樋門	志摩	浜島	塩屋	1.75×1.90×3 スルース (アルミ) 1.81×2.01×3 フラップ (アルミ)	志摩市	手動	0599- 44-0203
219	三重県	塩屋北 海 岸	防潮扉 2号	志摩	浜島	塩屋	1.17×0.73×1 アルミスイング	志摩市	手動	0599- 44-0203
220	三重県	塩屋北 海 岸	防潮扉 3号	志摩	浜島	塩屋	2.10×0.75×1 アルミスイング	志摩市	手動	0599- 44-0203
221	三重県	塩屋北 海 岸	防潮扉 4号	志摩	浜島	塩屋	1.60×1.00×1 アルミスイング	志摩市	手動	0599- 44-0203
222	三重県	塩屋北 海 岸	防潮扉 5号	志摩	浜島	塩屋	1.60×1.00×1 アルミスイング	志摩市	手動	0599- 44-0203
223	三重県	塩屋北 海 岸	防潮扉 6号	志摩	浜島	塩屋	1.60×1.05×1 アルミスイング	志摩市	手動	0599- 44-0203

番号	管理者	河川名 海岸名	種 別	所 在 地			巾高連数	操作責任 者	操作 基準	電話番号
				郡市	町村	大字				
224	三重県	塩屋北 海 岸	防潮扉 7号	志摩	浜島	塩屋	2.20×0.98×1 アルミ横引	志摩市	手動	0599- 44-0203
225	三重県	塩屋北 海 岸	防潮扉 8号	志摩	浜島	塩屋	1.10×0.82×1 アルミスイング	志摩市	手動	0599- 44-0203
226	三重県	塩屋北 海 岸	塩屋東樋門	志摩	浜島	塩屋	1.35×1.35×1 ステンフラップ	志摩市		0599- 44-0203
227	三重県	塩屋北 海 岸	樋管 1号	志摩	浜島	塩屋	0.80×0.80×1 鋼フラップ	志摩市		0599- 44-0203
228	三重県	迫子西 海 岸	防潮扉 1号	志摩	浜島	迫子	1.16×1.08×1 アルミスイング	志摩市	手動	0599- 44-0203
229	三重県	迫子西 海 岸	防潮扉 2号	志摩	浜島	迫子	1.16×0.98×1 アルミスイング	志摩市	手動	0599- 44-0203
230	三重県	迫子西 海 岸	防潮扉 3号	志摩	浜島	迫子	0.65×1.25 アルミ角落し	志摩市	手動	0599- 44-0203
231	三重県	迫子西 海 岸	防潮扉 4号	志摩	浜島	迫子	1.16×0.85×1 アルミスイング	志摩市	手動	0599- 44-0203
232	三重県	迫子西 海 岸	樋管 1号	志摩	浜島	迫子	0.60×0.60×1 アルミフラップ	志摩市		0599- 44-0203
233	三重県	迫子中 海 岸	防潮扉 1号	志摩	浜島	迫子	1.60×1.04×1 アルミスイング	志摩市	手動	0599- 44-0203
234	三重県	迫子中 海 岸	防潮扉 2号	志摩	浜島	迫子	1.60×1.34×1 アルミスイング	志摩市消 防団 浜島方面 隊	手動	0599- 44-0203
235	三重県	迫子中 海 岸	防潮扉 3号	志摩	浜島	迫子	1.66×1.28×1 アルミスイング	志摩市消 防団 浜島方面 隊	手動	0599- 44-0203
236	三重県	迫子中 海 岸	防潮扉 4号	志摩	浜島	迫子	3.40×1.30×1 アルミ横引	志摩市消 防団 浜島方面 隊	手動	0599- 44-0203
237	三重県	迫子中 海 岸	防潮扉 5号	志摩	浜島	迫子	3.40×1.10×1 アルミ横引	志摩市消 防団 浜島方面 隊	手動	0599- 44-0203
238	三重県	迫子中 海 岸	防潮扉 6号	志摩	浜島	迫子	4.40×1.10×1 アルミ横引	志摩市消 防団 浜島方面 隊	手動	0599- 44-0203
239	三重県	迫子中 海 岸	迫子樋門	志摩	浜島	迫子	2.68×2.02×1 アルミスルース 2.63×2.07×1 アルミフラップ	志摩市消 防団 浜島方面 隊	手動	0599- 44-0203
240	三重県	迫子中 海 岸	防潮扉 7号	志摩	浜島	迫子	1.14×1.03×1 アルミスイング	志摩市消 防団 浜島方面 隊	手動	0599- 44-0203
241	三重県	迫子中 海 岸	防潮扉 8号	志摩	浜島	迫子	1.60×1.05×1 アルミスイング	志摩市消 防団 浜島方面 隊	手動	0599- 44-0203
242	志摩市	迫子川	前田樋門	志摩	浜島	迫子	0.80×2.40 FRP フラップ	志摩市消 防団 浜島方面 隊	自動	0599- 44-0203

番号	管理者	河川名 海岸名	種 別	所 在 地			巾高連数	操作責任 者	操作 基準	電話番号
				郡市	町村	大字				
243	志摩市	浜 島 海 岸	菅 田 樋 管	志摩	浜島	菅田	0.8×0.6×1	志摩市	手動	0599- 44-0203
244	志摩市	浜 島 海 岸	菅 田 樋 管	志摩	浜島	菅田	0.4×0.6×1	志摩市	手動	0599- 44-0203
245	志摩市	浜 島 海 岸	江島ノ浦 樋 管	志摩	浜島	菅田	1.0×1.0×1	志摩市	手動	0599- 44-0203
246	志摩市	浜 島 海 岸	江島ノ浦 樋 管	志摩	浜島	菅田	0.5×0.5×1	志摩市	手動	0599- 44-0203
247	志摩市	浜 島 海 岸	大宝路 樋 管	志摩	浜島	大宝路	1.6×1.0×1	志摩市	手動	0599- 44-0203
248	志摩市	浜 島 海 岸	小宝路 樋 管	志摩	浜島	小宝路	0.5×0.6×1	志摩市	手動	0599- 44-0203
249	志摩市	浜 島 海 岸	小 倉 樋 管	志摩	浜島	小倉	0.5×0.8×1	志摩市	手動	0599- 44-0203
250	志摩市	浜 島 海 岸	中小浜 樋 管	志摩	浜島	中小浜	0.5×0.6×1	志摩市	手動	0599- 44-0203
251	志摩市	浜 島 海 岸	丸 田 樋 管	志摩	浜島	丸田	0.5×0.6×1	志摩市	手動	0599- 44-0203
252	志摩市	浜 島 海 岸	丹生広 樋 管	志摩	浜島	丹生広	1.5×1.0×1	志摩市	手動	0599- 44-0203
253	志摩市	浜 島 海 岸	迫 子 樋 門	志摩	浜島	迫子	0.7×0.8×1	志摩市	手動	0599- 44-0203
254	志摩市	浜 島 海 岸	長 原 樋 門	志摩	浜島	長原	0.7×0.6×1	志摩市	手動	0599- 44-0203
255	志摩市	浜 島 海 岸	塔ヶ崎 樋 門	志摩	浜島	塔ヶ崎	0.8×1.6×1	志摩市	手動	0599- 44-0203
256	志摩市	浜 島 海 岸	穂 持 樋 門	志摩	浜島	穂持	0.6×0.4×1	志摩市	手動	0599- 44-0203
257	志摩市	浜 島 海 岸	穂 持 樋 門	志摩	浜島	穂持	0.5×0.5×1	志摩市	手動	0599- 44-0203
258	志摩市	浜 島 海 岸	大 崎 樋 門	志摩	浜島	大崎	1.0×1.0×1	志摩市	手動	0599- 44-0203
259	志摩市	浜 島 海 岸	不小良 樋 門	志摩	浜島	不小良	0.7×1.0×1	志摩市	手動	0599- 44-0203
260	志摩市	浜 島 海 岸	東小浜 樋 門	志摩	浜島	東小浜	0.5×0.6×1	志摩市	手動	0599- 44-0203
261	志摩市	浜 島 海 岸	中田平瀬 樋 門	志摩	浜島	中田 平瀬	0.5×0.5×1	志摩市	手動	0599- 44-0203
262	志摩市	浜 島 海 岸	口田平瀬 樋 門	志摩	浜島	口田 平瀬	0.6×0.6×1	志摩市	手動	0599- 44-0203
263	三重県	浜島港	浜 島 2号角 落し	志摩	浜島	浜島	5.90×0.80×1 木	志摩市	手動	0599- 44-0203
264	三重県	浜島港	浜 島 3号角 落し	志摩	浜島	浜島	0.80×0.85×1 木	志摩市	手動	0599- 44-0203
265	三重県	浜島港	浜 島 5号角 落し	志摩	浜島	浜島	1.80×1.25×1 アルミ	志摩市	手動	0599- 44-0203
266	三重県	浜島港	浜 島 1号樋 管	志摩	浜島	浜島	0.50×0.50×1 フラップ (アルミ)	志摩市		0599- 44-0203
267	三重県	浜島港	浜 島 34号防 潮扉	志摩	浜島	浜島	2.00×1.30×1 アルミスイング	志摩市	手動	0599- 44-0203
268	三重県	浜島港	浜 島 1号樋 門	志摩	浜島	浜島	1.50×1.50×1 スルース (アルミ)	志摩市	手動	0599- 44-0203
269	三重県	浜島港	浜 島 33号防 潮扉	志摩	浜島	浜島	2.00×1.30×1 アルミスイング	志摩市	手動	0599- 44-0203

270	三重県	浜島港	浜島 32号防潮扉	志摩	浜島	浜島	2.00×1.30×1 アルミスイング	志摩市	手動	0599- 44-0203
271	三重県	浜島港	浜島 2号樋門	志摩	浜島	浜島	1.50×1.50×1 スルース (アルミ)	志摩市	手動	0599- 44-0203
272	三重県	浜島港	浜島 31号防潮扉	志摩	浜島	浜島	2.00×1.30×1 アルミスイング	志摩市	手動	0599- 44-0203
273	三重県	浜島港	浜島 30号防潮扉	志摩	浜島	浜島	2.00×1.30×1 アルミスイング	志摩市	手動	0599- 44-0203
274	三重県	浜島港	浜島 29号防潮扉	志摩	浜島	浜島	2.00×1.30×1 アルミスイング	志摩市	手動	0599- 44-0203
275	三重県	浜島港	浜島 28号防潮扉	志摩	浜島	浜島	2.00×1.30×1 アルミスイング	志摩市	手動	0599- 44-0203
276	三重県	浜島港	浜島 1号防潮扉	志摩	浜島	浜島	2.00×1.30×1 アルミスイング	志摩市	手動	0599- 44-0203
277	三重県	浜島港	浜島 2号防潮扉	志摩	浜島	浜島	2.00×1.30×1 アルミスイング	志摩市	手動	0599- 44-0203
278	三重県	浜島港	浜島 2号樋管	志摩	浜島	浜島	0.30×0.30×1 フラップ (アルミ)	志摩市		0599- 44-0203
279	三重県	浜島港	浜島 36号防潮扉	志摩	浜島	浜島	2.00×1.30×1 アルミスイング	志摩市	手動	0599- 44-0203
280	三重県	浜島港	浜島 37号防潮扉	志摩	浜島	浜島	2.00×1.30×1 アルミスイング	志摩市	手動	0599- 44-0203
281	三重県	浜島港	浜島 38号防潮扉	志摩	浜島	浜島	2.00×1.30×1 アルミスイング	志摩市	手動	0599- 44-0203
282	三重県	浜島港	浜島 3号樋管	志摩	浜島	浜島	0.90×0.90×1 フラップ (アルミ)	志摩市		0599- 44-0203
283	三重県	浜島港	浜島 39号防潮扉	志摩	浜島	浜島	2.00×1.30×1 アルミスイング	志摩市	手動	0599- 44-0203
284	三重県	浜島港	浜島 40号防潮扉	志摩	浜島	浜島	2.00×1.30×1 アルミスイング	志摩市	手動	0599- 44-0203
285	三重県	浜島港	浜島 4号樋管	志摩	浜島	浜島	0.40×0.40×1 フラップ (アルミ)	志摩市		0599- 44-0203
286	三重県	浜島港	浜島 41号防潮扉	志摩	浜島	浜島	2.00×1.30×1 アルミスイング	志摩市	手動	0599- 44-0203
287	三重県	浜島港	浜島 42号防潮扉	志摩	浜島	浜島	2.00×1.30×1 アルミスイング	志摩市	手動	0599- 44-0203
288	三重県	浜島港	浜島 43号防潮扉	志摩	浜島	浜島	2.00×1.30×1 アルミスイング	志摩市	手動	0599- 44-0203
289	三重県	浜島港	浜島 44号防潮扉	志摩	浜島	浜島	2.00×1.30×1 アルミスイング	志摩市	手動	0599- 44-0203
290	三重県	浜島港	浜島 45号防潮扉	志摩	浜島	浜島	2.00×1.30×1 アルミスイング	志摩市	手動	0599- 44-0203
291	三重県	浜島港	浜島 46号防潮扉	志摩	浜島	浜島	2.00×1.30×1 アルミスイング	志摩市	手動	0599- 44-0203
292	三重県	浜島港	浜島 5号樋管	志摩	浜島	浜島	0.40×0.40×1 フラップ (アルミ)	志摩市		0599- 44-0203
293	三重県	浜島港	浜島 3号樋門	志摩	浜島	浜島	1.00×1.50×1 スルース (アルミ)	志摩市	手動	0599- 44-0203
294	三重県	浜島港	浜島 4号防潮扉	志摩	浜島	浜島	7.50×0.94×1 アルミスイング	志摩市	電動	0599- 44-0203
295	三重県	浜島港	浜島 5号防潮扉	志摩	浜島	浜島	1.80×1.02×1 アルミスイング	志摩市	手動	0599- 44-0203
296	三重県	浜島港	浜島 6号防潮扉	志摩	浜島	浜島	2.90×1.17×1 アルミスイング	志摩市	手動	0599- 44-0203

297	三重県	浜島港	浜島 7号防潮扉	志摩	浜島	浜島	1.80×1.20×1 アルミスイング	志摩市	手動	0599- 44-0203
298	三重県	浜島港	浜島 8号防潮扉	志摩	浜島	浜島	2.90×1.00×1 アルミスイング	志摩市	手動	0599- 44-0203
299	三重県	浜島港	浜島 9号防潮扉	志摩	浜島	浜島	6.50×1.20×1 アルミ横引	志摩市	電動	0599- 44-0203
300	三重県	浜島港	浜島 9-1号防潮扉	志摩	浜島	浜島	15.00×0.62×1 アルミ横引	志摩市	電動	0599- 44-0203
301	三重県	浜島港	浜島 10号防潮扉	志摩	浜島	浜島	10.00×0.55×1 アルミ横引	志摩市	電動	0599- 44-0203
302	三重県	浜島港	浜島 10-1号防潮扉	志摩	浜島	浜島	2.00×0.46×1 アルミ横引	志摩市	手動	0599- 44-0203
303	三重県	浜島港	浜島 10-2号防潮扉	志摩	浜島	浜島	2.00×0.46×1 アルミ横引	志摩市	手動	0599- 44-0203
304	三重県	浜島港	浜島 10-3号防潮扉	志摩	浜島	浜島	2.00×0.46×1 アルミ横引	志摩市	手動	0599- 44-0203
305	三重県	浜島港	浜島 10-4号防潮扉	志摩	浜島	浜島	2.00×0.46×1 アルミ横引	志摩市	手動	0599- 44-0203
306	三重県	浜島港	浜島 10-5号防潮扉	志摩	浜島	浜島	2.00×0.46×1 アルミ横引	志摩市	手動	0599- 44-0203
307	三重県	浜島港	浜島 10-6号防潮扉	志摩	浜島	浜島	6.00×0.46×1 アルミ横引	志摩市	電動	0599- 44-0203
308	三重県	浜島港	浜島 10-7号防潮扉	志摩	浜島	浜島	2.00×1.16×1 アルミスイング	志摩市	手動	0599- 44-0203
309	三重県	浜島港	浜島 12号樋管	志摩	浜島	浜島	0.50×0.50×1 フラップ(アルミ)	志摩市		0599- 44-0203
310	三重県	浜島港	浜島 15号樋管	志摩	浜島	浜島	0.30×0.30×1 フラップ(アルミ)	志摩市		0599- 44-0203
311	三重県	浜島港	浜島 16号樋管	志摩	浜島	浜島	0.30×0.30×1 フラップ(アルミ)	志摩市		0599- 44-0203
312	三重県	浜島港	浜島 11号防潮扉	志摩	浜島	浜島	9.00×1.50×1 アルミ横引	志摩市	手動	0599- 44-0203
313	三重県	浜島港	浜島 12号防潮扉	志摩	浜島	浜島	9.00×1.50×1 アルミ横引	志摩市	手動	0599- 44-0203
314	三重県	浜島港	浜島 13号防潮扉	志摩	浜島	浜島	9.00×1.50×1 アルミ横引	志摩市	手動	0599- 44-0203
315	三重県	浜島港	浜島 14号防潮扉	志摩	浜島	浜島	9.00×1.50×1 アルミ横引	志摩市	手動	0599- 44-0203
316	三重県	浜島港	浜島 15号防潮扉	志摩	浜島	浜島	5.00×1.50×1 アルミ横引	志摩市	電動	0599- 44-0203
317	三重県	浜島港	浜島 16号防潮扉	志摩	浜島	浜島	5.00×1.50×1 アルミ横引	志摩市	電動	0599- 44-0203
318	三重県	浜島港	浜島 17号樋管	志摩	浜島	浜島	0.30×0.30×1 フラップ(アルミ)	志摩市		0599- 44-0203
319	三重県	浜島港	浜島 17号防潮扉	志摩	浜島	浜島	5.00×1.50×1 アルミ横引	志摩市	電動	0599- 44-0203
320	三重県	浜島港	浜島 18号防潮扉	志摩	浜島	浜島	12.00×1.50×1 アルミ横引	志摩市	手動	0599- 44-0203
321	三重県	浜島港	浜島 19号防潮扉	志摩	浜島	浜島	3.50×2.20×1 アルミスイング	志摩市	手動	0599- 44-0203
322	三重県	浜島港	浜島 39号角落し	志摩	浜島	浜島	1.50×1.60×1 木	志摩市	手動	0599- 44-0203
323	三重県	浜島港	浜島 40号角落し	志摩	浜島	浜島	1.50×1.60×1 木	志摩市	手動	0599- 44-0203

324	三重県	浜島港	浜島 20号防潮扉	志摩	浜島	浜島	3.45×3.10×1 アルミ横引	志摩市	手動	0599- 44-0203
325	三重県	浜島港	浜島 41号角落し	志摩	浜島	浜島	1.00×0.80×1 アルミ	志摩市	手動	0599- 44-0203
326	三重県	浜島港	浜島 21号防潮扉	志摩	浜島	浜島	5.00×3.00×1 アルミ横引	志摩市	手動	0599- 44-0203
327	三重県	浜島港	浜島 22号防潮扉	志摩	浜島	浜島	3.45×3.00×1 アルミ横引	志摩市	手動	0599- 44-0203
328	三重県	浜島港	浜島 23号防潮扉	志摩	浜島	浜島	3.50×3.00×1 アルミ横引	志摩市	手動	0599- 44-0203
329	三重県	浜島港	浜島 24号防潮扉	志摩	浜島	浜島	3.50×3.00×1 アルミ横引	志摩市	手動	0599- 44-0203
330	三重県	浜島港	浜島 26号防潮扉	志摩	浜島	浜島	3.50×2.94×1 アルミ横引	志摩市	手動	0599- 44-0203
331	三重県	浜島港	浜島 43号角落し	志摩	浜島	浜島	1.50×1.10×1 木	志摩市	手動	0599- 44-0203
332	三重県	浜島港	浜島 27号防潮扉	志摩	浜島	浜島	3.50×3.00×1 アルミ横引	志摩市	手動	0599- 44-0203
333	三重県	浜島港	浜島 47号防潮扉	志摩	浜島	浜島	1.81×0.92×1 アルミスイング	志摩市	手動	0599- 44-0203
334	三重県	浜島港	浜島 35号防潮扉	志摩	浜島	浜島	2.00×1.30×1 アルミスイング	志摩市	手動	0599- 44-0203
335	三重県	浜島港	浜島 7号樋管	志摩	浜島	浜島	0.40×0.40×1 フラップ (アルミ)	志摩市		0599- 44-0203
336	三重県	浜島港	浜島 8号樋管	志摩	浜島	浜島	0.40×0.40×1 フラップ (アルミ)	志摩市		0599- 44-0203
337	三重県	浜島港	浜島 9号樋管	志摩	浜島	浜島	0.40×0.40×1 フラップ (アルミ)	志摩市		0599- 44-0203
338	三重県	浜島港	浜島 10号樋管	志摩	浜島	浜島	0.70×0.70×1 フラップ (ステン)	志摩市		0599- 44-0203
339	三重県	浜島港	浜島 11号樋管	志摩	浜島	浜島	1.10×1.20×1 フラップ (アルミ)	志摩市		0599- 44-0203
340	三重県	浜島港	浜島 13号樋管	志摩	浜島	浜島	0.50×0.50×1 フラップ (アルミ)	志摩市		0599- 44-0203
341	三重県	浜島港	浜島 14号樋管	志摩	浜島	浜島	0.40×0.40×1 フラップ (アルミ)	志摩市		0599- 44-0203
342	三重県	浜島港	浜島 18号樋管	志摩	浜島	浜島	0.30×0.30×1 フラップ (アルミ)	志摩市		0599- 44-0203
343	三重県	浜島港	浜島 19号樋管	志摩	浜島	浜島	0.60×0.60×1 フラップ (ステン)	志摩市		0599- 44-0203
344	三重県	浜島港	浜島 20号樋管	志摩	浜島	浜島	0.50×0.50×1 フラップ (アルミ)	志摩市		0599- 44-0203
345	三重県	浜島港	浜島 21号樋管	志摩	浜島	浜島	0.60×0.60×1 フラップ (アルミ)	志摩市		0599- 44-0203
346	三重県	浜島港	浜島 23号樋管	志摩	浜島	浜島	0.68×0.68×1 フラップ (アルミ)	志摩市		0599- 44-0203
347	三重県	浜島港	浜島 24号樋管	志摩	浜島	浜島	0.68×0.68×1 フラップ (アルミ)	志摩市		0599- 44-0203
348	三重県	浜島港	浜島 25号樋管	志摩	浜島	浜島	0.68×0.68×1 フラップ (アルミ)	志摩市		0599- 44-0203
349	三重県	浜島港	浜島 26号樋管	志摩	浜島	浜島	0.88×0.90×1 フラップ (アルミ)	志摩市		0599- 44-0203
350	三重県	浜島港	浜島 27号樋管	志摩	浜島	浜島	0.68×0.68×1 フラップ (アルミ)	志摩市		0599- 44-0203

351	三重県	浜島港	浜島 28号樋管	志摩	浜島	浜島	0.68×0.68×1 フラップ (アルミ)	志摩市		0599- 44-0203
352	三重県	浜島港	浜島 29号樋管	志摩	浜島	浜島	0.68×0.68×1 フラップ (アルミ)	志摩市		0599- 44-0203
353	三重県	浜島港	浜島 30号樋管	志摩	浜島	浜島	1.14×1.14×1 フラップ (ステン)	志摩市		0599- 44-0203
354	三重県	浜島港	浜島 31号樋管	志摩	浜島	浜島	0.50×0.50×1 フラップ (アルミ)	志摩市		0599- 44-0203
355	三重県	浜島港	浜島 32号樋管	志摩	浜島	浜島	0.70×0.90×1 フラップ (ステン)	志摩市		0599- 44-0203
356	三重県	浜島港	田杭 1号樋管	志摩	浜島		0.40×0.40×1 フラップ (アルミ)	志摩市		0599- 44-0203
357	三重県	浜島港	田杭 4号樋管	志摩	浜島		0.40×0.40×1 フラップ (アルミ)	志摩市		0599- 44-0203
358	三重県	浜島港	田杭 1号樋門	志摩	浜島		1.60×1.60×1 フラップ (アルミ)	志摩市		0599- 44-0203
359	三重県	浜島港	田杭 5号樋管	志摩	浜島		0.40×0.40×1 フラップ (アルミ)	志摩市		0599- 44-0203
360	三重県	浜島港	田杭 8号樋管	志摩	浜島		0.40×0.40×1 フラップ (アルミ)	志摩市		0599- 44-0203
361	三重県	浜島港	田杭 9号樋管	志摩	浜島		0.40×0.40×1 フラップ (アルミ)	志摩市		0599- 44-0203
362	三重県	浜島港	田杭 2号樋門	志摩	浜島		4.00×4.50×1 マイター (ステン)	志摩市	電動	0599- 44-0203
363	三重県	浜島港	田杭 1号防潮扉	志摩	浜島		2.30×1.60×1 アルミ横引	志摩市	手動	0599- 44-0203
364	三重県	浜島港	田杭 2号防潮扉	志摩	浜島		2.30×1.60×1 アルミ横引	志摩市	手動	0599- 44-0203
365	三重県	浜島港	田杭 3号防潮扉	志摩	浜島		2.10×1.00×1 アルミスイング	志摩市	手動	0599- 44-0203
366	三重県	浜島港	田杭 4号防潮扉	志摩	浜島		2.00×1.00×1 アルミスイング	志摩市	手動	0599- 44-0203
367	三重県	浜島港	田杭 5号防潮扉	志摩	浜島		2.30×1.60×1 アルミ横引	志摩市	手動	0599- 44-0203
368	三重県	浜島港	田杭 6号防潮扉	志摩	浜島		2.30×1.60×1 アルミ横引	志摩市	手動	0599- 44-0203
369	三重県	畔名 海岸	1号防潮扉	志摩	大王	畔名	2.50×1.60×1 アルミスイング	志摩市	手動	0599- 44-0203
370	三重県	畔名 海岸	里丘 防潮扉	志摩	大王	畔名	3.36×2.80×1 横引 (アルミ)	志摩市	手動	0599- 44-0203
371	三重県	畔名 海岸	前浜池田 樋門	志摩	大王	畔名	フラップ (ステン) 2.00×1.70×1 スルース (アルミ) 1.80×1.82×1	志摩市	手動	0599- 44-0203
372	三重県	畔名 海岸	大野樋門	志摩	大王	名田	フラップ (ステン) 1.70×1.80×1 スルース (アルミ) 1.70×2.00×1	志摩市	手動	0599- 44-0203
373	三重県	名田 海岸	大井樋門	志摩	大王	名田	フラップ (ステン) 1.90×2.15×2 スルース (アルミ) 1.95×2.10×2	志摩市	手動	0599- 44-0203
374	三重県	船越 海岸	宝門 防潮扉	志摩	大王	波切	スイング (アルミ) 2.65×1.75×1	志摩市	手動	0599- 44-0203

375	三重県	船越海岸	前浜大田樋門	志摩	大王	船越	スルース (アルミ) 1.20×1.20×1	志摩市	手動	0599-44-0203
376	三重県	船越海岸	前浜防潮扉1号	志摩	大王	船越	アルミ横引 1.90×1.03×1	志摩市	手動	0599-44-0203
377	三重県	船越海岸	前浜防潮扉2号	志摩	大王	船越	スイング (アルミ) 2.00×2.40×1 スルース (アルミ) 2.00×2.50×1	志摩市	手動	0599-44-0203
378	三重県	船越海岸	前浜防潮扉3号	志摩	大王	船越	スイング (アルミ) 1.00×1.15×1	志摩市	手動	0599-44-0203
379	三重県	船越海岸	前浜防潮扉4号	志摩	大王	船越	スルース (アルミ) 2.00×2.50×1 スウィング (アルミ) 2.00×2.50×1	志摩市	手動	0599-44-0203
380	三重県	船越海岸	前浜城山樋管	志摩	大王	船越	フラップ (アルミ) 1.50×1.50×1	志摩市		0599-44-0203
381	三重県	船越海岸	前浜防潮扉5号	志摩	大王	船越	アルミ横引 3.20×2.00×1	志摩市	手動	0599-44-0203
382	三重県	船越海岸	2号樋管	志摩	大王	船越	フラップ (アルミ) 0.30×0.30×1	志摩市		0599-44-0203
383	三重県	船越海岸	7号樋管	志摩	大王	船越	フラップ (アルミ) 0.30×0.30×1	志摩市		0599-44-0203
384	三重県	船越海岸	8号樋管	志摩	大王	船越	フラップ (アルミ) 0.30×0.30×1	志摩市		0599-44-0203
385	三重県	船越海岸	13号樋管	志摩	大王	船越	フラップ (アルミ) 0.30×0.30×1	志摩市		0599-44-0203
386	三重県	波切浦海岸	西志坂樋管	志摩	大王	波切	フラップ (ステン) 0.90×1.50×1	志摩市		0599-44-0203
387	三重県	波切浦海岸	志坂樋門	志摩	大王	波切	フラップ (アルミ) 1.50×2.00×1 スルース (アルミ) 1.60×2.00×1	志摩市	手動	0599-44-0203
388	三重県	波切浦海岸	鰯浦間樋門	志摩	大王	波切	スラップ (ステン) 1.08×1.08×1 スルース (アルミ) 1.00×1.00×1	志摩市	手動	0599-44-0203
389	志摩市	大海王岸	野玉樋門	志摩	大王	船越野玉	0.9×0.8×1	志摩市	手動	0599-44-0203
390	志摩市	大海王岸	鴻ヶ谷樋管	志摩	大王	船越鴻ヶ谷	2.0×1.8×1	志摩市	手動	0599-44-0203
391	志摩市	大海王岸	船越樋管	志摩	大王	船越船越	1.0×1.0×1	志摩市	手動	0599-44-0203
392	志摩市	大海王岸	野田樋管	志摩	大王	船越野田	1.0×0.8×1	志摩市	手動	599-44-0203
393	志摩市	大海王岸	水ヶ浦樋管	志摩	大王	水ヶ浦	1.0×1.0×1	志摩市	手動	0599-44-0203
394	志摩市	大海王岸	フグ浦樋管	志摩	大王	フグ浦	1.0×1.0×1	志摩市	手動	0599-44-0203
395	志摩市	大海王岸	フグ浦樋管	志摩	大王	フグ浦	1.0×0.9×1	志摩市	手動	0599-44-0203
396	志摩市	大海王岸	フグ浦樋管	志摩	大王	フグ浦八木山	1.0×1.0×1	志摩市	手動	0599-44-0203
397	志摩市	大海王岸	八木山樋管	志摩	大王	フグ浦次郎六郎	1.0×1.0×1	志摩市	手動	0599-44-0203

398	志摩市	大海王 海岸	次郎六郎 樋管	志摩	大王	船越 六谷浦	1.5×1.2×1	志摩市	手動	0599- 44-0203
399	志摩市	大海王 海岸	舵谷 樋管	志摩	大王	舵谷	1.0×0.9×1	志摩市	手動	0599- 44-0203
400	志摩市	大海王 海岸	登茂地 樋管	志摩	大王	波切 登茂地	0.5×0.5×1	志摩市	手動	0599- 44-0203
401	志摩市	大海王 海岸	登茂地 樋管	志摩	大王	波切 登茂地	1.0×0.5×1	志摩市	手動	0599- 44-0203
402	志摩市	大海王 海岸	登茂地 樋管	志摩	大王	波切 登茂地	0.7×0.5×1	志摩市	手動	0599- 44-0203
403	志摩市	大海王 海岸	登茂地 樋管	志摩	大王	波切 登茂地	0.5×0.5×1	志摩市	手動	0599- 44-0203
404	志摩市	大海王 海岸	登茂地 樋管	志摩	大王	波切 登茂地	1.0×0.6×1	志摩市	手動	0599- 44-0203
405	志摩市	大海王 海岸	登茂地 樋管	志摩	大王	波切 登茂地	0.8×0.6×1	志摩市	手動	0599- 44-0203
406	志摩市	大海王 海岸	登茂地 樋管	志摩	大王	波切 登茂地	1.0×0.6×1	志摩市	手動	0599- 44-0203
407	志摩市	大海王 海岸	登茂地 樋管	志摩	大王	波切 登茂地	1.0×0.6×1	志摩市	手動	0599- 44-0203
408	志摩市	大海王 海岸	登茂地 樋管	志摩	大王	波切 登茂地	0.8×0.3×1	志摩市	手動	0599- 44-0203
409	志摩市	大海王 海岸	登茂地 樋管	志摩	大王	波切 登茂地	0.6×0.5×1	志摩市	手動	0599- 44-0203
410	志摩市	大海王 海岸	登茂地 樋管	志摩	大王	波切 登茂地	1.0×0.5×1	志摩市	手動	0599- 44-0203
411	三重県	片田 海岸	大野 防潮扉	志摩	志摩	片田	アルミスイング 2.00×1.56×1	志摩市	手動	0599- 44-0203
412	三重県	片田 海岸	乙部 防潮扉	志摩	志摩	片田	アルミスイング 1.10×1.07×1	志摩市	手動	0599- 44-0203
413	三重県	片田 海岸	女鹿 防潮扉	志摩	志摩	片田	アルミスイング 1.10×1.55×1	志摩市	手動	0599- 44-0203
414	三重県	布施田 海岸	広浜樋管	志摩	志摩	布施田	スルース (アルミ) 1.16×1.08×1	志摩市	手動	0599- 44-0203
415	三重県	布施田 海岸	広浜 防潮扉	志摩	志摩	和具	アルミ横引 3.08×3.00×1	志摩市	手動	0599- 44-0203
416	三重県	布施田 海岸	広の浜樋門	志摩	志摩	布施田	マイター (ステン) 4.92×2.40×2 ローラー (アルミ) 4.74×2.37×2	志摩市	電動	0599- 44-0203
417	三重県	和具 漁港	A排水門	志摩	志摩	和具	アルミスルース 1.25×2.00×3	志摩市	手動	0599- 44-0203
418	三重県	和具 漁港	3号防潮扉	志摩	志摩	和具	アルミ引 4.30×3.30×1	志摩市	手動	0599- 44-0203
419	三重県	和具 漁港	2号防潮扉	志摩	志摩	和具	アルミ引 4.30×4.30×1	志摩市	手動	0599- 44-0203
420	三重県	和具 漁港	1号防潮扉	志摩	志摩	和具	アルミ引 6.00×3.30×1	志摩市	手動	0599- 44-0203
421	三重県	和具 漁港	西田 排水門	志摩	志摩	和具	アルミスルース 2.30×2.10×2	志摩市	手動	0599- 44-0203
422	志摩市	越賀 海岸	東浜樋門	志摩	志摩	越賀	木スルース 1.35×1.55×2	志摩市	手動	0599- 44-0203
423	三重県	越賀 海岸	桧枝田 樋門	志摩	志摩	越賀	スルース (アルミ) 1.40×2.00×1	志摩市	手動	0599- 44-0203
424	三重県	越賀 海岸	西浜樋門	志摩	志摩	越賀	スルース (アルミ) 1.00×1.00×1	志摩市	手動	0599- 44-0203

425	三重県	越賀海岸	阿津里樋門	志摩	志摩	越賀	スルース (アルミ) 2.30×1.60×1	志摩市	手動	0599-44-0203
426	三重県	御座西海岸	白浜樋門	志摩	志摩	御座	スルース (アルミ) 2.00×1.95×2	志摩市	手動	0599-44-0203
427	三重県	御座西海岸	1号防潮扉	志摩	志摩	御座	アルミ横引 3.00×1.00×1	志摩市	手動	0599-44-0203
428	三重県	御座西海岸	2号防潮扉	志摩	志摩	御座	アルミ横引 7.00×2.00×1	志摩市	手動	0599-44-0203
429	三重県	御座西海岸	3号防潮扉	志摩	志摩	御座	アルミ横引 4.00×0.90×1	志摩市	手動	0599-44-0203
430	三重県	御座西海岸	1号樋管	志摩	志摩	御座	0.62×0.77×1	志摩市		0599-44-0203
431	三重県	御座東海岸	1号防潮扉	志摩	志摩	御座	アルミ横引 3.30×2.05×1	志摩市	手動	0599-44-0203
432	三重県	御座東海岸	2号防潮扉	志摩	志摩	御座	アルミ横引 3.25×2.34×1	志摩市	手動	0599-44-0203
433	三重県	和具浦海岸	防潮扉1号	志摩	志摩	和具	アルミ横引 6.20×1.90×1	志摩市	電動	0599-44-0203
434	三重県	和具浦海岸	防潮扉2号	志摩	志摩	和具	アルミ横引 3.20×1.80×1	志摩市	手動	0599-44-0203
435	三重県	和具浦海岸	防潮扉3号	志摩	志摩	和具	アルミスイング 1.60×2.20×1	志摩市	手動	0599-44-0203
436	三重県	布施田浦漁港	北1号樋管	志摩	志摩	布施田	0.90×0.80×1	志摩市		0599-44-0203
437	三重県	布施田浦漁港	北2号樋管	志摩	志摩	布施田	フラップ (アルミ) φ0.40	志摩市	自動	0599-44-0203
438	三重県	布施田浦漁港	潮本浦樋管	志摩	志摩	布施田	フラップ 1.05×1.50×1	志摩市	自動	0599-44-0203
439	三重県	深漁谷港	大野浦水門	志摩	志摩	片田	鉄フラップ 2.60×3.20×2 鉄スルース 5.14×3.3×1	志摩市	自動	0599-44-0203
440	三重県	深漁谷港	A号防潮扉	志摩	志摩	片田	アルミ引 10.0×2.2×1	志摩市	手動	0599-44-0203
441	三重県	深漁谷港	B号防潮扉	志摩	志摩	片田	アルミ引 10.0×2.2×1	志摩市	手動	0599-44-0203
442	三重県	深漁谷港	C号防潮扉	志摩	志摩	片田	アルミ引 4.0×2.2×1	志摩市	手動	0599-44-0203
443	三重県	深漁谷港	D号防潮扉	志摩	志摩	片田	アルミ引 6.0×2.2×1	志摩市	手動	0599-44-0203
444	三重県	深漁谷港	E号防潮扉	志摩	志摩	片田	アルミ引 4.0×2.2×1	志摩市	手動	0599-44-0203
445	三重県	深漁谷港	F号防潮扉	志摩	志摩	片田	アルミ引 5.0×2.2×1	志摩市	手動	0599-44-0203
446	三重県	深漁谷港	G号防潮扉	志摩	志摩	片田	アルミ引 5.0×2.2×1	志摩市	手動	0599-44-0203
447	三重県	深漁谷港	H号防潮扉	志摩	志摩	片田	アルミ引 5.0×2.2×1	志摩市	手動	0599-44-0203
448	三重県	深漁谷港	I号防潮扉	志摩	志摩	片田	アルミ引 5.0×2.2×1	志摩市	手動	0599-44-0203
449	三重県	深漁谷港	J号防潮扉	志摩	志摩	片田	アルミ引 5.0×2.2×1	志摩市	手動	0599-44-0203
450	三重県	間崎島北海岸	1号防潮扉	志摩	志摩	間崎	アルミスイング 2.00×1.95×1	志摩市	手動	0599-44-0203

451	三重県	間崎島 北海岸	2号防潮扉	志摩	志摩	間崎	アルミスイング 1.50×1.00×1	志摩市	手動	0599- 44-0203
452	三重県	間崎島 北海岸	3号防潮扉	志摩	志摩	間崎	アルミスイング 1.50×1.00×1	志摩市	手動	0599- 44-0203
453	三重県	間崎島 北海岸	4号防潮扉	志摩	志摩	間崎	アルミスイング 1.50×1.00×1	志摩市	手動	0599- 44-0203
454	三重県	間崎島 北海岸	5号防潮扉	志摩	志摩	間崎	アルミスイング 1.50×1.32×1	志摩市	手動	0599- 44-0203
455	三重県	間崎島 北海岸	6号防潮扉	志摩	志摩	間崎	アルミスイング 1.50×1.33×1	志摩市	手動	0599- 44-0203
456	三重県	間崎島 北海岸	7号防潮扉	志摩	志摩	間崎	アルミスイング 1.50×1.35×1	志摩市	手動	0599- 44-0203
457	三重県	間崎島 北海岸	8号防潮扉	志摩	志摩	間崎	アルミスイング 2.00×1.50×1	志摩市	手動	0599- 44-0203
458	三重県	間崎島 北海岸	9号防潮扉	志摩	志摩	間崎	スイング (アルミ) 2.00×1.50×1	志摩市	手動	0599- 44-0203
459	三重県	間崎島 北海岸	10号防潮扉	志摩	志摩	間崎	アルミスイング 2.00×1.50×1	志摩市	手動	0599- 44-0203
460	三重県	間崎島 北海岸	11号防潮扉	志摩	志摩	間崎	アルミスイング 2.10×1.55×1	志摩市	手動	0599- 44-0203
461	三重県	間崎島 北海岸	12号防潮扉	志摩	志摩	間崎	アルミスイング 2.15×1.55×1	志摩市	手動	0599- 44-0203
462	三重県	間崎島 北海岸	13号防潮扉	志摩	志摩	間崎	アルミスイング 2.12×1.04×1	志摩市	手動	0599- 44-0203
463	三重県	間崎島 北海岸	14号防潮扉	志摩	志摩	間崎	アルミスイング 2.65×1.64×1	志摩市	手動	0599- 44-0203
464	三重県	間崎島 北海岸	15号防潮扉	志摩	志摩	間崎	アルミスイング 2.15×1.55×1	志摩市	手動	0599- 44-0203
465	三重県	間崎島 北海岸	16号防潮扉	志摩	志摩	間崎	アルミスイング 2.15×1.55×1	志摩市	手動	0599- 44-0203
466	三重県	間崎島 北海岸	1号樋管	志摩	志摩	間崎	フラップ (アルミ) 0.71×0.71×1	志摩市		0599- 44-0203
467	三重県	間崎島 北海岸	2号樋管	志摩	志摩	間崎	フラップ (アルミ) 0.71×0.71×1	志摩市		0599- 44-0203
468	三重県	間崎島 北海岸	3号樋管	志摩	志摩	間崎	フラップ (アルミ) 0.70×0.70×1	志摩市		0599- 44-0203
469	三重県	間崎島 北海岸	4号樋管	志摩	志摩	間崎	フラップ (アルミ) 0.70×0.70×1	志摩市		0599- 44-0203
470	三重県	間崎島 北海岸	5号樋管	志摩	志摩	間崎	フラップ (アルミ) 0.70×0.70×1	志摩市		0599- 44-0203
471	三重県	間崎島 北海岸	6号樋管	志摩	志摩	間崎	フラップ (アルミ) 0.90×0.90×1	志摩市		0599- 44-0203
472	三重県	布施田 浦海岸	1号防潮扉	志摩	志摩	布施田	アルミスイング 1.60×2.05×1	志摩市	手動	0599- 44-0203
473	三重県	布施田 浦海岸	2号防潮扉	志摩	志摩	布施田	アルミスイング 2.10×1.85×1	志摩市	手動	0599- 44-0203
474	三重県	布施田 浦海岸	3号防潮扉	志摩	志摩	布施田	アルミスイング 2.10×1.85×1	志摩市	手動	0599- 44-0203
475	三重県	布施田 浦海岸	4号防潮扉	志摩	志摩	布施田	アルミスイング 1.60×1.85×1	志摩市	手動	0599- 44-0203
476	三重県	布施田 浦海岸	5号防潮扉	志摩	志摩	布施田	アルミ横引 4.20×1.50×1	志摩市	電動	0599- 44-0203
477	三重県	布施田 浦海岸	6号防潮扉	志摩	志摩	布施田	アルミ横引 5.30×1.75×1	志摩市	電動	0599- 44-0203

478	三重県	布施田浦海岸	7号防潮扉	志摩	志摩	布施田	アルミ横引 5.30×1.90×1	志摩市	手動	0599-44-0203
479	三重県	布施田浦海岸	8号防潮扉	志摩	志摩	布施田	アルミ横引 3.20×2.00×1	志摩市	手動	0599-44-0203
480	三重県	布施田浦海岸	9号防潮扉	志摩	志摩	布施田	アルミ横引 3.20×2.00×1	志摩市	手動	0599-44-0203
481	三重県	布施田浦海岸	11号防潮扉	志摩	志摩	布施田	スイング 2.15×1.85×1	志摩市	手動	0599-44-0203
482	三重県	布施田浦海岸	12号防潮扉	志摩	志摩	布施田	アルミ横引 5.20×1.85×1	志摩市	手動	0599-44-0203
483	三重県	布施田浦海岸	12-1号防潮扉	志摩	志摩	布施田	スイング 2.15×1.85×1	志摩市	手動	0599-44-0203
484	三重県	布施田浦海岸	10号防潮扉	志摩	志摩	布施田	アルミ横引 6.70×1.90×1	志摩市	電動	0599-44-0203
485	三重県	布施田浦海岸	13号防潮扉	志摩	志摩	布施田	アルミスイング 2.15×1.85×1	志摩市	手動	0599-44-0203
486	三重県	布施田浦海岸	14号防潮扉	志摩	志摩	布施田	アルミスイング 2.15×1.85×1	志摩市	手動	0599-44-0203
487	三重県	布施田浦海岸	1号樋門	志摩	志摩	布施田	アルミマイター 1.90×1.60×2	志摩市		0599-44-0203
488	三重県	布施田浦海岸	1号樋管	志摩	志摩	布施田	フラップ(アルミ) 0.58×0.58×1	志摩市		0599-44-0203
489	三重県	布施田浦海岸	2号樋管	志摩	志摩	布施田	フラップ(アルミ) 0.68×0.68×1	志摩市		0599-44-0203
490	三重県	布施田浦海岸	3号樋管	志摩	志摩	布施田	フラップ(アルミ) 1.08×1.08×1	志摩市		0599-44-0203
491	三重県	布施田浦海岸	4号樋管	志摩	志摩	布施田	フラップ(アルミ) 0.88×0.88×1	志摩市		0599-44-0203
492	三重県	布施田浦海岸	5号樋管	志摩	志摩	布施田	フラップ(アルミ) 0.38×0.38×1	志摩市		0599-44-0203
493	三重県	布施田浦海岸	6号樋管	志摩	志摩	布施田	フラップ(アルミ) 0.38×0.38×1	志摩市		0599-44-0203
494	三重県	布施田浦海岸	7号樋管	志摩	志摩	布施田	フラップ(アルミ) 0.38×0.38×1	志摩市		0599-44-0203
495	三重県	布施田浦海岸	8号樋管	志摩	志摩	布施田	フラップ(アルミ) 0.38×0.38×1	志摩市		0599-44-0203
496	三重県	布施田浦海岸	9号樋管	志摩	志摩	布施田	フラップ(アルミ) 0.38×0.38×1	志摩市		0599-44-0203
497	三重県	布施田浦海岸	10号樋管	志摩	志摩	布施田	フラップ(アルミ) 0.38×0.38×1	志摩市		0599-44-0203
498	三重県	布施田浦海岸	11号樋管	志摩	志摩	布施田	フラップ(アルミ) 0.38×0.38×1	志摩市		0599-44-0203
499	三重県	布施田浦海岸	12号樋管	志摩	志摩	布施田	フラップ(ステン) 1.08×1.08×1	志摩市		0599-44-0203
500	三重県	布施田浦海岸	13号樋管	志摩	志摩	布施田	フラップ(アルミ) 0.40×0.40×1	志摩市		0599-44-0203
501	三重県	和具浦海岸	防潮扉4号	志摩	志摩	和具	アルミ横引 6.20×1.90×1	志摩市	電動	0599-44-0203
502	三重県	和具浦海岸	防潮扉5号	志摩	志摩	和具	アルミ横引 4.20×1.90×1	志摩市	電動	0599-44-0203
503	三重県	和具浦海岸	防潮扉6号	志摩	志摩	和具	アルミ横引 3.70×1.90×1	志摩市	手動	0599-44-0203
504	三重県	和具浦海岸	防潮扉7号	志摩	志摩	和具	アルミ横引 5.20×1.70×1	志摩市	手動	0599-44-0203

505	三重県	和具浦海岸	防潮扉 8号	志摩	志摩	和具	アルミ横引 6.20×1.90×1	志摩市	手動	0599-44-0203
506	三重県	和具浦海岸	防潮扉 9号	志摩	志摩	和具	アルミ横引 4.20×1.90×1	志摩市	手動	0599-44-0203
507	三重県	和具浦海岸	防潮扉 10号	志摩	志摩	和具	アルミ横引 2.20×2.20×1	志摩市	手動	0599-44-0203
508	三重県	和具浦海岸	防潮扉 11号	志摩	志摩	和具	アルミ横引 4.20×2.20×1	志摩市	手動	0599-44-0203
509	三重県	和具浦海岸	防潮扉 12号	志摩	志摩	和具	アルミ横引 5.20×1.90×1	志摩市	電動	0599-44-0203
510	三重県	和具浦海岸	防潮扉 13号	志摩	志摩	和具	アルミ横引 3.30×2.04×1	志摩市	手動	0599-44-0203
511	三重県	和具浦海岸	防潮扉 14号	志摩	志摩	和具	アルミ横引 3.30×2.04×1	志摩市	手動	0599-44-0203
512	三重県	和具浦海岸	防潮扉 15号	志摩	志摩	和具	アルミ横引 3.30×2.04×1	志摩市	手動	0599-44-0203
513	三重県	和具浦海岸	防潮扉 16号	志摩	志摩	和具	アルミ横引 4.30×2.04×1	志摩市	手動	0599-44-0203
514	三重県	和具浦海岸	防潮扉 17号	志摩	志摩	和具	アルミスイング 1.65×2.20×1	志摩市	手動	0599-44-0203
515	三重県	和具浦海岸	防潮扉 18号	志摩	志摩	和具	アルミ横引 4.30×1.90×1	志摩市	手動	0599-44-0203
516	三重県	和具浦海岸	1号樋管	志摩	志摩	和具	フラップ(アルミ) 1.18×1.18×1	志摩市		0599-44-0203
517	三重県	和具浦海岸	2号樋管	志摩	志摩	和具	フラップ(アルミ) 0.88×0.88×1	志摩市		0599-44-0203
518	三重県	和具浦海岸	3号樋管	志摩	志摩	和具	フラップ(アルミ) 0.48×0.48×1	志摩市		0599-44-0203
519	三重県	和具浦海岸	4号樋管	志摩	志摩	和具	フラップ(アルミ) 0.48×0.48×1	志摩市		0599-44-0203
520	志摩市	間崎漁港	1号防潮扉	志摩	志摩	間崎	アルミ開 2.0×1.6×1	志摩市	手動	0599-44-0203
521	志摩市	間崎漁港	2号防潮扉	志摩	志摩	間崎	アルミ引 4.0×2.0×1	志摩市	手動	0599-44-0203
522	志摩市	間崎漁港	間崎樋門	志摩	志摩	間崎	アルミスルース 0.8×0.8×1	志摩市	手動	0599-44-0203
523	志摩市	間崎漁港	3号防潮扉	志摩	志摩	間崎	アルミ開 2.0×1.5×1	志摩市	手動	0599-44-0203
524	志摩市	間崎漁港	4号防潮扉	志摩	志摩	間崎	アルミ開 1.0×1.5×1	志摩市	手動	0599-44-0203
525	志摩市	志摩海岸	池田樋管	志摩	志摩	御座池田	1.2×1.2×1	志摩市	手動	0599-44-0203
526	志摩市	志摩海岸	池田樋管	志摩	志摩	御座池田	0.8×0.8×1	志摩市	手動	0599-44-0203
527	志摩市	志摩海岸	白浜樋管	志摩	志摩	御座白浜	1.9×2.0×1	志摩市	手動	0599-44-0203
528	志摩市	志摩海岸	小浦樋門	志摩	志摩	御座小浦	1.0×1.0×1	志摩市	手動	0599-44-0203
529	志摩市	志摩海岸	大浦樋門	志摩	志摩	御座大浦	1.0×1.0×1	志摩市	手動	0599-44-0203
530	志摩市	志摩海岸	大差地樋門	志摩	志摩	御座大差地	1.1×1.1×1	志摩市	手動	0599-44-0203
531	志摩市	志摩海岸	丸田樋門	志摩	志摩	和具丸田	1.2×1.0×1	志摩市	手動	0599-44-0203

532	志摩市	志海 摩岸	丸田樋管	志摩	志摩	和具 丸田	1.2×1.0×1	志摩市	手動	0599- 44-0203
533	志摩市	志海 摩岸	浦田樋管	志摩	志摩	和具 浦田	1.9×1.3×1	志摩市	手動	0599- 44-0203
534	志摩市	志海 摩岸	内浦田 樋管	志摩	志摩	御座 丸田	1.2×1.5×1	志摩市	手動	0599- 44-0203
535	志摩市	志海 摩岸	スルビア 樋管	志摩	志摩	御座 スルビア	1.6×1.6×1	志摩市	手動	0599- 44-0203
536	志摩市	志海 摩岸	西大倉 樋管	志摩	志摩	片田 西大倉	0.4×0.4×1	志摩市	手動	0599- 44-0203
537	志摩市	志海 摩岸	東大倉 樋管	志摩	志摩	片田 東大倉	1.0×1.0×1	志摩市	手動	0599- 44-0203
538	志摩市	志海 摩岸	汐本浦 樋管	志摩	志摩	片田 汐本浦	1.5×1.2×1	志摩市	手動	0599- 44-0203
539	志摩市	志海 摩岸	長田 樋管	志摩	志摩	片田 長田	1.2×1.5×1	志摩市	手動	0599- 44-0203
540	志摩市	志海 摩岸	長田 樋管	志摩	志摩	片田 長田	1.0×1.0×1	志摩市	手動	0599- 44-0203
541	志摩市	志海 摩岸	対上 樋管	志摩	志摩	片田 対上	1.2×1.4×1	志摩市	手動	0599- 44-0203
542	志摩市	志海 摩岸	間崎 樋管	志摩	志摩	間崎	0.5×1.5×1	志摩市	手動	0599- 44-0203
543	志摩市	志海 摩岸	間崎 樋管	志摩	志摩	間崎	0.5×1.5×1	志摩市	手動	0599- 44-0203
544	三重県	前川	鵜方水門	志摩	阿児	鵜方	ローラー（鋼） 13.50×5.5×2 マイター（ステン レス） 3.00×2.50×1	志摩市	自動	0599- 44-0203
545	三重県	鵜方浦 海岸	小向井 1号樋門	志摩	阿児	鵜方	フラップ（ステン） 1.65×2.00×1 スルース（ステン） 1.65×1.83×1	志摩市	手動	0599- 44-0203
546	三重県	鵜方浦 海岸	小向井 2号樋門	志摩	阿児	鵜方	フラップ（ステン） 1.85×2.40×1 スルース（ステン） 1.85×2.23×1	志摩市	手動	0599- 44-0203
547	三重県	鵜方浦 海岸	樋管2号	志摩	阿児	鵜方	フラップ（アルミ） 2.00×1.50×1	志摩市		0599- 44-0203
548	三重県	鵜方浦 海岸	防潮扉2号	志摩	阿児	鵜方	1.00×1.20×1 アルミスイング	志摩市	手動	0599- 44-0203
549	三重県	鵜方浦 海岸	防潮扉1号	志摩	阿児	鵜方	3.00×0.70×1 アルミスイング	志摩市	手動	0599- 44-0203
550	三重県	鵜方浦 海岸	樋管8号	志摩	阿児	鵜方	2.70×2.70×1 アルミマイター	志摩市		0599- 44-0203
551	三重県	鵜方浦 海岸	樋管3号	志摩	阿児	鵜方	アルミフラップ 0.70×0.70×1	志摩市		0599- 44-0203
552	三重県	鵜方浦 海岸	樋管4号	志摩	阿児	鵜方	アルミフラップ 0.70×0.70×1	志摩市		0599- 44-0203
553	三重県	鵜方浦 海岸	樋管5号	志摩	阿児	鵜方	アルミフラップ 0.70×0.70×1	志摩市		0599- 44-0203
554	三重県	鵜方浦 海岸	樋管7号	志摩	阿児	鵜方	アルミフラップ 0.70×0.70×1	志摩市		0599- 44-0203

555	三重県	神明東海岸	小才庭樋門	志摩	阿児	鵜方	フラップ (アルミ) 1.35×2.30×2 スルース (ステン) 1.40×2.50×2	志摩市	手動	0599-44-0203
556	三重県	神明東海岸	樋管1号	志摩	阿児	鵜方	アルミフラップ 1.10×1.30×1	志摩市		0599-44-0203
557	三重県	神明東海岸	才庭樋門	志摩	阿児	鵜方	ステンフラップ 1.96×2.41×1 アルミスルース 1.95×2.37×1	志摩市	手動	0599-44-0203
558	三重県	立神北海岸	立石樋門	志摩	阿児	立神	ステンフラップ 1.00×1.80×1	志摩市		0599-44-0203
559	三重県	立神北海岸	樋管1号	志摩	阿児	神明	アルミフラップ 0.70×0.70×1	志摩市		0599-44-0203
560	三重県	立神北海岸	樋管2号	志摩	阿児	立神	アルミフラップ 0.36×0.36×1	志摩市		0599-44-0203
561	三重県	立神南海岸	松井新田樋門	志摩	阿児	立神	フラップ (アルミ) 1.80×1.80×4 スルース (アルミ) 1.80×1.80×4	志摩市	手動	0599-44-0203
562	三重県	立神南海岸	大清戸樋門	志摩	阿児	立神	フラップ (ステン) 1.50×1.50×1 スルース (ステン) 1.50×1.50×1	志摩市	手動	0599-44-0203
563	三重県	志島海岸	防潮扉1号	志摩	阿児	志島	アルミスイング 2.70×1.30×1	志摩市	手動	0599-44-0203
564	三重県	志島海岸	防潮扉2号	志摩	阿児	志島	アルミスイング 3.60×1.30×1	志摩市	手動	0599-44-0203
565	三重県	志島海岸	防潮扉3号	志摩	阿児	志島	マイター (アルミ) 2.58×2.18×1	志摩市	手動	0599-44-0203
566	三重県	志島海岸	防潮扉4号	志摩	阿児	志島	アルミ横引 2.50×2.50×1	志摩市	手動	0599-44-0203
567	三重県	志島海岸	樋管2号	志摩	阿児	志島	フラップ (アルミ) 0.90×1.20×1	志摩市	—	0599-44-0203
568	三重県	志島海岸	樋管4号	志摩	阿児	志島	フラップ (ステン) 1.10×1.10×1	志摩市	—	0599-44-0203
569	三重県	国府海岸	東海川樋門	志摩	阿児	国府	スルース (アルミ) 2.00×2.00×1 スルース (アルミ) 2.00×2.00×1	志摩市	—手動	0599-44-0203
570	三重県	国府海岸	前田樋門	志摩	阿児	甲賀	スルース (アルミ) 2.00×2.00×1 スルース (ステン) 2.00×2.00×1	志摩市	—手動	0599-44-0203
571	三重県	国府海岸	池田樋門	志摩	阿児	甲賀	フラップ (ステン) 2.00×2.00×1 スルース (アルミ) 2.00×2.00×1	志摩市	—手動	0599-44-0203
572	三重県	国府海岸	防潮扉1号	志摩	阿児	甲賀	横引 (アルミ) 3.0×1.0×1	志摩市	手動	0599-44-0203
573	三重県	国府海岸	防潮扉2号	志摩	阿児	甲賀	横引 (アルミ) 3.0×1.0×1	志摩市	手動	0599-44-0203
574	三重県	国府海岸	防潮扉3号	志摩	阿児	甲賀	アルミスイング 1.00×1.00×1	志摩市	手動	0599-44-0203

575	三重県	国府海岸	防潮扉1号	志摩	阿児	国府	アルミスイング 2.12×1.05×1	志摩市	手動	0599- 44-0203
576	三重県	国府海岸	防潮扉2号	志摩	阿児	国府	アルミスイング 1.60×1.05×1	志摩市	手動	0599- 44-0203
577	三重県	国府海岸	防潮扉3号	志摩	阿児	国府	アルミスイング 1.63×1.05×1	志摩市	手動	0599- 44-0203
578	三重県	国府海岸	防潮扉4号	志摩	阿児	国府	アルミマイター 5.13×1.00×1	志摩市	手動	0599- 44-0203
579	三重県	国府海岸	国府 1号防潮扉	志摩	阿児	国府	2.0×1.0×1	志摩市	手動	0599- 44-0203
580	三重県	国府海岸	国府 2号防潮扉	志摩	阿児	国府	1.5×1.0×1	志摩市	手動	0599- 44-0203
581	三重県	国府海岸	国府 3号防潮扉	志摩	阿児	国府	1.5×1.0×1	志摩市	手動	0599- 44-0203
582	三重県	国府海岸	国府 4号防潮扉	志摩	阿児	国府	5.0×1.0×1	志摩市	手動	0599- 44-0203
583	三重県	安乗 海岸	防潮扉1号	志摩	阿児	安乗	1.50×0.90×1 スイング(アルミ)	志摩市	手動	0599- 44-0203
584	三重県	安乗 海岸	防潮扉2号	志摩	阿児	安乗	1.50×0.90×1 スイング(アルミ)	志摩市	手動	0599- 44-0203
585	三重県	安乗 海岸	防潮扉3号	志摩	阿児	安乗	2.00×0.60×1 横引(アルミ)	志摩市	手動	0599- 44-0203
586	三重県	安乗 海岸	防潮扉4号	志摩	阿児	安乗	1.50×0.90×1 スイング(アルミ)	志摩市	手動	0599- 44-0203
587	三重県	安乗 海岸	防潮扉5号	志摩	阿児	安乗	0.90×0.80×1 角落(アルミ)	志摩市	手動	0599- 44-0203
588	志摩市	鵜方浦 海岸	長原樋門	志摩	阿児	鵜方	2.0×1.6 2.0×1.6	志摩市	手動	0599- 44-0203
589	三重県	的矢港	阿瀬 1号防潮扉	志摩	阿児	阿瀬	1.00×1.00×1 アルミスイング	志摩市	手動	0599- 44-0203
590	三重県	的矢港	阿瀬 2号防潮扉	志摩	阿児	阿瀬	1.00×0.80×1 アルミスイング	志摩市	手動	0599- 44-0203
591	三重県	的矢港	阿瀬 3号防潮扉	志摩	阿児	阿瀬	1.00×0.80×1 アルミスイング	志摩市	手動	0599- 44-0203
592	三重県	的矢港	阿瀬 4号防潮扉	志摩	阿児	阿瀬	1.50×0.80×1 アルミスイング	志摩市	手動	0599- 44-0203
593	三重県	的矢港	阿瀬 5号防潮扉	志摩	阿児	阿瀬	3.00×0.80×1 アルミスイング	志摩市	手動	0599- 44-0203
594	三重県	的矢港	2号角落	志摩	阿児	国府	1.00×030×1	志摩市	手動	0599- 44-0203
595	三重県	的矢港	3号角落	志摩	阿児	国府	1.00×030×1	志摩市	手動	0599- 44-0203
596	三重県	的矢港	4号角落	志摩	阿児	国府	1.00×030×1	志摩市	手動	0599- 44-0203
597	三重県	的矢港	5号角落	志摩	阿児	国府	1.00×030×1	志摩市	手動	0599- 44-0203
598	三重県	的矢港	6号角落	志摩	阿児	国府	1.00×030×1	志摩市	手動	0599- 44-0203
599	三重県	賢島港	賢島 1号防潮扉	志摩	阿児	賢島	3.00×0.98×1 鋼横引	志摩市	手動	0599- 44-0203
600	三重県	賢島港	賢島 2号防潮扉	志摩	阿児	賢島	3.00×1.00×1 アルミスイング	志摩市	手動	0599- 44-0203
601	三重県	賢島港	賢島 1号角落し	志摩	阿児	賢島	1.50×1.00×1 アルミ	志摩市	手動	0599- 44-0203

602	三重県	賢島港	賢島 3号防潮扉	志摩	阿児	賢島	2.00×1.00×1 アルミ横引	志摩市	手動	0599- 44-0203
603	三重県	賢島港	賢島 5号防潮扉	志摩	阿児	賢島	1.80×1.00×1 アルミスイング	志摩市	手動	0599- 44-0203
604	三重県	賢島港	賢島 3号角落し	志摩	阿児	賢島	1.50×1.00×1 アルミ	志摩市	手動	0599- 44-0203
605	三重県	賢島港	賢島 4号角落し	志摩	阿児	賢島	1.50×1.00×1 木	志摩市	手動	0599- 44-0203
606	三重県	賢島港	賢島 5号角落し	志摩	阿児	賢島	1.50×1.50×1 木	志摩市	手動	0599- 44-0203
607	三重県	賢島港	賢島 6号角落し	志摩	阿児	賢島	1.50×1.50×1 アルミ	志摩市	手動	0599- 44-0203
608	三重県	賢島港	賢島 7号角落し	志摩	阿児	賢島	1.50×1.50×1 アルミ	志摩市	手動	0599- 44-0203
609	三重県	賢島港	賢島 8号角落し	志摩	阿児	賢島	1.50×1.50×1 アルミ	志摩市	手動	0599- 44-0203
610	三重県	賢島港	賢島 4号防潮扉	志摩	阿児	賢島	3.00×1.45×1 鋼横引	志摩市	手動	0599- 44-0203
611	志摩市	阿児 海岸	白岸樋管	志摩	阿児	鵜方	1.0×1.0×1	志摩市	手動	0599- 44-0203
612	志摩市	阿児 海岸	天童樋管	志摩	阿児	立神 天童	0.7×0.5×1	志摩市	手動	0599- 44-0203
613	志摩市	阿児 海岸	杓浦樋管	志摩	阿児	立神 杓浦	0.5×0.5×1	志摩市	手動	0599- 44-0203
614	志摩市	阿児 海岸	呼ヶ崎 樋管	志摩	阿児	立神 呼ヶ崎	0.6×0.7×1	志摩市	手動	0599- 44-0203
615	志摩市	阿児 海岸	八宮 樋管	志摩	阿児	立神 八宮	1.3×1.0×1	志摩市	手動	0599- 44-0203
616	志摩市	阿児 海岸	石淵 樋管	志摩	阿児	立神 石淵	2.0×1.5×2	志摩市	手動	0599- 44-0203
617	志摩市	阿児 海岸	石淵 樋管	志摩	阿児	神明 寺原川	1.4×1.4×2	志摩市	手動	0599- 44-0203
618	志摩市	阿児 海岸	夕チメ 樋管	志摩	阿児	鵜方 夕チメ	0.7×0.5×1	志摩市	手動	0599- 44-0203
619	志摩市	阿児 海岸	福原川 樋管	志摩	阿児	福原川	0.7×0.5×1	志摩市	手動	0599- 44-0203
620	志摩市	阿児 海岸	福原川 樋管	志摩	阿児	神明 前方	1.5×0.5×1	志摩市	手動	0599- 44-0203
621	志摩市	阿児 海岸	神明前方 樋管	志摩	阿児	神明 前方	1.3×1.8×2	志摩市	手動	0599- 44-0203
622	志摩市	阿児 海岸	神明前方 樋管	志摩	阿児	神明 前方	1.3×1.8×1	志摩市	手動	0599- 44-0203
623	志摩市	阿児 海岸	高岡	志摩	阿児	立神 高岡	0.6×0.6×1	志摩市	手動	0599- 44-0203
624	志摩市	阿児 海岸	赤崎樋管	志摩	阿児	立神 赤崎	0.7×0.7×1	志摩市	手動	0599- 44-0203
625	志摩市	阿児 海岸	平田樋管	志摩	阿児	立神 平田	1.0×0.5×1	志摩市	手動	0599- 44-0203
626	志摩市	阿児 海岸	奥羽里 樋門	志摩	阿児	国府 羽里	1.1×1.1×1	志摩市	手動	0599- 44-0203
627	志摩市	磯部 海岸	羽里樋門	志摩	阿児	国府 羽里	1.0×1.0×1	志摩市	手動	0599- 44-0203

628	志摩市	磯海部岸	大谷樋門	志摩	阿児	国府大谷	0.8×0.8×1	志摩市	手動	0599-44-0203
629	志摩市	磯海部岸	田の浦樋門	志摩	阿児	国府大谷	2.2×2.0×3	志摩市	手動	0599-44-0203
630	志摩市	磯海部岸	田の浦樋門	志摩	阿児	田の浦	2.0×1.5×1	志摩市	手動	0599-44-0203
631	志摩市	磯海部岸	田の浦樋門	志摩	阿児	田の浦	1.9×1.5×1	志摩市	手動	0599-44-0203
632	志摩市	磯海部岸	片本樋門	志摩	阿児	国府片本	1.3×1.0×1	志摩市	手動	0599-44-0203
633	志摩市	磯海部岸	城の浦樋門	志摩	阿児	国府城の浦	1.4×2.4×1	志摩市	手動	0599-44-0203
634	志摩市	磯海部岸	城の浦樋門	志摩	磯部	国府城の浦	1.4×2.4×1	志摩市	手動	0599-44-0203
635	志摩市	磯海部岸	荷方樋門	志摩	磯部	国府荷方	1.2×1.0×1	志摩市	手動	0599-44-0203
636	志摩市	磯海部岸	荷方樋門	志摩	磯部	国府荷方	1.2×1.2×1	志摩市	手動	0599-44-0203
637	志摩市	磯海部岸	和郎樋門	志摩	磯部	国府和郎	1.0×1.3×1	志摩市	手動	0599-44-0203
638	志摩市	磯海部岸	夏川原樋門	志摩	磯部	国府夏川原	1.8×1.4×1	志摩市	手動	0599-44-0203
639	志摩市	阿児海岸	阿瀬樋門	志摩	磯部	国府阿瀬	0.5×1.0×1	志摩市	手動	0599-44-0203
640	志摩市	的矢港	大庄屋樋門	志摩	磯部	穴川	1.6×2.0×1	志摩市	自動	0599-44-0203
641	志摩市	池田川	三柳樋門	志摩	磯部	穴川	1.05×1.4×1	志摩市	自動	0599-44-0203
642	三重県	的矢港	的矢1号防潮扉	志摩	磯部	的矢	1.00×1.45×1 アルミスイング	志摩市	手動	0599-44-0203
643	三重県	的矢港	的矢2号防潮扉	志摩	磯部	的矢	2.00×1.45×1 アルミスイング	志摩市	手動	0599-44-0203
644	三重県	的矢港	的矢3号防潮扉	志摩	磯部	的矢	2.00×1.45×1 アルミスイング	志摩市	手動	0599-44-0203
645	三重県	的矢港	的矢4号防潮扉	志摩	磯部	的矢	2.00×1.45×1 アルミスイング	志摩市	手動	0599-44-0203
646	三重県	的矢港	的矢5号防潮扉	志摩	磯部	的矢	2.00×1.45×1 アルミスイング	志摩市	手動	0599-44-0203
647	三重県	的矢港	的矢6号防潮扉	志摩	磯部	的矢	1.00×1.45×1 アルミスイング	志摩市	手動	0599-44-0203
648	三重県	的矢港	的矢1号角落し	志摩	磯部	的矢	1.78×0.87×1	志摩市	手動	0599-44-0203
649	三重県	的矢港	的矢7号防潮扉	志摩	磯部	的矢	1.50×1.72×1 アルミスイング	志摩市	手動	0599-44-0203
650	三重県	的矢港	的矢1号樋門	志摩	磯部	的矢	2.00×2.00×1 フラップ(アルミ) 2.00×2.00×1 スルース(アルミ)	志摩市	一手動	0599-44-0203
651	三重県	的矢港	的矢8号防潮扉	志摩	磯部	的矢	1.60×1.70×1 アルミスイング	志摩市	手動	0599-44-0203
652	三重県	的矢港	的矢9号防潮扉	志摩	磯部	的矢	1.40×1.72×1 アルミスイング	志摩市	手動	0599-44-0203
653	三重県	的矢港	的矢10号防潮扉	志摩	磯部	的矢	1.50×2.09×1 アルミスイング	志摩市	手動	0599-44-0203

654	三重県	的矢港	的矢 11号防潮扉	志摩	磯部	的矢	2.10×2.00×1 アルミスイング	志摩市	手動	0599- 44-0203
655	三重県	的矢港	的矢 12号防潮扉	志摩	磯部	的矢	3.00×1.50×1 横引 (アルミ)	志摩市	電 動	0599- 44-0203
656	三重県	的矢港	的矢 12-1号防潮扉	志摩	磯部	的矢	2.10×1.55×1 アルミスイング	志摩市	手動	0599- 44-0203
657	三重県	的矢港	的矢 12-2号防潮扉	志摩	磯部	的矢	1.60×1.55×1 アルミスイング	志摩市	手動	0599- 44-0203
658	三重県	的矢港	的矢 13号防潮扉	志摩	磯部	的矢	1.00×1.50×1 アルミスイング	志摩市	手動	0599- 44-0203
659	三重県	的矢港	的矢 14号防潮扉	志摩	阿児	的矢	1.00×1.50×1 アルミスイング	志摩市	手動	0599- 44-0203
660	三重県	的矢港	的矢 15号防潮扉	志摩	磯部	的矢	1.00×1.50×1 アルミスイング	志摩市	手動	0599- 44-0203
661	三重県	的矢港	的矢 16号防潮扉	志摩	磯部	的矢	1.00×1.50×1 アルミスイング	志摩市	手動	0599- 44-0203
662	三重県	的矢港	的矢 17号防潮扉	志摩	磯部	的矢	1.00×1.50×1 アルミスイング	志摩市	手動	0599- 44-0203
663	三重県	的矢港	的矢 19号防潮扉	志摩	磯部	的矢	1.00×1.50×1 アルミスイング	志摩市	手動	0599- 44-0203
664	三重県	的矢港	的矢 18号防潮扉	志摩	磯部	的矢	1.00×1.50×1 アルミスイング	志摩市	手動	0599- 44-0203
665	三重県	的矢港	的矢 20号防潮扉	志摩	磯部	的矢	1.00×1.50×1 アルミスイング	志摩市	手動	0599- 44-0203
666	三重県	的矢港	的矢 21号防潮扉	志摩	磯部	的矢	1.00×1.50×1 アルミスイング	志摩市	手動	0599- 44-0203
667	三重県	的矢港	的矢 22号防潮扉	志摩	磯部	的矢	1.00×1.50×1 アルミスイング	志摩市	手動	0599- 44-0203
668	三重県	的矢港	的矢 23号防潮扉	志摩	磯部	的矢	1.00×1.50×1 アルミスイング	志摩市	手動	0599- 44-0203
669	三重県	的矢港	的矢 24号防潮扉	志摩	磯部	的矢	3.30×1.50×1 横引 (アルミ)	志摩市	電 動	0599- 44-0203
670	三重県	的矢港	的矢 25号防潮扉	志摩	磯部	的矢	4.30×1.50×1 横引 (アルミ)	志摩市	電 動	0599- 44-0203
671	三重県	的矢港	的矢 26号防潮扉	志摩	磯部	的矢	3.30×1.50×1 横引 (アルミ)	志摩市	電 動	0599- 44-0203
672	三重県	的矢港	的矢 27号防潮扉	志摩	磯部	的矢	4.70×1.00×1 横引 (アルミ)	志摩市	電 動	0599- 44-0203
673	三重県	的矢港	的矢 28号防潮扉	志摩	磯部	的矢	4.80×1.50×1 横引 (アルミ)	志摩市	電 動	0599- 44-0203
674	三重県	的矢港	的矢 29号防潮扉	志摩	磯部	的矢	3.66×1.55×1 アルミスイング	志摩市	電 動	0599- 44-0203
675	三重県	的矢港	的矢 2号樋門	志摩	磯部	的矢	2.50×2.50×2 フラップ (アルミ) 2.50×2.50×2 スルース (アルミ)	志摩市	一 手動	0599- 44-0203
676	三重県	的矢港	的矢 3号樋管	志摩	磯部	的矢	0.40×0.40×1 フラップ (アルミ)	志摩市		0599- 44-0203
677	三重県	的矢港	2 1号樋管	志摩	磯部	的矢	0.40×0.40×1 フラップ (アルミ)	志摩市		0599- 44-0203
678	三重県	的矢港	2 2号樋管	志摩	磯部	的矢	0.40×0.40×1 フラップ (アルミ)	志摩市		0599- 44-0203
679	三重県	的矢港	2 3号樋管	志摩	磯部	的矢	0.40×0.40×1 フラップ (アルミ)	志摩市		0599- 44-0203

680	三重県	的矢港	24号樋管	志摩	磯部	的矢	0.40×0.40×1 フラップ(アルミ)	志摩市		0599- 44-0203
681	三重県	的矢港	25号樋管	志摩	磯部	的矢	0.40×0.40×1 フラップ(アルミ)	志摩市		0599- 44-0203
682	三重県	的矢港	26号樋管	志摩	磯部	的矢	0.40×0.40×1 フラップ(アルミ)	志摩市		0599- 44-0203
683	三重県	的矢港	27号樋管	志摩	磯部	的矢	0.40×0.40×1 フラップ(アルミ)	志摩市		0599- 44-0203
684	三重県	的矢港	28号樋管	志摩	磯部	的矢	0.40×0.40×1 フラップ(アルミ)	志摩市		0599- 44-0203
685	三重県	的矢港	29号樋管	志摩	磯部	的矢	0.40×0.40×1 フラップ(アルミ)	志摩市		0599- 44-0203
686	三重県	的矢港	30号樋管	志摩	磯部	的矢	0.40×0.40×1 フラップ(アルミ)	志摩市		0599- 44-0203
687	三重県	的矢港	31号樋管	志摩	磯部	的矢	0.40×0.40×1 フラップ(アルミ)	志摩市		0599- 44-0203
688	三重県	的矢港	32号樋管	志摩	磯部	的矢	0.40×0.40×1 フラップ(ステン)	志摩市		0599- 44-0203
689	三重県	的矢港	33号樋管	志摩	磯部	的矢	0.40×0.40×1 フラップ(アルミ)	志摩市		0599- 44-0203
690	三重県	的矢港	34号樋管	志摩	磯部	的矢	0.40×0.40×1 フラップ(アルミ)	志摩市		0599- 44-0203
691	三重県	的矢港	35号樋管	志摩	磯部	的矢	0.40×0.40×1 フラップ(ステン)	志摩市		0599- 44-0203
692	三重県	的矢港	36号樋管	志摩	磯部	的矢	0.40×0.40×1 フラップ(アルミ)	志摩市		0599- 44-0203
693	三重県	的矢港	37号樋管	志摩	磯部	的矢	0.40×0.40×1 フラップ(ステン)	志摩市		0599- 44-0203
694	三重県	的矢港	38号樋管	志摩	磯部	的矢	0.40×0.40×1 フラップ(ステン)	志摩市		0599- 44-0203
695	三重県	的矢港	39号樋管	志摩	磯部	的矢	0.40×0.40×1 フラップ(アルミ)	志摩市		0599- 44-0203
696	三重県	的矢港	40号樋管	志摩	磯部	的矢	0.40×0.40×1 フラップ(アルミ)	志摩市		0599- 44-0203
697	三重県	的矢港	41号樋管	志摩	磯部	的矢	0.40×0.40×1 フラップ(アルミ)	志摩市		0599- 44-0203
698	三重県	的矢港	42号樋管	志摩	磯部	的矢	0.40×0.40×1 フラップ(アルミ)	志摩市		0599- 44-0203
699	三重県	的矢港	43号樋管	志摩	磯部	的矢	0.40×0.40×1 フラップ(アルミ)	志摩市		0599- 44-0203
700	三重県	的矢港	44号樋管	志摩	磯部	的矢	0.80×0.80×1 フラップ(アルミ)	志摩市		0599- 44-0203
701	三重県	的矢港	45号樋管	志摩	磯部	的矢	0.40×0.40×1 フラップ(アルミ)	志摩市		0599- 44-0203
702	三重県	的矢港	46号樋管	志摩	磯部	的矢	0.40×0.40×1 フラップ(アルミ)	志摩市		0599- 44-0203
703	三重県	的矢港	47号樋管	志摩	磯部	的矢	0.40×0.40×1 フラップ(アルミ)	志摩市		0599- 44-0203
704	三重県	的矢港	48号樋管	志摩	磯部	的矢	0.40×0.40×1 フラップ(アルミ)	志摩市		0599- 44-0203
705	三重県	的矢港	渡鹿野 1号スイングゲ- ート	志摩	磯部	渡鹿野	1.50×1.00×1 アルミスイング	志摩市	手動	0599- 44-0203
706	三重県	的矢港	渡鹿野 1号防潮扉	志摩	磯部	渡鹿野	3.80×1.00×1 アルミスイング	志摩市	手動	0599- 44-0203

707	三重県	的矢港	渡鹿野 2号スイングゲート	志摩	磯部	渡鹿野	1.50×0.80×1 アルミスイング	志摩市	手動	0599- 44-0203
708	三重県	的矢港	渡鹿野 3号スイングゲート	志摩	磯部	渡鹿野	1.50×0.65×1 アルミスイング	志摩市	手動	0599- 44-0203
709	三重県	的矢港	渡鹿野 4号スイングゲート	志摩	磯部	渡鹿野	1.50×1.10×1 アルミスイング	志摩市	手動	0599- 44-0203
710	三重県	的矢港	渡鹿野 5号横引ゲート	志摩	磯部	渡鹿野	2.10×0.53×1 アルミ横引	志摩市	手動	0599- 44-0203
711	三重県	的矢港	渡鹿野 6号横引ゲート	志摩	磯部	渡鹿野	2.10×0.50×1 アルミ横引	志摩市	手動	0599- 44-0203
712	三重県	的矢港	渡鹿野 2号防潮扉	志摩	磯部	渡鹿野	3.60×1.64×1 アルミスイング	志摩市	手動	0599- 44-0203
713	三重県	的矢港	渡鹿野 5号角落し	志摩	磯部	渡鹿野	2.0×0.53	志摩市	手動	0599- 44-0203
714	三重県	的矢港	渡鹿野 6号角落し	志摩	磯部	渡鹿野	2.0×0.53	志摩市	手動	0599- 44-0203
715	三重県	的矢港	渡鹿野 7号角落し	志摩	磯部	渡鹿野	2.0×0.53×1 木	志摩市	手動	0599- 44-0203
716	三重県	的矢港	渡鹿野 8号角落し	志摩	磯部	渡鹿野	2.0×0.53×1 木	志摩市	手動	0599- 44-0203
717	三重県	的矢港	渡鹿野 9号横引ゲート	志摩	磯部	渡鹿野	2.00×0.50×1 アルミ横引	志摩市	手動	0599- 44-0203
718	三重県	的矢港	渡鹿野 10号角落し	志摩	磯部	渡鹿野	1.00×0.50	志摩市	手動	0599- 44-0203
719	三重県	的矢港	渡鹿野 3号防潮扉	志摩	磯部	渡鹿野	1.20×0.40×1 アルミスイング	志摩市	手動	0599- 44-0203
720	三重県	的矢港	渡鹿野 11号角落し	志摩	磯部	渡鹿野	1.20×0.50×1 木	志摩市	手動	0599- 44-0203
721	三重県	的矢港	渡鹿野 4号防潮扉	志摩	磯部	渡鹿野	4.20×0.90×1 アルミ横引	志摩市	手動	0599- 44-0203
722	三重県	的矢港	渡鹿野 12号角落し	志摩	磯部	渡鹿野	0.88×1.00	志摩市	手動	0599- 44-0203
723	三重県	的矢港	渡鹿野 13号角落し	志摩	磯部	渡鹿野	0.69×0.75×1 木	志摩市	手動	0599- 44-0203
724	三重県	的矢港	渡鹿野 5号防潮扉	志摩	磯部	渡鹿野	5.00×1.25×1 アルミ横引	志摩市	手動	0599- 44-0203
725	三重県	的矢港	渡鹿野 6号防潮扉	志摩	磯部	渡鹿野	2.50×1.20×1 アルミスイング	志摩市	手動	0599- 44-0203
726	三重県	的矢港	渡鹿野 7号防潮扉	志摩	磯部	渡鹿野	2.50×1.00×1 アルミ横引	志摩市	手動	0599- 44-0203
727	三重県	的矢港	渡鹿野 8号防潮扉	志摩	磯部	渡鹿野	1.94×0.95×1 鋼スイング	志摩市	手動	0599- 44-0203
728	三重県	的矢港	渡鹿野 9号防潮扉	志摩	磯部	渡鹿野	1.80×1.05×1 アルミスイング	志摩市	手動	0599- 44-0203
729	三重県	的矢港	渡鹿野 14号防潮扉	志摩	磯部	渡鹿野	1.50×1.00×1 アルミスイング	志摩市	手動	0599- 44-0203
730	三重県	的矢港	渡鹿野 14号角落し	志摩	磯部	渡鹿野	1.00×0.76×1 アルミ	志摩市	手動	0599- 44-0203
731	三重県	的矢港	渡鹿野 15号角落し	志摩	磯部	渡鹿野	1.00×1.00×1 アルミ	志摩市	手動	0599- 44-0203

732	三重県	的矢港	渡鹿野 15号防潮扉	志摩	磯部	渡鹿野	1.00×1.00×1 アルミスイング	志摩市	手動	0599- 44-0203
733	三重県	的矢港	渡鹿野 23号樋管	志摩	磯部	渡鹿野	0.37×0.37×1 フラップ (アルミ)	志摩市		0599- 44-0203
734	三重県	的矢港	渡鹿野 24号樋管	志摩	磯部	渡鹿野	0.38×0.38×1 フラップ (アルミ)	志摩市		0599- 44-0203
735	三重県	的矢港	渡鹿野 25号樋管	志摩	磯部	渡鹿野	0.38×0.38×1 フラップ (アルミ)	志摩市		0599- 44-0203
736	三重県	的矢港	渡鹿野 26号樋管	志摩	磯部	渡鹿野	0.40×0.40×1 フラップ (アルミ)	志摩市		0599- 44-0203
737	三重県	的矢港	渡鹿野 27号樋管	志摩	磯部	渡鹿野	0.40×0.40×1 フラップ (アルミ)	志摩市		0599- 44-0203
738	三重県	的矢港	渡鹿野 28号樋管	志摩	磯部	渡鹿野	0.30×0.30	志摩市		0599- 44-0203
739	三重県	的矢港	三ヶ所 8号防潮扉	志摩	磯部	三ヶ所	1.50×1.50×1 アルミスイング	志摩市	手動	0599- 44-0203
740	三重県	的矢港	三ヶ所 7号防潮扉	志摩	磯部	三ヶ所	1.50×1.50×1 アルミスイング	志摩市	手動	0599- 44-0203
741	三重県	的矢港	三ヶ所 1号樋管	志摩	磯部	三ヶ所	0.40×0.40×1 アルミフラップ	志摩市	—	0599- 44-0203
742	三重県	的矢港	三ヶ所 6号防潮扉	志摩	磯部	三ヶ所	1.50×1.50×1 アルミスイング	志摩市	手動	0599- 44-0203
743	三重県	的矢港	三ヶ所 5号防潮扉	志摩	磯部	三ヶ所	1.50×1.50×1 アルミスイング	志摩市	手動	0599- 44-0203
744	三重県	的矢港	三ヶ所 2号樋管	志摩	磯部	三ヶ所	0.40×0.40×1 フラップ (アルミ)	志摩市	—	0599- 44-0203
745	三重県	的矢港	三ヶ所 3号樋管	志摩	磯部	三ヶ所	0.40×0.40×1 フラップ (アルミ)	志摩市	—	0599- 44-0203
746	三重県	的矢港	三ヶ所 4号防潮扉	志摩	磯部	三ヶ所	1.50×1.50×1 アルミスイング	志摩市	手動	0599- 44-0203
747	三重県	的矢港	三ヶ所 4号樋管	志摩	磯部	三ヶ所	0.40×0.40×1 フラップ (アルミ)	志摩市	—	0599- 44-0203
748	三重県	的矢港	三ヶ所 5号樋管	志摩	磯部	三ヶ所	0.40×0.40×1 フラップ (アルミ)	志摩市	—	0599- 44-0203
749	三重県	的矢港	三ヶ所 3号防潮扉	志摩	磯部	三ヶ所	1.00×1.50×1 アルミスイング	志摩市	手動	0599- 44-0203
750	三重県	的矢港	三ヶ所 6号樋管	志摩	磯部	三ヶ所	0.40×0.40×1 フラップ (アルミ)	志摩市	—	0599- 44-0203
751	三重県	的矢港	三ヶ所 9号樋管	志摩	磯部	三ヶ所	0.40×0.40×1 フラップ (アルミ)	志摩市		0599- 44-0203
752	三重県	的矢港	三ヶ所 18号樋管	志摩	磯部	三ヶ所	0.38×0.38×1 フラップ (アルミ)	志摩市		0599- 44-0203
753	三重県	的矢港	三ヶ所 10号樋管	志摩	磯部	三ヶ所	0.40×0.40×1 フラップ (アルミ)	志摩市	—	0599- 44-0203
754	三重県	的矢港	三ヶ所 11号樋管	志摩	磯部	三ヶ所	0.40×0.40×1 フラップ (アルミ)	志摩市	—	0599- 44-0203
755	三重県	的矢港	三ヶ所 12号樋管	志摩	磯部	三ヶ所	0.40×0.40×1 フラップ (アルミ)	志摩市	—	0599- 44-0203
756	三重県	的矢港	三ヶ所 13号樋管	志摩	磯部	三ヶ所	0.40×0.40×1 フラップ (アルミ)	志摩市	—	0599- 44-0203
757	三重県	的矢港	三ヶ所 2号防潮扉	志摩	磯部	三ヶ所	2.00×1.50×1 アルミスイング	志摩市	手動	0599- 44-0203
758	三重県	的矢港	三ヶ所 1号防潮扉	志摩	磯部	三ヶ所	10.00×1.40×1 アルミ横引	志摩市	電 動	0599- 44-0203

786	三重県	的矢港	三ヶ所 30号防潮扉	志摩	磯部	三ヶ所	3.20×1.50×1 アルミ横引	志摩市	電 動	0599- 44-0203
787	三重県	的矢港	三ヶ所 7号樋管	志摩	磯部	三ヶ所	0.40×0.40×1 フラップ (アルミ)	志摩市	—	0599- 44-0203
788	三重県	的矢港	三ヶ所 8号樋管	志摩	磯部	三ヶ所	0.40×0.40×1 フラップ (アルミ)	志摩市	—	0599- 44-0203
789	三重県	的矢港	三ヶ所 14号樋管	志摩	磯部	三ヶ所	0.40×0.40×1 フラップ (アルミ)	志摩市	—	0599- 44-0203
790	三重県	的矢港	三ヶ所 19号樋管	志摩	磯部	三ヶ所	0.38×0.38×1 フラップ (ステン)	志摩市	— —	0599- 44-0203
791	三重県	的矢港	三ヶ所 25号樋管	志摩	磯部	三ヶ所	1.00×1.00×1 フラップ (アルミ)	志摩市		0599- 44-0203
792	三重県	的矢港	三ヶ所 26号樋管	志摩	磯部	三ヶ所	0.40×0.40×1 フラップ (アルミ)	志摩市		0599- 44-0203
793	三重県	的矢港	三ヶ所 27号樋管	志摩	磯部	三ヶ所	φ0.30×1 フラップ (アルミ)	志摩市		0599- 44-0203
794	三重県	的矢港	三ヶ所 28号樋管	志摩	磯部	三ヶ所	φ0.30×1 フラップ (アルミ)	志摩市		0599- 44-0203
795	三重県	的矢港	三ヶ所 29号樋管	志摩	磯部	三ヶ所	φ0.30×1 フラップ (アルミ)	志摩市		0599- 44-0203
796	三重県	的矢港	三ヶ所 30号樋管	志摩	磯部	三ヶ所	φ0.30×1 フラップ (アルミ)	志摩市		0599- 44-0203
797	三重県	的矢港	三ヶ所 31号樋管	志摩	磯部	三ヶ所	φ0.30×1 フラップ (アルミ)	志摩市		0599- 44-0203
798	三重県	的矢港	三ヶ所 32号樋管	志摩	磯部	三ヶ所	φ0.30×1 フラップ (アルミ)	志摩市		0599- 44-0203
799	三重県	的矢港	三ヶ所 33号樋管	志摩	磯部	三ヶ所	0.40×0.40×1 フラップ (アルミ)	志摩市		0599- 44-0203
800	三重県	的矢港	三ヶ所 34号樋管	志摩	磯部	三ヶ所	0.40×0.40×1 フラップ (アルミ)	志摩市		0599- 44-0203
801	三重県	的矢港	三ヶ所 35号樋管	志摩	磯部	三ヶ所	0.40×0.40×1 フラップ (アルミ)	志摩市		0599- 44-0203
802	三重県	的矢港	三ヶ所 36号樋管	志摩	磯部	三ヶ所	0.40×0.40×1 フラップ (アルミ)	志摩市		0599- 44-0203
803	三重県	的矢港	三ヶ所 36-1号樋管	志摩	磯部	三ヶ所	0.55×0.55×1 フラップ (アルミ)	志摩市		0599- 44-0203
804	三重県	的矢港	三ヶ所 36-2号樋管	志摩	磯部	三ヶ所	0.80×0.80×1 フラップ (アルミ)	志摩市		0599- 44-0203
805	三重県	的矢港	三ヶ所 40号樋管	志摩	磯部	三ヶ所	0.37×0.37×1 フラップ (アルミ)	志摩市		0599- 44-0203
806	三重県	的矢港	三ヶ所 41号樋管	志摩	磯部	三ヶ所	0.37×0.37×1 フラップ (アルミ)	志摩市		0599- 44-0203
807	三重県	的矢港	坂崎 1号防潮扉	志摩	磯部	坂崎	1.50×0.50×1 アルミスイング	志摩市	手動	0599- 44-0203
808	三重県	的矢港	坂崎 2号防潮扉	志摩	磯部	坂崎	1.50×0.50×1 アルミスイング	志摩市	手動	0599- 44-0203
809	三重県	的矢港	坂崎 3号防潮扉	志摩	磯部	坂崎	1.50×0.50×1 アルミスイング	志摩市	手動	0599- 44-0203
810	三重県	的矢港	坂崎 4号防潮扉	志摩	磯部	坂崎	1.50×0.50×1 アルミスイング	志摩市	手動	0599- 44-0203
811	三重県	的矢港	坂崎 5号防潮扉	志摩	磯部	坂崎	1.50×0.50×1 アルミスイング	志摩市	手動	0599- 44-0203
812	三重県	的矢港	坂崎 6号防潮扉	志摩	磯部	坂崎	1.50×0.50×1 アルミスイング	志摩市	手動	0599- 44-0203

813	三重県	的矢港	坂崎 1号樋門	志摩	磯部	坂崎	1.50×2.30×1 スルース (アルミ)	志摩市	手動	0599- 44-0203
814	三重県	的矢港	坂崎 2号樋門	志摩	磯部	坂崎	3.00×2.50×1 フラップ(アルミ)	志摩市	—	0599- 44-0203
815	三重県	的矢港	坂崎 1号角落し	志摩	磯部	坂崎	3.00×0.55×1	志摩市	手動	0599- 44-0203
816	三重県	的矢港	坂崎 7号防潮扉	志摩	磯部	坂崎	1.00×0.90×1 アルミスイング	志摩市	手動	0599- 44-0203
817	三重県	的矢港	坂崎 8号防潮扉	志摩	磯部	坂崎	1.00×0.90×1 アルミスイング	志摩市	手動	0599- 44-0203
818	三重県	的矢港	坂崎 20号樋管	志摩	磯部	坂崎	0.50×0.50×1 フラップ(アルミ)	志摩市	—	0599- 44-0203
819	三重県	的矢港	坂崎 9号防潮扉	志摩	磯部	坂崎	1.00×0.90×1 アルミスイング	志摩市	手動	0599- 44-0203
820	三重県	的矢港	坂崎 21号樋管	志摩	磯部	坂崎	0.40×0.40×1 フラップ(アルミ)	志摩市	—	0599- 44-0203
821	三重県	的矢港	坂崎 22号樋管	志摩	磯部	坂崎	0.40×0.40×1 フラップ(アルミ)	志摩市	—	0599- 44-0203
822	三重県	的矢港	坂崎 23号樋管	志摩	磯部	坂崎	0.40×0.40×1 フラップ(アルミ)	志摩市	—	0599- 44-0203
823	三重県	的矢港	坂崎 10号防潮扉	志摩	磯部	坂崎	1.50×0.90×1 アルミスイング	志摩市	手動	0599- 44-0203
824	三重県	的矢港	坂崎 24号樋管	志摩	磯部	坂崎	0.40×0.40×1 フラップ(アルミ)	志摩市	—	0599- 44-0203
825	三重県	的矢港	坂崎 25号樋管	志摩	磯部	坂崎	0.40×0.40×1 フラップ(アルミ)	志摩市	—	0599- 44-0203
826	三重県	的矢港	坂崎 26号樋管	志摩	磯部	坂崎	0.30×0.30×1 フラップ(アルミ)	志摩市	—	0599- 44-0203
827	三重県	的矢港	坂崎 11号防潮扉	志摩	磯部	坂崎	1.00×0.90×1 アルミスイング	志摩市	手動	0599- 44-0203
828	三重県	的矢港	坂崎 27号樋管	志摩	磯部	坂崎	0.40×0.40×1 フラップ(アルミ)	志摩市	—	0599- 44-0203
829	三重県	的矢港	坂崎 28号樋管	志摩	磯部	坂崎	0.40×0.40×1 フラップ(アルミ)	志摩市	—	0599- 44-0203
830	三重県	的矢港	坂崎 12号防潮扉	志摩	磯部	坂崎	2.00×0.60×1 アルミスイング	志摩市	手動	0599- 44-0203
831	三重県	的矢港	坂崎 3号樋門	志摩	磯部	坂崎	1.75×1.75×1 フラップ(アルミ)	志摩市	—	0599- 44-0203
832	三重県	的矢港	坂崎 13号防潮扉	志摩	磯部	坂崎	1.50×1.10×1 ステンスイング	志摩市	手動	0599- 44-0203
833	三重県	的矢港	坂崎 29号樋管	志摩	磯部	坂崎	0.30×0.30×1 フラップ (アルミ)	志摩市	—	0599- 44-0203
834	三重県	的矢港	坂崎 14号防潮扉	志摩	磯部	坂崎	3.00×1.10×1 アルミ横引	志摩市	手動	0599- 44-0203
835	三重県	的矢港	坂崎 15号防潮扉	志摩	磯部	坂崎	3.00×1.10×1 アルミ横引	志摩市	手動	0599- 44-0203
836	三重県	的矢港	坂崎 2号角落し	志摩	磯部	坂崎	1.20×0.80×1 アルミ	志摩市	手動	0599- 44-0203
837	三重県	的矢港	坂崎 3号角落し	志摩	磯部	坂崎	1.20×0.80×1 アルミ	志摩市	手動	0599- 44-0203

838	三重県	的矢港	坂崎 4号角落し	志摩	磯部	坂崎	1.00×0.80×1 木	志摩市	手動	0599- 44-0203
839	三重県	的矢港	坂崎 5号角落し	志摩	磯部	坂崎	1.20×0.80×1	志摩市	手動	0599- 44-0203
840	三重県	的矢港	坂崎 1号樋管	志摩	磯部	坂崎	φ 0.30	志摩市		0599- 44-0203
841	三重県	的矢港	坂崎 2号樋管	志摩	磯部	坂崎	φ 0.30	志摩市		0599- 44-0203
842	三重県	的矢港	坂崎 3号樋管	志摩	磯部	坂崎	φ 0.30	志摩市		0599- 44-0203
843	三重県	的矢港	坂崎 4号樋管	志摩	磯部	坂崎	φ 0.30	志摩市		0599- 44-0203
844	三重県	的矢港	坂崎 5号樋管	志摩	磯部	坂崎	φ 0.30	志摩市		0599- 44-0203
845	三重県	的矢港	坂崎 6号樋管	志摩	磯部	坂崎	φ 0.30	志摩市		0599- 44-0203
846	三重県	的矢港	坂崎 7号樋管	志摩	磯部	坂崎	φ 0.30	志摩市		0599- 44-0203
847	三重県	的矢港	坂崎 8号樋管	志摩	磯部	坂崎	φ 0.30	志摩市		0599- 44-0203
848	三重県	的矢港	坂崎 9号樋管	志摩	磯部	坂崎	φ 0.30	志摩市		0599- 44-0203
849	三重県	的矢港	坂崎 10号樋管	志摩	磯部	坂崎	φ 0.30	志摩市		0599- 44-0203
850	三重県	的矢港	坂崎 11号樋管	志摩	磯部	坂崎	φ 0.30	志摩市		0599- 44-0203
851	三重県	的矢港	坂崎 12号樋管	志摩	磯部	坂崎	φ 0.30	志摩市		0599- 44-0203
852	三重県	的矢港	坂崎 13号樋管	志摩	磯部	坂崎	φ 0.30	志摩市		0599- 44-0203
853	三重県	的矢港	坂崎 14号樋管	志摩	磯部	坂崎	0.70×0.70×1 フラップ (アルミ)	志摩市		0599- 44-0203
854	三重県	的矢港	坂崎 15号樋管	志摩	磯部	坂崎	φ 0.30	志摩市		0599- 44-0203
855	三重県	的矢港	坂崎 16号樋管	志摩	磯部	坂崎	φ 0.30	志摩市		0599- 44-0203
856	三重県	的矢港	坂崎 17号樋管	志摩	磯部	坂崎	φ 0.30	志摩市		0599- 44-0203
857	三重県	的矢港	坂崎 30号樋管	志摩	磯部	坂崎	0.70×0.70×1 フラップ (アルミ)	志摩市		0599- 44-0203
858	三重県	的矢港	坂崎 37号樋管	志摩	磯部	坂崎	0.70×0.70×1 フラップ (アルミ)	志摩市		0599- 44-0203
859	三重県	的矢港	坂崎 38号樋管	志摩	磯部	坂崎	0.70×0.70×1 フラップ (アルミ)	志摩市		0599- 44-0203
860	三重県	的矢港	坂崎 39号樋管	志摩	磯部	坂崎	φ 0.30	志摩市		0599- 44-0203
861	三重県	的矢港	穴川 2号樋管	志摩	磯部	穴川	φ 0.30	志摩市		0599- 44-0203
862	三重県	的矢港	穴川 1号防潮扉	志摩	磯部	穴川	2.50×1.40×1 アルミ横引	志摩市	手動	0599- 44-0203
863	三重県	的矢港	穴川 2号防潮扉	志摩	磯部	穴川	1.50×0.90×1 アルミスイング	志摩市	手動	0599- 44-0203
864	三重県	的矢港	穴川 3号防潮扉	志摩	磯部	穴川	1.10×1.00×1 アルミスイング	志摩市	手動	0599- 44-0203

865	三重県	的矢港	穴川 4号防潮扉	志摩	磯部	穴川	2.00×1.00×1 アルミ横引	志摩市	手動	0599- 44-0203
866	三重県	的矢港	穴川 3号樋管	志摩	磯部	穴川	φ0.30	志摩市		0599- 44-0203
867	三重県	的矢港	穴川 4号樋管	志摩	磯部	穴川	φ0.30	志摩市		0599- 44-0203
868	三重県	的矢港	穴川 5号防潮扉	志摩	磯部	穴川	1.50×0.50×1 アルミスイング	志摩市	手動	0599- 44-0203
869	三重県	的矢港	穴川 2号樋門	志摩	磯部	穴川	3.00×2.33×1 マイター (アルミ) 3.20×2.60×1 ローラー (アルミ)	志摩市	手動 —	0599- 44-0203
870	三重県	的矢港	穴川 3号樋門	志摩	磯部	穴川	4.00×3.50×1 ローラー (アルミ)	志摩市	動力	0599- 44-0203
871	三重県	的矢港	穴川 4号樋門	志摩	磯部	穴川	3.80×2.50×1 フラップ (アルミ)	志摩市	— —	0599- 44-0203
872	三重県	的矢港	飯浜 1号防潮扉	志摩	磯部	飯浜	2.00×0.60×1 アルミスイング	志摩市	手動	0599- 44-0203
873	三重県	的矢港	飯浜 2号角落し	志摩	磯部	飯浜	1.00×0.70×1 アルミ	志摩市	手動	0599- 44-0203
874	三重県	的矢港	飯浜 1号樋門	志摩	磯部	飯浜	2.15×2.05×2 フラップ (ステン) 2.20×2.00×2 スライド (ステン)	志摩市	手動	0599- 44-0203
875	三重県	的矢港	飯浜 2号樋門	志摩	磯部	飯浜	3.80×3.50×2 ローラー (ステン)	志摩市	手動	0599- 44-0203
876	三重県	的矢港	飯浜 2号防潮扉	志摩	磯部	飯浜	2.00×0.60×1 アルミスイング	志摩市	手動	0599- 44-0203
877	三重県	的矢港	飯浜 3号防潮扉	志摩	磯部	飯浜	2.00×0.60×1 アルミスイング	志摩市	手動	0599- 44-0203
878	三重県	的矢港	飯浜 4号防潮扉	志摩	磯部	飯浜	2.00×0.60×1 アルミスイング	志摩市	手動	0599- 44-0203
879	三重県	的矢港	飯浜 5号防潮扉	志摩	磯部	飯浜	2.00×0.60×1 アルミスイング	志摩市	手動	0599- 44-0203
880	三重県	的矢港	飯浜 6号防潮扉	志摩	磯部	飯浜	2.00×0.60×1 アルミスイング	志摩市	手動	0599- 44-0203
881	三重県	的矢港	飯浜 3号角落	志摩	磯部	飯浜	1.00×0.70×1 アルミ	志摩市	手動	0599- 44-0203
882	三重県	的矢港	飯浜 4号角落	志摩	磯部	飯浜	1.40×0.50×1	志摩市	手動	0599- 44-0203
883	三重県	的矢港	飯浜 4号樋門	志摩	磯部	飯浜	3.00×1.60×1 フラップ (アルミ)	志摩市	—	0599- 44-0203
884	三重県	的矢港	19号樋管	志摩	磯部	飯浜	0.40×0.40×1 フラップ (アルミ)	志摩市		0599- 44-0203
885	三重県	的矢港	20号樋管	志摩	磯部	飯浜	0.40×0.40×1 フラップ (アルミ)	志摩市		0599- 44-0203
886	三重県	的矢港	21号樋管	志摩	磯部	飯浜	0.40×0.40×1 フラップ (アルミ)	志摩市		0599- 44-0203
887	三重県	的矢港	22号樋管	志摩	磯部	飯浜	0.40×0.40×1 フラップ (アルミ)	志摩市		0599- 44-0203

888	三重県	的矢港	23号樋管	志摩	磯部	飯浜	0.40×0.40×1 フラップ(アルミ)	志摩市		0599-44-0203
889	三重県	磯海部岸	24号樋管	志摩	磯部	飯浜	0.40×0.40×1 フラップ(アルミ)	志摩市		0599-44-0203
890	三重県	磯海部岸	25号樋管	志摩	磯部	飯浜	0.40×0.40×1 フラップ(アルミ)	志摩市		0599-44-0203
891	志摩市	磯海部岸	浄土門	志摩	磯部	浄土	1.4×1.4×1	志摩市	手動	0599-44-0203
892	志摩市	磯海部岸	鍋田門	志摩	磯部	鍋田	0.5×0.6×1	志摩市	手動	0599-44-0203
893	志摩市	磯海部岸	長瀬門	志摩	磯部	長瀬	1.0×1.0×1	志摩市	手動	0599-44-0203
894	志摩市	磯海部岸	橘樋門	志摩	磯部	小橘	2.0×1.8×2	志摩市	手動	0599-44-0203
895	志摩市	磯海部岸	橘樋門	志摩	磯部	小橘	1.3×1.0×1	志摩市	手動	0599-44-0203
896	志摩市	磯海部岸	シシガハナ樋門	志摩	磯部	シシガハナ	0.8×0.8×1	志摩市	手動	0599-44-0203
897	志摩市	磯海部岸	間所門	志摩	磯部	間所	0.5×0.5×1	志摩市	手動	0599-44-0203
898	志摩市	磯海部岸	船着門	志摩	磯部	間所	0.5×0.5×1	志摩市	手動	0599-44-0203
899	志摩市	磯海部岸	ヒロ門	志摩	磯部	ヒロ	0.9×0.9×1	志摩市	手動	0599-44-0203
900	志摩市	磯海部岸	西ノ浦門	志摩	磯部	西ノ浦	1.3×2.3×1	志摩市	手動	0599-44-0203
901	志摩市	磯海部岸	下戸門	志摩	磯部	下戸	0.5×0.5×1	志摩市	手動	0599-44-0203
902	志摩市	磯海部岸	佐田門	志摩	磯部	佐田	1.5×1.5×1	志摩市	手動	0599-44-0203
903	志摩市	磯海部岸	深井門	志摩	磯部	深井	1.5×1.8×1	志摩市	手動	0599-44-0203
904	志摩市	磯海部岸	芋の谷門	志摩	磯部	芋の谷	1.0×0.8×1	志摩市	手動	0599-44-0203
905	志摩市	磯海部岸	芋の谷門	志摩	磯部	芋の谷	0.6×0.5×1	志摩市	手動	0599-44-0203
906	志摩市	磯海部岸	日和山門	志摩	磯部	日和山	0.7×0.5×1	志摩市	手動	0599-44-0203
907	志摩市	磯海部岸	福浦門	志摩	磯部	福浦	0.4×0.4×1	志摩市	手動	0599-44-0203
908	志摩市	磯海部岸	長井崎門	志摩	磯部	長井崎	0.4×0.4×1	志摩市	手動	0599-44-0203
909	志摩市	磯海部岸	小梅門	志摩	磯部	小山	1.4×1.8×1	志摩市	手動	0599-44-0203
910	志摩市	磯海部岸	小梅門	志摩	磯部	小山	1.9×1.5×1	志摩市	手動	0599-44-0203
911	志摩市	磯海部岸	旧小梅門	志摩	磯部	小山	1.5×1.0×1	志摩市	手動	0599-44-0203
912	志摩市	磯海部岸	丸海門	志摩	磯部	丸海	1.4×1.6×1	志摩市	手動	0599-44-0203
913	志摩市	磯海部岸	大海門	志摩	磯部	大海	1.6×2.4×1	志摩市	手動	0599-44-0203
914	志摩市	磯海部岸	大海門	志摩	磯部	大海	0.7×0.5×1	志摩市	手動	0599-44-0203

915	志摩市	磯海部岸	長樋 崎門	志摩	磯部	大矢	2.0×1.5×1	志摩市	手動	0599-44-0203
916	志摩市	磯海部岸	平戸新田樋 門	志摩	磯部	平戸新田	2.3×2.3×1	志摩市	手動	0599-44-0203
917	志摩市	磯海部岸	平戸新田樋 門	志摩	磯部	平戸新田	3.2×2.6×1	志摩市	手動	0599-44-0203
918	志摩市	磯海部岸	平戸新田樋 門	志摩	磯部	平戸新田	3.4×1.8×1	志摩市	手動	0599-44-0203
919	志摩市	磯海部岸	旧穴川道樋 門	志摩	磯部	穴川	1.8×1.2×1	志摩市	手動	0599-44-0203
920	志摩市	磯海部岸	穴川道樋 門	志摩	磯部	穴川	1.8×1.8×1	志摩市	手動	0599-44-0203
921	志摩市	磯海部岸	大樋 方門	志摩	磯部	大方	2.2×1.5×1	志摩市	手動	0599-44-0203
922	志摩市	磯海部岸	水樋 谷門	志摩	磯部	水谷	0.5×0.7×1	志摩市	手動	0599-44-0203
923	志摩市	磯海部岸	坂樋 崎門	志摩	磯部	向井山	3.0×2.4×1	志摩市	手動	0599-44-0203
924	志摩市	磯海部岸	坂樋 崎門	志摩	磯部	城山	1.4×2.0×2	志摩市	手動	0599-44-0203
925	志摩市	磯海部岸	内坂崎樋 門	志摩	磯部	城山	1.6×1.7×2	志摩市	手動	0599-44-0203
926	志摩市	磯海部岸	親ノ浜樋 門	志摩	磯部	親浜	1.2×1.0×1	志摩市	手動	0599-44-0203
927	志摩市	磯海部岸	赤樋 崎門	志摩	磯部	赤崎	1.0×1.5×1	志摩市	手動	0599-44-0203
928	志摩市	野川岸	小樋 松門	志摩	磯部	小松	1.0×8×1	志摩市	手動	0599-44-0203
929	志摩市	野川岸	浄樋 土門	志摩	磯部	浄土	0.6×0.8×1	志摩市	手動	0599-44-0203
930	志摩市	野川岸	防潮扉	志摩	磯部	穴川	1.5×1.1	志摩市	手動	0599-44-0203
931	志摩市	野川岸	防潮扉	志摩	磯部	穴川	3.0×1.1	志摩市	手動	0599-44-0203
932	志摩市		防潮扉	志摩	磯部	穴川	3.0×1.1	志摩市	手動	0599-44-0203
933	志摩市		樋 門	志摩	磯部	穴川	2.0×2.0	志摩市	手動	0599-44-0203

○避難のための立退き先一覧

志摩建設事務所管内

番号	河川名 海岸名	水防管 理団体	字又は部落 名	避難立退 予想人員	避難立退場所		誘導責任者	避難方法 電話番号	摘 要
					箇所	建物名称			
8	磯部川	志摩市	磯部町川辺	890	恵利原	磯部小学校	特消分団長	0599-55-0027	
9	池田川	志摩市	磯部町穴川	100	穴川	安心寺	第六分団長	0599-55-1025	
10	前川	志摩市	阿児町鶴方	300	鶴方	鶴方小学校 屋内運動場	第一分団長	0599-43-0009	
11	神明浦海岸	志摩市	阿児町神明	300	神明	神明小学校 屋内運動場	第七分団長	0599-43-1006	
12	立神浦海岸	志摩市	阿児町立神	300	立神		第六分団長	0599-45-3375	
13	志島海岸	志摩市	阿児町志島	200	志島	志島小学校 屋内運動場	第五分団長	0599-45-2211	
14	甲賀海岸	志摩市	阿児町国府	200	甲賀	甲賀小学校 屋内運動場	第四分団長	0599-45-2115	
15	国府海岸	志摩市	阿児町甲賀	250	国府	国府公民館	第三分団長	0599-47-3810	
16	安乗海岸	志摩市	阿児町安乗	400	安乗	安乗中学校 屋内運動場	第二分団長	0599-47-3050	
17	波切海岸	志摩市	大王町波切	90	波切	波切中学校	波切分団長	0599-72-0156	
18	波切海岸	志摩市	大王町波切	120	波切	波切小学校	波切分団長	0599-72-0029	
19	波切海岸	志摩市	大王町波切	70	波切	波切柔剣道場	波切副分団長	0599-72-0569	
20	波切海岸	志摩市	大王町波切	50	波切	大王町役場	波切副分団長	0599-72-0255	
21	波切海岸	志摩市	大王町波切	50	波切	鳥羽志摩農協波切支店	波切分団部長	0599-72-0003	
22	船越海岸	志摩市	大王町船越	400	船越	船越中学校	船越分団長	0599-72-2217	
23	船越海岸	志摩市	大王町船越	250	船越	船越小学校	船越分団長	0599-72-2017	
24	畔名海岸	志摩市	大王町畔名	200	畔名	畔名小学校	畔名分団長	0599-72-0212	

番号	河川名 海岸名	水防管 理団体	字又は部落 名	避難立退 予想人員	避難立退場所		誘導責任者	避難方法 電話番号	摘要
					箇所	建物名称			
25	畔名海岸	志摩市	大王町畔名	200	畔名	第三保育所	畔名副分団長	0599-72-2264	
26	名田海岸	志摩市	大王町名田	50	名田	鳥羽志摩農協名田支店	名田副分団長	0599-72-0026	
27	名田海岸	志摩市	大王町名田	210	名田	名田公民館	名田分団長	0599-72-0068	
28	片田海岸	志摩市	志摩町片田	300	片田	片田小学校	第三分団長	0599-85-2821	
29	片田海岸	志摩市	志摩町片田	300	片田	片田共同福祉施設	第三分団長	0599-85-2004	
30	片田海岸	志摩市	志摩町片田	300	片田	片田中学校	第三分団長	0599-85-2009	
31	布施田海岸	志摩市	志摩町布施 田	300	布施田	布施田小学校	第四分団長	0599-85-0061	
32	和具海岸	志摩市	志摩町和具	1,000	和具	和具小学校	第一分団長	0599-85-0006	
33	和具海岸	志摩市	志摩町和具	500	和具	志摩町保健センター	第一分団長	0599-85-2157	
34	間崎海岸	志摩市	志摩町和具	300	間崎	和具小学校間崎分校	第二分団長	0599-85-0600	
35	越賀海岸	志摩市	志摩町越賀	300	越賀	越賀小学校	第五分団長	0599-85-0064	
36	越賀海岸	志摩市	志摩町越賀	300	御座	越賀中学校	第五分団長	0599-85-0169	
37	御座海岸	志摩市	志摩町御座	200	御座	御座小学校	第六分団長	0599-88-3202	
38	和具海岸	志摩市	志摩町和具	200	和具	志摩分庁舎	第一分団長	0599-85-1111	
39	和具海岸	志摩市	志摩町和具	500	和具	志摩町文化会館	第一分団長	0599-85-2222	
40	和具海岸	志摩市	志摩町和具	500	和具	和具中学校	第一分団長	0599-85-0116	
41	越賀海岸	志摩市	志摩町越賀	200	越賀	越賀地区多目的 集会施設	第五分団長	0599-85-0037	
42	御座海岸	志摩市	志摩町御座	100	御座	御座 コミュニティセンター	第六分団長	0599-88-3001	

○雨量観測所一覧

1. 指定雨量観測所

番号	河川名	観測所名	所在地			観測人	電話番号	符合電報	種類
			郡市	町	大字				
15	野川	恵利原	志摩	磯部	恵利原	志摩建設事務所職員	0599-43-5125	キイ	テレメーター

2. 指定外雨量観測所

気象庁雨量観測所

河川名	観測所名	種別	所在地			観測人	電話番号	摘要
			郡市	町	大字			
前川	阿児	テレメーター (有線)	志摩	阿児	鵜方			S57.6.1 観測開始

その他雨量観測所

志摩建設事務所管内

番号	河川名	観測所名 (又は設置場所)	所在地			観測人	電話番号	種類	所管
			郡市	町	大字				
2	前川	志摩建設事務所	志摩	阿児	鵜方	志摩建設事務所	0599-43-5125	テレメーター	三重県
4	迫子川	浜島	志摩	浜島		志摩建設事務所	0599-43-5125	テレメーター	三重県
5	—	安乗	志摩	阿児		志摩建設事務所	0599-43-5125	テレメーター	三重県
7	藤谷川	的矢	志摩	磯部		志摩建設事務所	0599-43-5125	テレメーター	三重県
12	—	和具	志摩	志摩		志摩建設事務所	0599-43-5125	テレメーター	三重県
13	—	波切	志摩	大王		志摩建設事務所	0599-43-5125	テレメーター	三重県
15	—	船越	志摩	大王		志摩建設事務所	0599-43-5125	テレメーター	三重県
16	—	御座	志摩	志摩		志摩建設事務所	0599-43-5125	テレメーター	三重県

○水位観測所一覧

水位観測所

1. 指定水位観測所

上段は()TP

番号	河川名	附近堤防高 (m)	観測所名	水 位 (m)				所在地			量水標取扱人		電話番号	電報 符号	種類	受報建設 事務所名
				平水位	水防団待機 (通報) 水位	はん濫注意 (警戒) 水位	避難判断 (特別警戒) 水位	郡 市	町	大 字	住 所	氏 名				
32	野川	(4.300) 3.84	恵利原	(0.900) 0.44	(2.400) 1.94	(2.700) 2.24		志摩	磯部	恵利原	志摩市阿 児町鵜方	志摩建設事務所 職員	0599 (43)5125	エウ	テレメーター	志摩

その他

志摩建設事務所管内

上段()はTP

番号	河川名	附近堤防高 (m)	観測所名 (又は所 在地)	水 位 (m)			所在地			量水標取扱人住所氏名		電話 番号	種類	所管
				平水位	水防団待機 (通報) 水位	はん濫注意 (警戒) 水位	郡市	町	大字	住 所	氏 名			
2	前川	(3.800) 2.95	鵜方	(1.200) 0.35	(2.000) 1.15	(2.600) 1.75	志摩	阿児	鵜方	志摩市 阿児町	志摩建設 事務所職員	0599 (43)5125	テレメーター	三重県

○水防活動実施報告書

様式第1号

水防活動実施報告書

(年 月分)

水防団体分 指定、非指定の別、 団体名	水防活動員 延 人	水防活動費 (A) 円	使用(消費)資材費			合計 (A+B) 円	水防活動を 実施した月日	備考 (異常現象 名)
			主要資材 円	その他資機材 円	小計 (B) 円			

様式第2号

水 防 実 施 報 告 書

県		管理団体名		指定		非指定		報告				年		月		日	
(1) 出水の概要		〇〇川		警戒水位		〇〇m出		所 要 経 費	物 件 費	資材費		円	県補助		円		
(2) 水防実施箇所		〇〇〇〇支流側		左右地先		m				器材費		円	管理団体		円		
(3) 日時		自 月 日 時 至 月 日 時		雑費		円				燃料費		円	合計		円		
(4) 出動人員概要		水防団		消防団		その他				計		人件費		手当		円	
											その他		円				
(5) 水防作業の概況及び工法		〇〇工法		〇〇箇所		〇〇m		功労者の氏名、年齢、所属及び功績概要									
(6) 水防の結果	効 果	堤防	田	畑	家屋	鉄道	道路	人口	その他	破損等があった場合の原因				管理団体の水防従事の立場よりみて記入すること。			
	被 害	m	ha	ha	戸	m	m	人		水防活動に関する自己判断				管理団体の水防従事の立場よりみて記入すること。			

〔避難・備蓄〕

○指定避難所一覧

1 避難所

名 称	住 所	災 害 種 別	電 話
浜島小学校	志摩市浜島町浜島1112	地震・津波、 風水害	-
浜島生涯学習センター	志摩市浜島町浜島755	地震・津波、 風水害	0599-53-1511
浜島幼稚園	志摩市浜島町浜島709	地震・津波、 風水害	0599-53-0069
浜島保育所	志摩市浜島町浜島780	地震・津波、 風水害	0599-53-1220
浜島中学校	志摩市浜島町塩屋604-5	地震・津波、 風水害	-
塩屋生涯学習センター	志摩市浜島町塩屋200	風水害のみ	0599-53-0676
塩屋防災倉庫	志摩市浜島町塩屋142-1	地震・津波、 風水害	-
旧迫塩小学校（体育館）	志摩市浜島町迫子497	地震・津波、 風水害	-
呑湖院	志摩市浜島町迫子127	風水害のみ	-
迫子地区公民館	志摩市浜島町迫子53	風水害のみ	0599-52-1300
迫子コミュニティセンター大崎会館	志摩市浜島町迫子2594-10	地震・津波、 風水害	0599-52-1338
桧山路生涯学習センター	志摩市浜島町桧山路96-2	地震・津波、 風水害	0599-53-0675
南張生涯学習センター	志摩市浜島町南張1614- 1	風水害のみ	0599-53-0674
徳林寺	志摩市浜島町南張881	風水害のみ	-
波切小学校	志摩市大王町波切877-3	地震・津波、 風水害	0599-72-0029
大王公民館	志摩市大王町波切3902-2	地震・津波、 風水害	0599-72-2468
波切コミュニティセンター	志摩市大王町波切490-2	風水害のみ	0599-72-4279

名 称	住 所	災 害 種 別	電 話
大王柔剣道場	志摩市大王町波切477-2	地震・津波、 風水害	0599-72-0569
ともやま公園野外活動センター	志摩市大王町波切2199	地震・津波、 風水害	0599-72-4636
波切中学校	志摩市大王町波切1506-2	地震・津波、 風水害	0599-72-0156
大王健康管理センター「いきいき館 水仙」	志摩市大王町波切1985-4	地震・津波、 風水害	0599-72-5963
船越幼稚園	志摩市大王町船越1877	地震・津波、 風水害	0599-72-2152
船越小学校	志摩市大王町船越1805	地震・津波、 風水害	0599-72-2017
船越中学校	志摩市大王町船越1903	地震・津波、 風水害	0599-72-2217
船越地区公民館	志摩市大王町船越133-40	風水害のみ	0599-72-2015
畔名コミュニティセンター	志摩市大王町畔名461-1	風水害のみ	0599-72-4699
畔名小学校	志摩市大王町畔名54-1	風水害のみ	0599-72-0212
大王第三保育所	志摩市大王町畔名1004	地震・津波、 風水害	0599-72-2264
名田地区公民館	志摩市大王町名田179	地震・津波、 風水害	0599-72-0068
間崎いきいきセンター	志摩市志摩町和具4496-2	地震・津波、 風水害	-
志摩文化会館	志摩市志摩町和具535	地震・津波、 風水害	0599-85-2222
和具中学校	志摩市志摩町和具303	地震・津波、 風水害	-
和具小学校	志摩市志摩町和具314-1	風水害のみ	-
おりきの松公園多目的集会施設	志摩市志摩町和具3006	地震・津波、 風水害	-
片田共同福祉施設	志摩市志摩町片田2344-2	地震・津波、 風水害	0599-85-2004
片田小学校	志摩市志摩町片田2393	地震・津波、 風水害	-
片田中学校	志摩市志摩町片田1677	風水害のみ	-
布施田小学校	志摩市志摩町布施田1016-5	地震・津波、 風水害	-
越賀多目的集会施設	志摩市志摩町越賀1726	風水害のみ	0599-85-0037

名 称	住 所	災 害 種 別	電 話
越賀小学校	志摩市志摩町越賀1572	地震・津波、 風水害	-
越賀中学校	志摩市志摩町越賀1877	地震・津波、 風水害	-
御座小学校	志摩市志摩町御座630	地震・津波、 風水害	-
御座コミュニティセンター	志摩市志摩町御座701-1	風水害のみ	0599-88-3001
鵜方児童館	志摩市阿児町鵜方1404-3	地震・津波、 風水害	0599-43-6044
神杣多目的集会場	志摩市阿児町鵜方2682-393	地震・津波、 風水害	0599-43-4718
鵜方公民館	志摩市阿児町鵜方1975	地震・津波、 風水害	0599-43-2211
鵜方小学校	志摩市阿児町鵜方177-5	地震・津波、 風水害	-
阿児アリーナ	志摩市阿児町神明1074-14	地震・津波、 風水害	0599-43-7000
うらじろ集会場	志摩市阿児町神明1141-1	地震・津波、 風水害	-
神明小学校	志摩市阿児町神明522-1	地震・津波、 風水害	-
立神小学校	志摩市阿児町立神1538	風水害のみ	-
立神ふれあいセンター	志摩市阿児町立神2056	地震・津波、 風水害	0599-45-3375
志島小学校	志摩市阿児町志島532	地震・津波、 風水害	-
志島地区公民館	志摩市阿児町志島94	地震・津波、 風水害	0599-45-2160
甲賀小学校	志摩市阿児町甲賀2385	風水害のみ	-
甲賀地区公民館	志摩市阿児町甲賀4647-1	風水害のみ	0599-45-3296
東海中学校	志摩市阿児町甲賀2088-1	地震・津波、 風水害	-
国府地区公民館	志摩市阿児町国府2108	風水害のみ	0599-47-3810
国府小学校	志摩市阿児町国府2426	風水害のみ	-
安乗中学校	志摩市阿児町国府3705-2	地震・津波、 風水害	-
安乗保育所	志摩市阿児町安乗629-1	地震・津波、 風水害	0599-47-3502

名 称	住 所	災 害 種 別	電 話
阿児漁民センター	志摩市阿児町安乗1070	地震・津波、 風水害	0599-47-3301
五知集落センター	志摩市磯部町五知253	地震・津波、 風水害	0599-55-0196
沓掛集会所	志摩市磯部町沓掛382	風水害のみ	-
山田区事務所	志摩市磯部町山田274	風水害のみ	0599-55-0021
山田集会所	志摩市磯部町山田313-6	地震・津波、 風水害	-
上之郷公民館	志摩市磯部町上之郷437	風水害のみ	0599-55-1791
ふれあい公園総合体育館	志摩市磯部町恵利原557-1	地震・津波、 風水害	0599-55-3345
下之郷保育所	志摩市磯部町下之郷83	風水害のみ	0599-55-2347
下之郷区多目的集会所	志摩市磯部町下之郷1100	地震・津波、 風水害	0599-55-0013
下之郷共同作業所	志摩市磯部町下之郷1247	風水害のみ	-
江月院	志摩市磯部町飯浜380	風水害のみ	-
飯浜集落センター	志摩市磯部町飯浜307-1	風水害のみ	0599-55-4647
恵利原センター	志摩市磯部町恵利原1820	風水害のみ	0599-55-1857
池溪寺	志摩市磯部町恵利原347	風水害のみ	-
磯部小学校	志摩市磯部町恵利原1275	風水害のみ	-
磯部中学校	志摩市磯部町恵利原1300	地震・津波、 風水害	-
迫間第一多目的集会所	志摩市磯部町迫間716	地震・津波、 風水害	0599-55-2871
迫間文化会館	志摩市磯部町迫間526-1	風水害のみ	0599-55-0254
迫間中央集会所	志摩市磯部町迫間580-1	地震・津波、 風水害	-
旧迫間保育所	志摩市磯部町迫間524	風水害のみ	-
築地集落センター	志摩市磯部町築地599	地震・津波、 風水害	0599-55-2629
山原集会所	志摩市磯部町山原240	地震・津波、 風水害	-
栗木広センター	志摩市磯部町栗木広289	地震・津波、 風水害	-
夏草公民館	志摩市磯部町山原795	風水害のみ	-

名 称	住 所	災 害 種 別	電 話
成基小学校	志摩市磯部町山原785	地震・津波、 風水害	-
桧山集落センター	志摩市磯部町桧山309-1	地震・津波、 風水害	0599-55-0195
安心寺	志摩市磯部町穴川170	風水害のみ	-
穴川公民館	志摩市磯部町穴川1503-1	風水害のみ	0599-55-1339
坂崎区民センター	志摩市磯部町坂崎481-1	地震・津波、 風水害	0599-55-3856
ひのぞが丘保育所	志摩市磯部町坂崎1517	地震・津波、 風水害	0599-55-0577
旧三ヶ所保育所	志摩市磯部町三ヶ所560-2	風水害のみ	-
三ヶ所区民センター	志摩市磯部町三ヶ所403	風水害のみ	0599-57-3236
渡鹿野島開発総合センター	志摩市磯部町渡鹿野444-2	風水害のみ	0599-57-2590
渡鹿野島コミュニティ公園	志摩市磯部町渡鹿野370-4	地震・津波、 風水害	-
的矢中学校	志摩市磯部町の矢840	地震・津波、 風水害	-
梶坊集会所	志摩市磯部町迫間1669-1	地震・津波、 風水害	-
堀切生活改善センター	志摩市磯部町栗木広21	風水害のみ	-

2 津波避難施設

名 称	住 所	電 話
呑湖院（境内）	志摩市浜島町迫子127	-
徳林寺（境内）	志摩市浜島町南張881	-
畔名地区津波避難タワー	志摩市大王町畔名474	-
甲賀小学校屋上	志摩市阿児町甲賀2385	-
国府漁村センター緊急避難所	志摩市阿児町国府2829-2	-

3 福祉避難所

名 称	住 所	電 話
浜島地域福祉センター「さくら苑」	志摩市浜島町桧山路3	-
浜島小学校	志摩市浜島町浜島1112	-
大王地域福祉センター「ゆうゆう苑」	志摩市大王町波切3243-1	-
阿児地域福祉センター・総合保健センター	志摩市阿児町鶴方3098-1	0599-44-1100
磯部健康福祉センター「かがやき」	志摩市磯部町迫間955	0599-55-4011

○応急給水用資機材

ろ か 器		給 水 タ ン ク		ポ リ タ ン ク (個)
保 有 数 (台)	能 力	保 有 数 (台)	能 力 (m^3)	
7	2,000ℓ/H	9	1×1.0 1×0.8 1×0.5 1×0.3 3×2.0 1×1.8 1×1.5	60 × 300 100 × 500 150 × 20 200 × 54

○志摩市防災行政無線局一覽

無線局及び固定系子局の種類、名称及び受信設備の設置場所

種別	名称	設置場所	備考
固定系親局	こうほうしま	志摩市阿児町鶴方 3098-22	
固定系中継局	しまこしか	志摩市志摩町越賀 1476-1	
固定系中継局	しまたかね	志摩市磯部町下之郷 1040-17	
固定系子局	はまじま 1	志摩市浜島町浜島 3563-2	
固定系子局	はまじま 2	志摩市浜島町浜島 3279	
固定系子局	はまじま 3	志摩市浜島町浜島 1147-3	
固定系子局	はまじま 4	志摩市浜島町浜島 1021-1	
固定系子局	はまじま 5	志摩市浜島町浜島 1118-1	
固定系子局	はまじま 6	志摩市浜島町浜島 3564-4	
固定系子局	はまじま 7	志摩市浜島町浜島 679	
固定系子局	はまじま 8	志摩市浜島町浜島 777	
固定系子局	はまじま 9	志摩市浜島町浜島 2823	
固定系子局	はまじま 10	志摩市浜島町浜島 3001-2	
固定系子局	はまじま 11	志摩市浜島町浜島 3261-1	
固定系子局	はまじま 12	志摩市浜島町浜島 1572	
固定系子局	はまじま 13	志摩市浜島町浜島 1690-1	
固定系子局	はまじま 14	志摩市浜島町南張 1614-1	
固定系子局	はまじま 15	志摩市浜島町南張 1561 地先	
固定系子局	はまじま 16	志摩市浜島町桧山路 3-24	
固定系子局	はまじま 17	志摩市浜島町桧山路 608	
固定系子局	はまじま 18	志摩市浜島町桧山路 156-1	
固定系子局	はまじま 19	志摩市浜島町塩屋 117-3	
固定系子局	はまじま 20	志摩市浜島町迫子 26-4	
固定系子局	はまじま 21	志摩市浜島町迫子 53	
固定系子局	はまじま 22	志摩市浜島町迫子 175	
固定系子局	はまじま 23	志摩市浜島町迫子 601-74	
固定系子局	はまじま 24	志摩市浜島町迫子 2519-38	
固定系子局	はまじま 25	志摩市浜島町迫子 2594-10	
固定系子局	はまじま 26	志摩市浜島町迫子 2623-27 地先	
固定系子局	はまじま 27	志摩市浜島町浜島 1974-4	

種別	名称	設置場所	備考
固定系子局	はまじま 28	志摩市浜島町浜島 1787-101	
固定系子局	だいおう 1	志摩市大王町波切 3135-7 地先	
固定系子局	だいおう 2	志摩市大王町波切 3745-7	
固定系子局	だいおう 3	志摩市大王町波切 587	
固定系子局	だいおう 4	志摩市大王町波切 477-2	
固定系子局	だいおう 5	志摩市大王町波切 124	
固定系子局	だいおう 6	志摩市大王町波切 877-2	
固定系子局	だいおう 7	志摩市大王町波切 1032-3 地先	
固定系子局	だいおう 8	志摩市大王町波切 1506-2	
固定系子局	だいおう 9	志摩市大王町船越 1941-1	
固定系子局	だいおう 10	志摩市大王町波切 2778-20	
固定系子局	だいおう 11	志摩市大王町波切 2260-30	
固定系子局	だいおう 12	志摩市大王町波切 2241-112	
固定系子局	だいおう 13	志摩市大王町波切 2900-26	
固定系子局	だいおう 14	志摩市大王町波切 2199	
固定系子局	だいおう 15	志摩市大王町船越 3200-6	
固定系子局	だいおう 16	志摩市大王町船越 3168	
固定系子局	だいおう 17	志摩市大王町船越字半女(市道)	
固定系子局	だいおう 18	志摩市大王町船越 2168-5	
固定系子局	だいおう 19	志摩市大王町船越 1903	
固定系子局	だいおう 20	志摩市大王町船越 133-40	
固定系子局	だいおう 21	志摩市大王町船越 51	
固定系子局	だいおう 22	志摩市大王町船越 816-2	
固定系子局	だいおう 23	志摩市大王町船越 1155-1	
固定系子局	だいおう 24	志摩市大王町名田 179	
固定系子局	だいおう 25	志摩市大王町畔名 1004	
固定系子局	だいおう 26	志摩市大王町畔名 419-6	
固定系子局	だいおう 27	志摩市大王町畔名 461-1	
固定系子局	だいおう 28	志摩市大王町波切 3234-2	
固定系子局	しま 1	志摩市志摩町片田 1230	
固定系子局	しま 2	志摩市志摩町片田 1174-72	
固定系子局	しま 3	志摩市志摩町片田 397-10	
固定系子局	しま 4	志摩市志摩町片田 1158-17	
固定系子局	しま 5	志摩市志摩町片田 1002	

種別	名称	設置場所	備考
固定系子局	しま 6	志摩市志摩町片田 2393	
固定系子局	しま 7	志摩市志摩町片田 2741	
固定系子局	しま 8	志摩市志摩町片田 3562-1	
固定系子局	しま 9	志摩市志摩町片田 1982-2	
固定系子局	しま 10	志摩市志摩町片田 3780	
固定系子局	しま 11	志摩市志摩町片田 4694-1	
固定系子局	しま 12	志摩市志摩町和具 4822	
固定系子局	しま 13	志摩市志摩町布施田 283-1	
固定系子局	しま 14	志摩市志摩町布施田 384	
固定系子局	しま 15	志摩市志摩町布施田 607	
固定系子局	しま 16	志摩市志摩町布施田 2455-6	
固定系子局	しま 17	志摩市志摩町布施田 2104	
固定系子局	しま 18	志摩市志摩町布施田 1031-21	
固定系子局	しま 19	志摩市志摩町布施田 1182	
固定系子局	しま 20	志摩市志摩町布施田 2725	
固定系子局	しま 21	志摩市志摩町和具 693	
固定系子局	しま 22	志摩市志摩町和具 1518	
固定系子局	しま 23	志摩市志摩町和具 2607-1	
固定系子局	しま 24	志摩市志摩町和具 2582-6	
固定系子局	しま 25	志摩市志摩町和具 2345-13	
固定系子局	しま 26	志摩市志摩町和具 2337-18	
固定系子局	しま 27	志摩市志摩町和具 1497	
固定系子局	しま 28	志摩市志摩町和具 2170-2	
固定系子局	しま 29	志摩市志摩町和具 397	
固定系子局	しま 30	志摩市志摩町和具 1843	
固定系子局	しま 31	志摩市志摩町和具 3006	
固定系子局	しま 32	志摩市志摩町和具 3351-1	
固定系子局	しま 33	志摩市志摩町和具 3977	
固定系子局	しま 34	志摩市志摩町和具 4145-18 地先	
固定系子局	しま 35	志摩市志摩町和具字間崎 4512-6	
固定系子局	しま 36	志摩市志摩町和具字間崎 4496-1	
固定系子局	しま 37	志摩市志摩町和具字間崎 4433-6	
固定系子局	しま 38	志摩市志摩町越賀 1119-5	
固定系子局	しま 39	志摩市志摩町越賀 485	

種別	名称	設置場所	備考
固定系子局	しま 4 0	志摩市志摩町越賀 877	
固定系子局	しま 4 1	志摩市志摩町越賀 714-1	
固定系子局	しま 4 2	志摩市志摩町越賀 1476-1	
固定系子局	しま 4 3	志摩市志摩町越賀 1944	
固定系子局	しま 4 4	志摩市志摩町越賀 2279	
固定系子局	しま 4 5	志摩市志摩町越賀 1125-165	
固定系子局	しま 4 6	志摩市志摩町御座 64-1	
固定系子局	しま 4 7	志摩市志摩町御座 121	
固定系子局	しま 4 8	志摩市志摩町御座 551	
固定系子局	しま 4 9	志摩市志摩町御座 726	
固定系子局	しま 5 0	志摩市志摩町和具 660	
固定系子局	しま 5 1	志摩市志摩町和具 4234	
固定系子局	あご 1	志摩市阿児町鶴方 389-1	
固定系子局	あご 2	志摩市阿児町鶴方 353-2	
固定系子局	あご 3	志摩市阿児町鶴方 834	
固定系子局	あご 4	志摩市阿児町鶴方 874-105	
固定系子局	あご 5	志摩市阿児町鶴方 806-5	
固定系子局	あご 6	志摩市阿児町鶴方 943-10	
固定系子局	あご 7	志摩市阿児町鶴方 970-154 地先	
固定系子局	あご 8	志摩市阿児町鶴方 1047-269	
固定系子局	あご 9	志摩市阿児町鶴方 1080	
固定系子局	あご 1 0	志摩市阿児町鶴方 4950	
固定系子局	あご 1 1	志摩市阿児町鶴方 3373-5	
固定系子局	あご 1 2	志摩市阿児町鶴方 3347-2	
固定系子局	あご 1 3	志摩市阿児町神明 1048-7	
固定系子局	あご 1 4	志摩市阿児町神明 1083	
固定系子局	あご 1 5	志摩市阿児町鶴方 3285-2	
固定系子局	あご 1 6	志摩市阿児町鶴方 3080	
固定系子局	あご 1 7	志摩市阿児町鶴方 3061-178	
固定系子局	あご 1 8	志摩市阿児町鶴方 1404-3	
固定系子局	あご 1 9	志摩市阿児町鶴方 1771-1	
固定系子局	あご 2 0	志摩市阿児町鶴方 1491-2	
固定系子局	あご 2 1	志摩市阿児町鶴方 2182-1	
固定系子局	あご 2 2	志摩市阿児町鶴方 4395	

種別	名称	設置場所	備考
固定系子局	あご 2 3	志摩市阿児町鶴方 9-282	
固定系子局	あご 2 4	志摩市阿児町鶴方 2598-5 付近	
固定系子局	あご 2 5	志摩市阿児町鶴方 2682-422	
固定系子局	あご 2 6	志摩市阿児町鶴方 2822-13	
固定系子局	あご 2 7	志摩市阿児町鶴方 2682-437 付近	
固定系子局	あご 2 8	志摩市阿児町鶴方 2682	
固定系子局	あご 2 9	志摩市阿児町国府 1208-177 付近	
固定系子局	あご 3 0	志摩市阿児町鶴方 2884	
固定系子局	あご 3 1	志摩市阿児町神明 764-10	
固定系子局	あご 3 2	志摩市阿児町鶴方 764-2	
固定系子局	あご 3 3	志摩市阿児町神明 878-2	
固定系子局	あご 3 4	志摩市阿児町神明 209-1	
固定系子局	あご 3 5	志摩市阿児町神明 1141-3	
固定系子局	あご 3 6	志摩市阿児町神明 2435	
固定系子局	あご 3 7	志摩市阿児町神明 1400-141	
固定系子局	あご 3 8	志摩市阿児町神明 1538-10	
固定系子局	あご 3 9	志摩市阿児町神明 752-6	
固定系子局	あご 4 0	志摩市阿児町神明 732-14	
固定系子局	あご 4 1	志摩市阿児町神明 699-2	
固定系子局	あご 4 2	志摩市阿児町神明 645-6	
固定系子局	あご 4 3	志摩市阿児町神明 522-1	
固定系子局	あご 4 4	志摩市阿児町神明 274-1	
固定系子局	あご 4 5	志摩市阿児町神明 1261-4	
固定系子局	あご 4 6	志摩市阿児町神明 2129-2	
固定系子局	あご 4 7	志摩市阿児町神明 2064-5	
固定系子局	あご 4 8	志摩市阿児町立神 3867-1 付近	
固定系子局	あご 4 9	志摩市阿児町立神 2380-4	
固定系子局	あご 5 0	志摩市阿児町立神 2142-1	
固定系子局	あご 5 1	志摩市阿児町立神 1651	
固定系子局	あご 5 2	志摩市阿児町立神 2745-1	
固定系子局	あご 5 3	志摩市阿児町立神 2777-1	
固定系子局	あご 5 4	志摩市阿児町立神 3094-1	
固定系子局	あご 5 5	志摩市阿児町立神 3663-1	
固定系子局	あご 5 6	志摩市阿児町志島 1494-3	

種別	名称	設置場所	備考
固定系子局	あご 5 7	志摩市阿児町志島 1174	
固定系子局	あご 5 8	志摩市阿児町志島 642	
固定系子局	あご 5 9	志摩市阿児町志島 85	
固定系子局	あご 6 0	志摩市阿児町甲賀 3727-1	
固定系子局	あご 6 1	志摩市阿児町甲賀 2652	
固定系子局	あご 6 2	志摩市阿児町甲賀 3417-1	
固定系子局	あご 6 3	志摩市阿児町甲賀 2907-18 付近	
固定系子局	あご 6 4	志摩市阿児町甲賀 3188-1	
固定系子局	あご 6 5	志摩市阿児町甲賀 4442-29 地先	
固定系子局	あご 6 6	志摩市阿児町甲賀 1482-2 地先	
固定系子局	あご 6 7	志摩市阿児町甲賀 1607-1	
固定系子局	あご 6 8	志摩市阿児町甲賀 2088-1	
固定系子局	あご 6 9	志摩市阿児町甲賀 4647-1	
固定系子局	あご 7 0	志摩市阿児町甲賀 1184-3	
固定系子局	あご 7 1	志摩市阿児町甲賀 488	
固定系子局	あご 7 2	志摩市阿児町甲賀 2350-1	
固定系子局	あご 7 3	志摩市阿児町甲賀 1096-128	
固定系子局	あご 7 4	志摩市阿児町国府 977-3	
固定系子局	あご 7 5	志摩市阿児町国府 4531	
固定系子局	あご 7 6	志摩市阿児町国府 1577-2	
固定系子局	あご 7 7	志摩市阿児町国府 1127-2	
固定系子局	あご 7 8	志摩市阿児町国府 1592-45 付近	
固定系子局	あご 7 9	志摩市阿児町国府 923-15 地先	
固定系子局	あご 8 0	志摩市阿児町国府 854-3 地先	
固定系子局	あご 8 1	志摩市阿児町国府 14-1	
固定系子局	あご 8 2	志摩市阿児町国府 4236-1	
固定系子局	あご 8 3	志摩市阿児町国府 2829-4	
固定系子局	あご 8 4	志摩市阿児町国府 3025-27	
固定系子局	あご 8 5	志摩市阿児町国府 3025-33	
固定系子局	あご 8 6	志摩市阿児町国府 3537-26	
固定系子局	あご 8 7	志摩市阿児町国府 3582-30 地先	
固定系子局	あご 8 8	志摩市阿児町国府 3628	
固定系子局	あご 8 9	志摩市阿児町国府 3705-2	
固定系子局	あご 9 0	志摩市阿児町国府 3716-3	

種別	名称	設置場所	備考
固定系子局	あご 9 1	志摩市阿児町安乗 1071-1	
固定系子局	あご 9 2	志摩市阿児町安乗 486-28 地先	
固定系子局	あご 9 3	志摩市阿児町安乗 630-1	
固定系子局	あご 9 4	志摩市阿児町安乗 841-15	
固定系子局	あご 9 5	志摩市阿児町鶴方 2371-1	
固定系子局	いそべ 1	志摩市磯部町五知 253	
固定系子局	いそべ 2	志摩市磯部町五知 604-2	
固定系子局	いそべ 3	志摩市磯部町沓掛 339	
固定系子局	いそべ 4	志摩市磯部町山田 274	
固定系子局	いそべ 5	志摩市磯部町山田 800	
固定系子局	いそべ 6	志摩市磯部町上之郷 360-4	
固定系子局	いそべ 7	志摩市磯部町上之郷 325	
固定系子局	いそべ 8	志摩市磯部町上之郷 254-16	
固定系子局	いそべ 9	志摩市磯部町下之郷 1100	
固定系子局	いそべ 1 0	志摩市磯部町下之郷 1247	
固定系子局	いそべ 1 1	志摩市磯部町下之郷 1682-1	
固定系子局	いそべ 1 2	志摩市磯部町飯浜 315	
固定系子局	いそべ 1 3	志摩市磯部町恵利原 1421	
固定系子局	いそべ 1 4	志摩市磯部町恵利原 1820	
固定系子局	いそべ 1 5	志摩市磯部町恵利原 346	
固定系子局	いそべ 1 6	志摩市磯部町恵利原字板橋地先	
固定系子局	いそべ 1 7	志摩市磯部町恵利原 557-5	
固定系子局	いそべ 1 8	志摩市磯部町恵利原 1331-15	
固定系子局	いそべ 1 9	志摩市磯部町迫間 14	
固定系子局	いそべ 2 0	志摩市磯部町迫間 1893	
固定系子局	いそべ 2 1	志摩市磯部町迫間 673	
固定系子局	いそべ 2 2	志摩市磯部町迫間 1190-4	
固定系子局	いそべ 2 3	志摩市磯部町迫間 1030-1	
固定系子局	いそべ 2 4	志摩市磯部町迫間 526-1	
固定系子局	いそべ 2 5	志摩市磯部町迫間 1669-1	
固定系子局	いそべ 2 6	志摩市磯部町築地字長坂地先	
固定系子局	いそべ 2 7	志摩市磯部町築地 158	
固定系子局	いそべ 2 8	志摩市磯部町築地 599	
固定系子局	いそべ 2 9	志摩市磯部町山原 240	

種別	名称	設置場所	備考
固定系子局	いそべ 30	志摩市磯部町迫間 1265-2	
固定系子局	いそべ 31	志摩市磯部町栗木広 289	
固定系子局	いそべ 32	志摩市磯部町栗木広 21-3	
固定系子局	いそべ 33	志摩市磯部町山原 781	
固定系子局	いそべ 34	志摩市磯部町桧山 309-1	
固定系子局	いそべ 35	志摩市磯部町穴川 170	
固定系子局	いそべ 36	志摩市磯部町穴川 1504	
固定系子局	いそべ 37	志摩市磯部町穴川 978-99 地先	
固定系子局	いそべ 38	志摩市磯部町穴川 915-49	
固定系子局	いそべ 39	志摩市磯部町穴川 1162-91	
固定系子局	いそべ 40	志摩市磯部町穴川 1183-38	
固定系子局	いそべ 41	志摩市磯部町坂崎 2	
固定系子局	いそべ 42	志摩市磯部町坂崎字鏡地先	
固定系子局	いそべ 43	志摩市磯部町坂崎 484-1	
固定系子局	いそべ 44	志摩市磯部町坂崎 818-7 地先	
固定系子局	いそべ 45	志摩市磯部町三ヶ所 597-4	
固定系子局	いそべ 46	志摩市磯部町三ヶ所 398	
固定系子局	いそべ 47	志摩市磯部町三ヶ所 797-4	
固定系子局	いそべ 48	志摩市磯部町渡鹿野 53-1 地先	
固定系子局	いそべ 49	志摩市磯部町渡鹿野 370-4	
固定系子局	いそべ 50	志摩市磯部町の矢字笠取地先	
固定系子局	いそべ 51	志摩市磯部町の矢 803	
固定系子局	いそべ 52	志摩市磯部町の矢 575-1	
固定系子局	いそべ 53	志摩市磯部町の矢 310-12	
固定系子局	いそべ 54	志摩市磯部町迫間 878-9	
基地局	しまぼうたい	志摩市浜島町浜島 1787-101	
移動系基地局	ぎょうせいしまほんぶ	志摩市阿児町鶴方 3098-22	
移動系基地局	ぎょうせいしまだいおう	志摩市大王町波切 3234-2	
移動系基地局	ぎょうせいしま	志摩市志摩町和具 660	
陸上移動局	ぎょうせいしまほんぶ1～2	志摩市阿児町鶴方 3098-22	携帯
陸上移動局	ぎょうせいしまほんぶ50～51	志摩市阿児町鶴方 3098-22	車載
陸上移動局	ぎょうせいしまほんぶ100～117	志摩市阿児町鶴方 3098-22	携帯
陸上移動局	ぎょうせいしまはまじま1～2	志摩市阿児町鶴方 3098-22	携帯

種別	名称	設置場所	備考
陸上移動局	ぎょうせいしまはまじま50	志摩市阿児町鶴方 3098-22	車載
陸上移動局	ぎょうせいしまはまじま100～107	志摩市阿児町鶴方 3098-22	携帯
陸上移動局	ぎょうせいしまはまじま150～152	志摩市阿児町鶴方 3098-22	車載
陸上移動局	ぎょうせいしまだいおう1～2	志摩市阿児町鶴方 3098-22	携帯
陸上移動局	ぎょうせいしまだいおう50	志摩市阿児町鶴方 3098-22	車載
陸上移動局	ぎょうせいしまだいおう100～105	志摩市阿児町鶴方 3098-22	携帯
陸上移動局	ぎょうせいしまだいおう150～151	志摩市阿児町鶴方 3098-22	車載
陸上移動局	ぎょうせいしま1～2	志摩市阿児町鶴方 3098-22	携帯
陸上移動局	ぎょうせいしま50	志摩市阿児町鶴方 3098-22	車載
陸上移動局	ぎょうせいしま100～105	志摩市阿児町鶴方 3098-22	携帯
陸上移動局	ぎょうせいしまあご100～106	志摩市阿児町鶴方 3098-22	携帯
陸上移動局	ぎょうせいしまあご150	志摩市阿児町鶴方 3098-22	車載
陸上移動局	ぎょうせいしまいそべ1～2	志摩市阿児町鶴方 3098-22	携帯
陸上移動局	ぎょうせいしまいそべ50	志摩市阿児町鶴方 3098-22	車載
陸上移動局	ぎょうせいしまいそべ100～119	志摩市阿児町鶴方 3098-22	携帯
陸上移動局	ぎょうせいしまいそべ150～155	志摩市阿児町鶴方 3098-22	車載

○災害時優先電話設置状況

	設場住所	登録電話設置場所	電話番号
1	志摩市浜島町塩屋 604-5	浜島中学校 (F A X)	0599-53-0200
2	志摩市阿児町安乗 1070	安乗連絡所	0599-47-3301
3	志摩市阿児町安乗 265	安乗小学校	0599-47-3310
4	志摩市阿児町安乗 631	安乗保育所	0599-47-3502
5	志摩市阿児町鵜方 1491-2	鵜方第二保育所	0599-43-4158
6	志摩市阿児町鵜方 1547	鵜方幼稚園	0599-43-0254
7	志摩市阿児町鵜方 1771-1	鵜方小学校	0599-43-0009
8	志摩市阿児町鵜方 3098-22	志摩市役所総務部地域防災室	0599-44-0203
9	志摩市阿児町鵜方 3285-2	鵜方保育所	0599-43-0156
10	志摩市阿児町国府 2107	国府幼稚園	0599-47-3400
11	志摩市阿児町国府 2426	国府小学校	0599-47-3251
12	志摩市阿児町国府 3705-2	安乗中学校	0599-47-3050
13	志摩市阿児町国府 4262-2	国府児童館	0599-47-3250
14	志摩市阿児町甲賀 2088-2	東海中学校	0599-45-2119
15	志摩市阿児町甲賀 2458-2	甲賀小学校	0599-45-2115
16	志摩市阿児町甲賀 4626-1	甲賀保育所	0599-45-2319
17	志摩市阿児町志島 532	志島小学校	0599-45-2211
18	志摩市阿児町志島 831-1	志島保育所	0599-45-2215
19	志摩市阿児町神明 247	神明幼稚園	0599-43-4520
20	志摩市阿児町神明 522-1	神明小学校	0599-43-1006
21	志摩市阿児町神明 650-1	神明保育所	0599-43-1007
22	志摩市阿児町立神 1538	立神小学校	0599-45-2514
23	志摩市阿児町立神 2059	立神保育所	0599-45-2704
24	志摩市磯部町穴川	都市下水路ポンプ場	0599-55-2089
25	志摩市磯部町恵利原 1275	磯部小学校 (F A X)	0599-55-0533
26	志摩市磯部町恵利原 1300	磯部中学校	0599-55-0054
27	志摩市磯部町坂崎 1017	磯部小学校坂崎分校	0599-55-0406
28	志摩市磯部町坂崎 818-5	ひのぞが丘保育所	0599-55-0577
29	志摩市磯部町下之郷 83	下之郷保育所	0599-55-2347
30	志摩市磯部町迫間 1190	ひまわり保育所	0599-55-0177
31	志摩市磯部町迫間 524	迫間教育集会所	0599-55-0837

	設場住所	登録電話設置場所	電話番号
32	志摩市磯部町迫間 526-1	迫間文化会館	0599-55-0254
33	志摩市磯部町迫間 66	磯部幼稚園	0599-55-0260
34	志摩市磯部町迫間 878-9	磯部支所	0599-55-0026
35	志摩市磯部町迫間 878-9	磯部生涯学習センター	0599-55-0246
36	志摩市磯部町迫間 955	磯部子育て支援センター	0599-55-1741
37	志摩市磯部町の矢 840	的矢小学校	0599-57-2194
38	志摩市磯部町の矢 840	的矢中学校	0599-57-2380
39	志摩市磯部町山原 785	成基小学校	0599-55-0192
40	志摩市志摩町片田 1676	片田中学校	0599-85-2009
41	志摩市志摩町片田 2344-2	片田共同福祉施設	0599-85-2004
42	志摩市志摩町片田 2344-2	片田保育所	0599-85-2412
43	志摩市志摩町片田 2392	片田小学校	0599-85-2821
44	志摩市志摩町片田 2393	片田幼稚園	0599-85-2780
45	志摩市志摩町御座 128	御座小学校	0599-88-3202
46	志摩市志摩町御座 128	御座保育所	0599-88-3222
47	志摩市志摩町御座 701-1	御座連絡所	0599-88-3001
48	志摩市志摩町越賀 1572	越賀小学校	0599-85-0064
49	志摩市志摩町越賀 1722-4	越賀連絡所	0599-85-0037
50	志摩市志摩町越賀 1877	越賀中学校	0599-85-0169
51	志摩市志摩町越賀 771-1	越賀保育所	0599-85-0759
52	志摩市志摩町布施田 1016-5	布施田小学校	0599-85-0061
53	志摩市志摩町布施田 1101	志摩B & G海洋センター	0599-85-1123
54	志摩市志摩町布施田 152	布施田連絡所	0599-85-0028
55	志摩市志摩町布施田 876	布施田保育所	0599-85-4904
56	志摩市志摩町布施田 900	布施田幼稚園	0599-85-1819
57	志摩市志摩町和具 314-1	和具小学校	0599-85-0006
58	志摩市志摩町和具 314-1	和具中学校	0599-85-1704
59	志摩市志摩町和具 3173	和具幼稚園	0599-85-2024
60	志摩市志摩町和具 4236	間崎島開発総合センター	0599-85-6359
61	志摩市志摩町和具 535	志摩図書館	0599-85-7801
62	志摩市志摩町和具 660	志摩子育て支援センター	0599-85-0940
63	志摩市志摩町和具 660	志摩支所	0599-85-1112
64	志摩市志摩町和具 660	志摩支所	0599-85-1113
65	志摩市志摩町和具 660	志摩支所	0599-85-1114

	設場住所	登録電話設置場所	電話番号
66	志摩市志摩町和具 660	和具保育所	0599-85-3217
67	志摩市大王町畔名 1004	大王第三保育所	0599-72-2264
68	志摩市大王町畔名 461-1	畔名連絡所	0599-72-0214
69	志摩市大王町畔名 461-3	大王方面隊第 6 分団詰所	0599-72-1720
70	志摩市大王町畔名 54-1	畔名小学校	0599-72-0212
71	志摩市大王町波切 1520	波切中学校	0599-72-0156
72	志摩市大王町波切 1941-1	志摩市民病院	0599-72-0678
73	志摩市大王町波切 3234-2	大王支所	0599-72-4336
74	志摩市大王町波切 365	波切保育所	0599-72-0529
75	志摩市大王町波切 491-1	波切幼稚園	0599-72-0566
76	志摩市大王町波切 838	波切小学校	0599-72-0029
77	志摩市大王町波切 838	大王方面隊第 1 ・ 2 分団詰所	0599-72-3849
78	志摩市大王町名田 179	名田連絡所	0599-72-0068
79	志摩市大王町名田 594-1	大王方面隊第 3 分団詰所	0599-72-0342
80	志摩市大王町船越 133-40	船越連絡所	0599-72-2015
81	志摩市大王町船越 133-40	大王方面隊第 4 ・ 5 分団詰所	0599-72-2190
82	志摩市大王町船越 1805	船越小学校	0599-72-2017
83	志摩市大王町船越 1877-1	船越幼稚園	0599-72-2152
84	志摩市大王町船越 1903	船越中学校	0599-72-2217
85	志摩市大王町船越 2170	大王町船越浄化センター	0599-72-0179
86	志摩市大王町船越 861	船越保育所	0599-72-2363
87	志摩市浜島町迫子 53	迫子地区公民館	0599-52-1300
88	志摩市浜島町浜島 1112	浜島小学校 (F A X)	0599-53-0441
89	志摩市浜島町浜島 1782-18	浜島診療所	0599-53-1560
90	志摩市浜島町浜島 1787-101	浜島支所	0599-53-3001
91	志摩市浜島町浜島 1787-101	浜島支所	0599-53-3002
92	志摩市浜島町浜島 2723	志摩市観光協会浜島案内所	0599-53-0032
93	志摩市浜島町浜島 2823	浜島方面隊第 3 分団詰所	0599-53-1071
94	志摩市浜島町浜島 709	浜島幼稚園 (F A X)	0599-53-0089
95	志摩市浜島町浜島 755	教育委員会浜島分室	0599-53-1556
96	志摩市浜島町浜島 780	浜島保育所	0599-53-1220

○ヘリコプター臨時離発着場一覧表

(注) ① 離着陸場規模

A : 200×100m(20000m²)以上・・・中型機5機(大型機2機)

B : 150× 70m(10500m²)以上・・・中型機3機(大型機1機)

C : B未満・・・中型機2機以下の対応

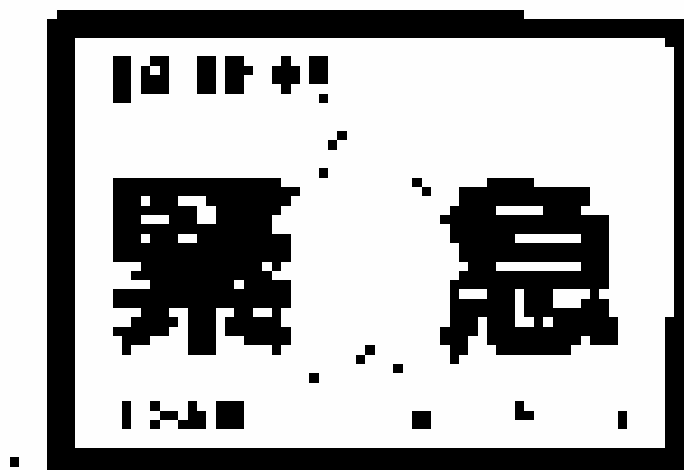
指定 番号	所 在 地	名 称	緯 度 経 度	離着陸場 連絡先 電話番号	面 積 (m ²)		離着 陸場 規模	避難 場所 指定	土地 表面	散水 の必 要性	対空 表示	備 考
215-01	志摩市磯部町の矢 840	的矢小学校グラウンド	N 34° 22' 14 E 136° 51' 39	志摩市磯部支所 地域振興係 0599-55-0026	70 × 80	5600	C	有	赤土	有		
215-02	志摩市磯部町恵利原 1308	志摩高等学校グラウン ド	N 34° 22' 34 E 136° 48' 03	志摩市磯部支所 地域振興係 0599-55-0026	150 × 100	15000	B	無	赤土	有	0-87	ヘリ専用拠点
215-03	志摩市磯部町渡鹿野 370-4	渡鹿野コミュニティー公 園	N 34° 21' 43 E 136° 52' 24	志摩市磯部支所 地域振興係 0599-55-0026	100 × 60	6000	C	無	砂質	有		
215-04	志摩市阿児町甲賀 2088-1	東海中学校グラウンド	N 34° 19' 03 E 136° 52' 25	志摩市 地域防災室 0599-44-0203	100 × 80	8000	C	有	砂質 赤土	有		
215-05	志摩市阿児町国府 3025-36	志摩パークゴルフ場	N 34° 20' 34 E 136° 52' 44	志摩市 地域防災室 0599-44-0203	100 × 50	5000	C	無	芝生	無		
215-06	志摩市阿児町神明 1539	長沢運動公園	N 34° 19' 16 E 136° 51' 04	志摩市 地域防災室 0599-44-0203	135 × 135	18225	B	無	芝生 砂質 赤土	無		ヘリ専用拠点 県立志摩病院
215-07	志摩市阿児町神明 1048-7	阿児ふるさと公園多目 的広場	N 34° 19' 18 E 136° 49' 39	志摩市 地域防災室 0599-44-0203	80 × 75	6000	C	無	砂質 赤土	有		

指定 番号	所在地	名称	緯 経 度	離着陸場 連絡先 電話番号	面積 (㎡)		離着 陸場 規模	避難 場所 指定	土地 表面	散水 の必 要性	対空 表示	備 考
215-08	志摩市阿児町国府 3705-2	安乗中学校グラウンド	N 34° 21' 23 E 136° 53' 24	志摩市 地域防災室 0599-44-0203	80 × 60	4800	C	有	砂質 赤土	有		
215-09	志摩市大王町船越 1903	船越中学校グラウンド	N 34° 16' 27 E 136° 51' 46	大王支所 地域振興係 0599-72-0255	80 × 60	4800	C	有	砂質 赤土	有		
215-10	志摩市大王町波切 1520	波切中学校グラウンド	N 34° 16' 40 E 136° 52' 58	大王支所 地域振興係 0599-72-0255	120 × 100	12000	B	有	砂質 赤土	有		
215-11	志摩市大王町波切 890	波切小学校グラウンド	N 34° 16' 42 E 136° 53' 37	大王支所 地域振興係 0599-72-0255	120 × 100	12000	B	有	砂質 赤土	有		
215-12	志摩市大王町波切 2199	ともやま芝生広場	N 34° 17' 14 E 136° 50' 24	大王支所 地域振興係 0599-72-0255	165 × 112	18480	B	無	芝生	無		へり専用拠点
215-13	志摩市大王町波切 2221-38	ともやま公園球場	N 34° 17' 07 E 136° 50' 33	大王支所 地域振興係 0599-72-0255	85 × 100	8500	C	無	芝生 赤土	無		
215-14	志摩市志摩町片田 1677	片田中学校グラウンド	N 34° 15' 35 E 136° 50' 49	志摩支所 地域振興係 0599-85-1111	150 × 80	12000	B	有	砂質 赤土	有		
215-15	志摩市志摩町布施田 1016-5	布施田小学校グラウン ド	N 34° 15' 33 E 136° 49' 28	志摩支所 地域振興係 0599-85-1111	50 × 80	4000	C	有	砂質 赤土	有		
215-16	志摩市志摩町和具 314	和具小学校グラウンド	N 34° 15' 32 E 136° 48' 36	志摩支所 地域振興係 0599-85-1111	100 × 80	8000	C	有	砂質 赤土	有		
215-17	志摩市志摩町和具 4354-1	和具小学校 間崎分校グラウンド	N 34° 17' 17 E 136° 48' 44	志摩支所 地域振興係 0599-85-1111	30 × 50	1500	C	有	砂質 赤土	有		

指定 番号	所在地	名称	緯 経 度	離着陸場 連絡先 電話番号	面積 (㎡)		離着 陸場 規模	避難 場所 指定	土地 表面	散水 の必 要性	対空 表示	備 考
215-18	志摩市志摩町和具 2578	水産高等学校グラウン ド	N 34° 15' 56 E 136° 48' 36	志摩支所 地域振興係 0599-85-1111	180 × 70	12600	B	無	砂質 赤土	有	0-86	
215-19	志摩市志摩町越賀 1877	越賀中学校グラウンド	N 34° 15' 32 E 136° 47' 11	志摩支所 地域振興係 0599-85-1111	100 × 100	10000	C	有	砂質 赤土	有		
215-20	志摩市志摩町御座 630	御座小学校グラウンド	N 34° 16' 26 E 136° 46' 01	志摩支所 地域振興係 0599-85-1111	85 × 50	4250	C	有	赤土	有		
215-21	志摩市志摩町和具 660	志摩支所駐車場	N 34° 15' 33 E 136° 48' 53	志摩支所 地域振興係 0599-85-1111	72 × 35	2520	C	有	舗装	無		
215-22	志摩市志摩町布施田 1103	志摩総合スポーツ公園 グラウンド	N 34° 15' 14 E 136° 49' 22	志摩支所 地域振興係 0599-85-1111	175 × 100	17500	B	無	芝生 赤土	無		ヘリ専用拠点
215-23	志摩市志摩町和具	志摩の国漁業協同組合 和具支所市場前	N 34° 15' 18 E 136° 48' 20	志摩支所 地域振興係 0599-85-1111	100 × 45	4500	C	無	舗装	無		
215-24	志摩市浜島町浜島 1112	浜島小学校グラウンド	N 34° 18' 16 E 136° 44' 58	浜島支所 地域振興係 0599-53-1111	50 × 60	3000	C	有	砂質 赤土	有		
215-25	志摩市浜島町塩屋 604-5	浜島中学校グラウンド	N 34° 18' 27 E 136° 45' 28	浜島支所 地域振興係 0599-53-1111	80 × 80	6400	C	有	砂質 赤土	有		
215-26	志摩市浜島町迫子字大 崎	合歓の郷スポーツスタ ジアム	N 34° 17' 37 E 136° 47' 15	浜島支所 地域振興係 0599-53-1111	90 × 80	7200	C	無	芝生	無		ヘリ専用拠点

○緊急通行車両の標識及び確認証明書

標 章



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書		知 事 [㊤] 又は公安委員会 [㊤]	
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）			
使 用 者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路		出 発 地	目 的 地
備 考			

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

○山腹崩壊危険地区一覧

1 山腹れ、がけ崩れ注意箇所

1-1 山腹崩壊危険地区

危険地区 番号		位置			面積 (ha)	公共施設等					
市町	地区	市町	大字	字		人家 50 戸 以上	人家 49 ～ 10 戸	人家 9 ～ 5 戸	人家 4 戸 以下	公共施設 (道路除く)	道路
215	1	志摩市	磯部町	恵利原池ノ谷	3			7		0	市
215	2	志摩市	磯部町	桧山宮ノ谷	1		20			1	県
215	3	志摩市	磯部町	渡鹿野大切	1	60				1	市
215	4	志摩市	磯部町	渡鹿野福浦	2	50				1	市
215	5	志摩市	磯部町	五知上ノ河内	2		20			0	市
215	6	志摩市	磯部町	五知中河内	4		30			1	市
215	7	志摩市	磯部町	三ヶ所今里	4	90				2	県
215	8	志摩市	磯部町	的矢の矢 I	1		10			0	市
215	9	志摩市	磯部町	的矢の矢 V	1		25			0	県
215	12	志摩市	磯部町	恵利原別所	3				4	0	市
215	13	志摩市	磯部町	恵利原宇山	1				4	0	市
215	1001	志摩市	阿児町	安乗阿瀬山	1		24			0	市
215	1002	志摩市	阿児町	鶯方長原	1			5		0	県
215	1003	志摩市	阿児町	神明カシコ	1			9		0	市
215	1004	志摩市	阿児町	鶯方長原	2			5		0	市
215	2001	志摩市	浜島町	南張国山	1		32			0	
215	2002	志摩市	浜島町	浜島倉助山	2	74				0	
215	2003	志摩市	浜島町	迫子釜山	2		44			0	
215	2004	志摩市	浜島町	迫子東山	2		24			0	
215	3001	志摩市	大王町	波切天白	1				3	0	市
215	3002	志摩市	大王町	船越アイガミ	2		17			1	
215	4001	志摩市	志摩町	御座ツバイド	1				4	1	
215	4002	志摩市	志摩町	片田貝張坂	2		38			2	
215	4003	志摩市	志摩町	片田大浦	1		12			1	
小計	24	箇所			42						

○砂防指定地内の溪流

	水系名	溪流名	市町名	位置
782	迫子川	宮ノ谷山南	志摩市	浜島町 迫子
783	迫子川	呑湖寺	志摩市	浜島町 迫子
784	迫子川	迫子宮ノ谷山	志摩市	浜島町 迫子
785	迫子川	迫子中	志摩市	浜島町 迫子
786	南張川	南張鍋ヶ谷西	志摩市	浜島町 南張
787	桧山路川	桧山路下津浦河内	志摩市	浜島町 桧山路
788	磯部川	沓掛①	志摩市	磯部町 沓掛
789	磯部川	下五知 1	志摩市	磯部町 下五知
790	磯部川	下五知 2	志摩市	磯部町 下五知
791	磯部川	上五知	志摩市	磯部町 上五知
792	磯部川	沓掛②	志摩市	磯部町 沓掛
793	磯部川	奥部 1	志摩市	磯部町 奥部
794	磯部川	奥部 2	志摩市	磯部町 奥部
795	磯部川	奥部 3	志摩市	磯部町 奥部
796	磯部川	奥部 4	志摩市	磯部町 奥部

○土石流危険溪流一覧

2 土石流危険溪流

対象 番号	水系名	溪流名	市町村名	字名	流域面積 (k m ²)	人家戸数 (戸)	溪流番号
3426	清水川	塩屋北	志摩市浜島町	塩屋	0.09	1	57038 IIB
3427	田杭川	広見	志摩市浜島町	広見	0.03	10	57026 IC
3428	南張川	小杉	志摩市浜島町	南張	0.01	4	57001 IIB
3429	迫子川	塩屋中	志摩市浜島町	迫子	0	8	57042 IB
3430	迫子川	宮ノ谷山南	志摩市浜島町	迫子	0.02	5	57045 IB
3431	迫子川	宮ノ谷山中	志摩市浜島町	迫子	0.03	2	57046 IB
3432	迫子川	宮ノ谷山北	志摩市浜島町	迫子	0.05	4	57047 IB
3433	迫子川	迫子北	志摩市浜島町	迫子	0.01	6	57053 IB
3434	迫子川	迫子釜浜	志摩市浜島町	迫子	0.02	2	57043 IIB
3435	迫子川	呑湖寺	志摩市浜島町	迫子	0.06	4	57044 IIB
3436	迫子川	迫子宮ノ谷山	志摩市浜島町	迫子	0.03	1	57048 IIB
3437	迫子川	迫子中	志摩市浜島町	迫子	0.02	2	57054 IIB
3438	迫子川	迫子浦西	志摩市浜島町	迫子	0.01	2	57056 IIB
3439	桧山路川	塩屋釜ヶ谷西	志摩市浜島町	浜新田	0.03		57029 IB
3440	桧山路川	鹿ノ谷	志摩市浜島町	桧山路	0.03	7	57032 IB
3441	桧山路川	檜山	志摩市浜島町	桧山路	0.01	3	57033 IIB
3442	--	浜島	志摩市浜島町	大方	0.01	2	57023 IC
3443	--	大方西	志摩市浜島町	大方	0.01	10	57024 IC
3444	--	大方東	志摩市浜島町	大方	0.01	6	57025 IC
3445	--	釜ノ山西	志摩市浜島町	迫子	0.02	4	57040 IC
3446	--	釜ノ山東	志摩市浜島町	迫子	0.01	6	57041 IC
3447	--	迫子浦東	志摩市浜島町	迫子	0.02	1	57058 IC
3448	--	塩屋南	志摩市浜島町	塩屋	0.01	1	57039 IIC
3449	--	迫子浦中	志摩市浜島町	迫子	0.02	2	57057 IIC
3450	--	迫子畔杯山	志摩市浜島町	迫子	0.02	1	57062 IIC
3451	--	迫子小迫子山南	志摩市浜島町	迫子	0.04	1	57063 IIC
3452	--	小蛇谷	志摩市大王町	船越	0	21	58001 IC
3453	--	椿谷	志摩市大王町	船越	0.01	33	58002 IC
3454	おおぼし川	八王字	志摩市志摩町	御座	0.04	16	59004 IC
3455	おおぼし川	金比羅川	志摩市志摩町	御座	0.19	23	59005 IC
3456	蝮川	ヒョウ	志摩市志摩町	御座	0.02	6	59002 IC
3457	蝮川	まむし川	志摩市志摩町	御座	0.13	1	59008 IIC
3458	--	御座北	志摩市志摩町	御座	0	5	59001 IC
3459	--	蛸ヶ谷	志摩市志摩町	御座	0.02	1	59003 IC
3460	--	前田	志摩市志摩町	御座	0.14	0	59006 IC
3461	--	御座南	志摩市志摩町	越賀	0.02	0	59007 IC
3462	--	笹山 1	志摩市志摩町	笹山	0.01	0	59010 IC
3463	--	笹山 2	志摩市志摩町	笹山	0.02	0	59011 IC
3464	--	笹山 3	志摩市志摩町	笹山	0.03	0	59012 IC

対象 番号	水系名	溪流名	市町村名	字名	流域面積 (k m ²)	人家戸数 (戸)	溪流番号
3465	--	丸田	志摩市志摩町	丸田	0.02	2	59009 IIC
3466	--	本所 1	志摩市志摩町	本所	0.08	1	59013 IIC
3467	--	本所 2	志摩市志摩町	本所	0.01	4	59014 IIC
3468	--	鶉方東	志摩市阿児町	福川原	0.01	0	60002 IC
3469	--	鶉方横山中	志摩市阿児町	長原	0.07	0	60006 IC
3470	--	鶉方西	志摩市阿児町	福川原	0.01	1	60001 IIC
3471	--	鶉方横山西	志摩市阿児町	長原	0.02	1	60005 IIC
3472	--	鶉方横山東	志摩市阿児町	長原	0.06	1	60007 IIC
3473	--	カヤウ 1	志摩市阿児町	カヤウ	0.05	1	60008 IIC
3474	--	カヤウ 2	志摩市阿児町	カヤウ	0.03	1	60009 IIC
3475	磯部川	逢坂谷	志摩市磯部町	桧山	0.03	6	61002 IB
3476	磯部川	上五知谷	志摩市磯部町	上五知	0.03	13	61012 IB
3477	磯部川	畑谷	志摩市磯部町	下五知	0.04	8	61013 IB
3478	磯部川	山田蛇ヶ谷	志摩市磯部町	奥部	0.24	0	61015 IB
3479	磯部川	地藏川	志摩市磯部町	桧山	0.17	4	61001 IIB
3480	磯部川	栗木広	志摩市磯部町	堀切	0.12	2	61003 IIB
3481	磯部川	穴川	志摩市磯部町	山ノ谷	0.53	1	61007 IIB
3482	磯部川	恵利原弁天	志摩市磯部町	恵利原	0.21	1	61010 IIB
3483	磯部川	恵利原板橋	志摩市磯部町	板橋	0.46	2	61011 IIB
3484	磯部川	山田桧峠	志摩市磯部町	奥部	0.09	1	61014 IIB
3485	日出川	坂崎小嶋崎	志摩市磯部町	坂崎	0.02	1	61026 IB
3486	--	笠取	志摩市磯部町	小海	0.02	0	61019 IC
3487	--	的矢	志摩市磯部町	的矢	0.1	1	61020 IC
3488	--	三ヶ所下戸	志摩市磯部町	三ヶ所	0.02	0	61021 IC
3489	--	飯浜小海 2	志摩市磯部町	飯浜	0.02	1	61018 IIC
3490	--	三ヶ所コノワ	志摩市磯部町	三ヶ所	0.01	1	61022 IIC
3491	--	坂崎	志摩市磯部町	坂崎	0.02	2	61027 IIC

○急傾斜地崩壊危険個所一覧

(自然がけ)

箇所番号	箇所名	位 置			地 形			人家 戸数 (戸)	公共 施設
		市町名	大字	小字	傾斜度 (度)	延長 (m)	高さ (m)		
1101929	迫子 1	志摩市 浜島町	迫子	上条東街道	70	390	15	33	有り
1101930	迫子 2	志摩市 浜島町	迫子	カタ	70	370	20	18	有り
1101931	迫子 3	志摩市 浜島町	迫子	釜ノ山	70	680	15	24	有り
1101932	迫子 4	志摩市 浜島町	迫子	上条	70	100	20	8	有り
1101934	浜島 1	志摩市 浜島町	浜島	出湯	55	80	10	0	有り
1101935	浜島 2	志摩市 浜島町	浜島	堂の後	60	155	15	19	有り
1101936	浜島 3	志摩市 浜島町	浜島	浦ノ浜	65	280	10	47	有り
1101937	浜島 4	志摩市 浜島町	浜島	古城	60	130	10	18	有り
1101938	浜島 5	志摩市 浜島町	浜島	西早町	60	210	10	18	有り
1101939	浜島 6	志摩市 浜島町	浜島	宮谷	30	80	10	13	有り
1101940	南張 1	志摩市 浜島町	南張	国山	65	310	25	19	有り
1101941	南張 2	志摩市 浜島町	南張	国山	60	130	10	1	有り
1103650	檜山路 1	志摩市 浜島町	檜山路		70	150	44	6	有り
1103651	塩屋 1	志摩市 浜島町	塩屋		65	110	11	0	有り
1103652	檜山路 2	志摩市 浜島町	檜山路		60	200	17	11	有り
1103653	檜山路 3	志摩市 浜島町	檜山路		70	120	18	7	有り
1103654	塩屋 2	志摩市 浜島町	塩屋		60	150	51	0	有り
1103655	迫子 1	志摩市 浜島町	迫子		70	550	125	16	有り
1103656	檜山路 4	志摩市 浜島町	檜山路		70	70	21	4	有り
1103657	南張 1	志摩市 浜島町	南張		60	160	84	0	有り
1103658	南張 2	志摩市 浜島町	南張		70	190	35	0	有り
1103659	田杭 1	志摩市 浜島町	浜島	田杭	70	220	45	11	有り
1103660	田杭 2	志摩市 浜島町	浜島	田杭	60	170	66	0	有り
1103661	大方 1	志摩市 浜島町	浜島	大方	70	170	35	11	有り
1103662	大方 2	志摩市 浜島町	浜島	大方	70	50	6	8	
1103663	大方 3	志摩市 浜島町	浜島	大方	60	270	38	7	有り
1103664	切石 1	志摩市 浜島町	浜島	切石	70	560	55	34	有り
1103665	田杭 3	志摩市 浜島町	浜島	田杭	60	260	20	6	有り
1103666	檜山路 5	志摩市 浜島町	檜山路		30	300	56	1	有り
1103667	広見 1	志摩市 浜島町	塩屋	広見	70	90	16	7	
1103668	庭口 1	志摩市 浜島町	浜島	庭口	70	230	11	21	有り
1103669	城山 1	志摩市 浜島町	浜島	城山	70	230	13	13	有り
1103670	浜新田 1	志摩市 浜島町	檜山路	浜新田	60	220	79	6	有り
1103671	塩屋 3	志摩市 浜島町	塩屋		65	350	102	28	有り
1103672	田杭 4	志摩市 浜島町	浜島	田杭	70	110	15	2	

箇所番号	箇所名	位置			地形			人家 戸数 (戸)	公共 施設
		市町名	大字	小字	傾斜度 (度)	延長 (m)	高さ (m)		
1103673	田杭5	志摩市 浜島町	浜島	田杭	60	80	13	2	
1103674	浜島1	志摩市 浜島町	浜島		60	60	9	0	
1103675	浜島2	志摩市 浜島町	浜島		60	200	33	0	有り
1103676	目戸1	志摩市 浜島町	浜島	目戸	70	180	12	0	
1103677	迫子2	志摩市 浜島町	迫子		40	140	17	0	有り
1103678	迫子3	志摩市 浜島町	迫子		60	220	24	4	有り
1103679	南張3	志摩市 浜島町	南張		40	110	51	0	有り
1103680	迫子4	志摩市 浜島町	迫子		60	80	15	0	有り
1103681	塩屋4	志摩市 浜島町	塩屋		40	350	58	9	有り
1103682	迫子5	志摩市 浜島町	迫子		60	130	49	3	
1103683	浜新田2	志摩市 浜島町	檜山路	浜新田	65	100	55	0	
1103684	田杭6	志摩市 浜島町	浜島	田杭	40	220	45	10	有り
1103685	迫子6	志摩市 浜島町	迫子		65	80	10	0	
1103686	塩屋5	志摩市 浜島町	塩屋		60	140	16	5	有り
1103687	浜新田3	志摩市 浜島町	檜山路	浜新田	70	65	5	1	有り
1103688	切石2	志摩市 浜島町	浜島	切石	60	130	10	4	有り
2102737	檜山路1	志摩市 浜島町	檜山路		60	80	9	1	有り
2102738	迫子1	志摩市 浜島町	迫子		60	100	111	1	有り
2102739	浜新田1	志摩市 浜島町	檜山路	浜新田	70	110	20	1	有り
2102740	迫子2	志摩市 浜島町	迫子		40	100	82	1	有り
2102741	塩屋1	志摩市 浜島町	塩屋		60	200	8	4	有り
2102742	浜新田2	志摩市 浜島町	檜山路	浜新田	70	90	15	1	有り
2102743	浜新田3	志摩市 浜島町	檜山路	浜新田	60	130	60	1	有り
2102744	浜新田4	志摩市 浜島町	浜島	浜新田	70	140	16	1	有り
2102745	塩屋2	志摩市 浜島町	塩屋		60	100	50	1	有り
2102746	迫子3	志摩市 浜島町	迫子		45	100	42	1	有り
2102747	塩屋3	志摩市 浜島町	塩屋		70	110	57	2	
2102748	塩屋4	志摩市 浜島町	塩屋		60	50	14	3	
2102749	塩屋5	志摩市 浜島町	塩屋		60	120	20	1	
2102750	迫子4	志摩市 浜島町	迫子		45	150	21	2	有り
2102751	迫子5	志摩市 浜島町	迫子		60	100	16	1	有り
2102752	迫子6	志摩市 浜島町	迫子		65	230	48	2	有り
2102753	迫子7	志摩市 浜島町	迫子		60	110	38	2	
2102754	広見1	志摩市 浜島町	塩屋	広見	55	40	19	3	有り
2102755	鴻住1	志摩市 浜島町	浜島	鴻住	60	150	32	3	有り
2102756	浜島1	志摩市 浜島町	浜島		70	130	12	3	有り
2102757	小向1	志摩市 浜島町	浜島	小向	70	35	6	2	
2102758	出馬1	志摩市 浜島町	浜島	出馬	45	130	16	3	有り
2102759	迫子8	志摩市 浜島町	迫子		40	170	20	2	
2102760	迫子9	志摩市 浜島町	迫子		40	100	25	1	

箇所番号	箇所名	位置			地形			人家 戸数 (戸)	公共 施設
		市町名	大字	小字	傾斜度 (度)	延長 (m)	高さ (m)		
2102761	迫子 10	志摩市 浜島町	迫子		55	90	40	1	有り
2102762	塩屋 6	志摩市 浜島町	塩屋		60	110	45	4	
2102763	迫子 11	志摩市 浜島町	迫子		60	60	17	4	有り
2102764	大方 1	志摩市 浜島町	浜島	大方	60	140	23	4	有り
2102765	鴻住 2	志摩市 浜島町	浜島	鴻住	60	120	42	4	有り
2102766	迫子 12	志摩市 浜島町	迫子		60	120	17	4	有り
1101864	小 山	志摩市 大王町	波切	小山	60	110	11	5	有り
1101865	城 山	志摩市 大王町	波切	城山	68	270	10	23	有り
1101866	宝 門	志摩市 大王町	波切	宝門	58	270	15	40	有り
1101867	西 村	志摩市 大王町	波切	西村	54	145	12	22	有り
1101868	天 満	志摩市 大王町	波切	天満	65	120	15	14	有り
1101869	天 白	志摩市 大王町	波切	天白	70	160	7	20	有り
1101870	波 切	志摩市 大王町	波切	天白	45	270	9	18	有り
1101871	谷奥 1	志摩市 大王町	波切	谷奥	41	270	15	37	有り
1101872	谷 奥 2	志摩市 大王町	波切	谷奥	60	210	10	16	有り
1101873	西 谷 奥	志摩市 大王町	波切	谷奥	40	110	15	20	有り
1101874	石 干 谷	志摩市 大王町	波切	石干谷	65	175	12	32	有り
1101875	北石干谷	志摩市 大王町	波切	石干谷	60	340	16	25	有り
1101876	野 名	志摩市 大王町	波切	野名	63	100	13	12	有り
1101877	葉 直	志摩市 大王町	波切	葉直	70	140	12	18	有り
1101878	堂 ノ 上	志摩市 大王町	船越	堂ノ上	55	540	20	56	有り
1101879	経 塚	志摩市 大王町	船越	経塚	55	415	20	47	有り
1101880	坪 井	志摩市 大王町	船越	坪井	52	130	16	14	有り
1101881	九 木	志摩市 大王町	船越	九木	60	315	16	34	有り
1101882	船 越 1	志摩市 大王町	船越	九木	60	155	15	30	有り
1101883	船 越 2	志摩市 大王町	船越	蟬	40	190	15	16	有り
1101884	船 越 3	志摩市 大王町	船越	野玉	40	200	20	22	有り
1101885	山 際	志摩市 大王町	船越	山際	55	380	13	39	有り
1101886	宮 後	志摩市 大王町	船越	宮後	45	405	18	38	有り
1101887	名 田	志摩市 大王町	名田	土穴	30	60	15	0	
1101888	向 奥	志摩市 大王町	名田	向奥	50	320	10	27	有り
1101890	西 谷	志摩市 大王町	名田	西谷	65	240	10	18	有り
1101891	南 西 谷	志摩市 大王町	名田	西谷	65	110	10	10	有り
1101892	ナ ラ 松	志摩市 大王町	名田	ナラ松	65	215	13	28	有り
1101893	里	志摩市 大王町	畔名	里	30	155	10	14	有り
1101894	大 畑 1	志摩市 大王町	畔名	大畑	75	185	10	24	有り
1101895	大 畑 2	志摩市 大王町	畔名	大畑	60	110	8	11	有り
1101896	池 田 1	志摩市 大王町	畔名	池田	70	110	18	12	有り
1101897	池 田 2	志摩市 大王町	畔名	池田	70	280	20	26	有り
1101898	岡 山	志摩市 大王町	畔名	岡山	55	150	12	12	有り

箇所番号	箇所名	位置			地形			人家 戸数 (戸)	公共 施設
		市町名	大字	小字	傾斜度 (度)	延長 (m)	高さ (m)		
1103593	波切1	志摩市 大王町	波切		63	150	15	0	有り
1103594	当茂地1	志摩市 大王町	波切	当茂地	40	170	18	0	
1103595	登茂山1	志摩市 大王町	波切	登茂山	30	110	14	0	
1103596	当茂地2	志摩市 大王町	波切	当茂地	68	200	10	2	
1103597	志坂1	志摩市 大王町	波切	志坂	50	140	15	0	有り
1103598	石塚1	志摩市 大王町	波切	石塚	40	170	10	20	
1103599	老1	志摩市 大王町	波切	老	45	110	11	6	有り
1103600	波切2	志摩市 大王町	波切		55	180	20	0	
1103601	大倉1	志摩市 大王町	船越	大倉	30	160	14	9	有り
1103602	大倉2	志摩市 大王町	船越	大倉	40	130	17	10	有り
1103603	大倉3	志摩市 大王町	船越	大倉	45	180	14	0	有り
1103604	大倉4	志摩市 大王町	船越	大倉	45	160	5	3	有り
1103605	船越1	志摩市 大王町	船越		60	290	16	6	
1103606	船越2	志摩市 大王町	船越		60	210	8	6	有り
1103607	船越3	志摩市 大王町	船越		70	120	8	5	有り
1103608	道筋1	志摩市 大王町	波切	道筋	30	80	14	0	
1103609	道筋2	志摩市 大王町	波切	道筋	40	90	15	0	
1103610	小坂1	志摩市 大王町	波切	小坂	50	60	10	0	有り
1103611	波切3	志摩市 大王町	波切		50	260	10	10	有り
1103612	城山1	志摩市 大王町	波切	城山	50	180	20	6	有り
1103613	船越4	志摩市 大王町	船越		60	80	20	0	
1103614	船越5	志摩市 大王町	船越		33	70	18	0	有り
1103615	波切4	志摩市 大王町	波切		35	80	6	5	
2102654	寺田1	志摩市 大王町	畔名	寺田	40	90	14	2	有り
2102655	寺田2	志摩市 大王町	畔名	寺田	40	100	12	2	
2102656	寺田3	志摩市 大王町	畔名	寺田	60	130	13	1	
2102657	当茂地1	志摩市 大王町	波切	当茂地	45	110	8	1	
2102658	当茂地2	志摩市 大王町	波切	当茂地	45	55	12	1	
2102659	当茂地3	志摩市 大王町	波切	当茂地	35	70	8	2	有り
2102660	西志坂1	志摩市 大王町	波切	西志坂	30	60	12	1	
2102661	大倉1	志摩市 大王町	船越	大倉	35	80	10	2	
2102662	志城1	志摩市 大王町	波切	志城	30	210	22	2	有り
2102663	志城2	志摩市 大王町	波切	志城	35	120	15	1	有り
2102664	志城3	志摩市 大王町	波切	志城	45	50	10	2	
2102665	寺田4	志摩市 大王町	畔名	寺田	40	80	12	3	有り
2102666	畔名1	志摩市 大王町	畔名		40	95	15	3	有り
2102667	畔名2	志摩市 大王町	畔名		40	30	12	1	有り
2102668	畔名3	志摩市 大王町	畔名		30	140	16	1	有り
2102669	波切1	志摩市 大王町	波切		30	90	12	2	
2102670	波切2	志摩市 大王町	波切		45	150	12	2	有り

箇所番号	箇所名	位置			地形			人家 戸数 (戸)	公共 施設
		市町名	大字	小字	傾斜度 (度)	延長 (m)	高さ (m)		
2102671	鯛浦間 1	志摩市 大王町	波切	鯛浦間	40	115	7	2	有り
2102672	鯛浦間 2	志摩市 大王町	波切	鯛浦間	40	75	8	1	有り
2102673	鯛浦間 3	志摩市 大王町	波切	鯛浦間	35	70	12	1	有り
2102674	波切 3	志摩市 大王町	波切		45	60	5	1	
2102675	石塚 1	志摩市 大王町	波切	石塚	45	80	8	2	
2102676	小坂 1	志摩市 大王町	波切	小坂	30	60	12	2	
2102677	名田 1	志摩市 大王町	名田		45	90	11	4	
2102678	名田 2	志摩市 大王町	名田		45	55	10	1	
2102679	名田 3	志摩市 大王町	名田		30	170	12	1	
2102680	名田 4	志摩市 大王町	名田		30	100	18	1	
2102681	名田 5	志摩市 大王町	名田		40	100	12	3	有り
2102682	名田 6	志摩市 大王町	名田		30	55	8	1	
2102683	名田 7	志摩市 大王町	名田		30	55	18	2	
2102684	波切 4	志摩市 大王町	波切		50	110	6	2	有り
2102685	老 1	志摩市 大王町	波切	老	40	200	10	2	有り
2102686	波切 5	志摩市 大王町	波切		40	90	17	1	有り
2102687	小坂 2	志摩市 大王町	波切	小坂	45	90	9	2	有り
2102688	風ヶ崎 1	志摩市 大王町	船越	風ヶ崎	30	100	10	1	有り
2102689	風ヶ崎 2	志摩市 大王町	船越	風ヶ崎	30	70	16	1	有り
2102690	船越 1	志摩市 大王町	船越		40	80	8	3	
2102691	船越 2	志摩市 大王町	船越		63	120	5	3	
2102692	船越 3	志摩市 大王町	船越		70	80	12	1	有り
2102693	楠木 1	志摩市 大王町	波切	楠木	30	115	16	3	
2102694	船越 4	志摩市 大王町	船越		35	90	12	1	
2102695	船越 5	志摩市 大王町	船越		30	200	30	1	有り
2102696	船越 6	志摩市 大王町	船越		35	80	12	1	
2102697	船越 7	志摩市 大王町	船越		70	80	5	3	有り
2102698	波切 6	志摩市 大王町	波切		30	100	12	3	
1101899	大 野	志摩市 志摩町	片田	大野	63	320	20	20	有り
1101900	浦	志摩市 志摩町	片田	浦	63	330	12	16	有り
1101901	宮ノ前	志摩市 志摩町	片田	宮ノ前	50	120	5	4	
1101902	大 里	志摩市 志摩町	片田	大里	45	120	9	14	有り
1101903	麦 崎	志摩市 志摩町	片田	麦崎	45	310	7	19	有り
1101904	乙 部	志摩市 志摩町	片田	乙部	45	120	7	10	有り
1101905	宮ノ谷	志摩市 志摩町	片田	宮ノ谷	60	160	10	9	有り
1101906	向井浦	志摩市 志摩町	布施田	向井浦	45	180	7	10	有り
1101907	奥 山	志摩市 志摩町	和具	奥山	70	540	7	45	有り
1101908	矢 浦	志摩市 志摩町	和具	矢浦	50	200	5	19	有り
1101909	矢 村	志摩市 志摩町	和具	矢村	50	110	8	11	有り
1101910	大 山 坂	志摩市 志摩町	和具	大山坂	50	150	7	22	有り

箇所番号	箇所名	位置			地形			人家 戸数 (戸)	公共 施設
		市町名	大字	小字	傾斜度 (度)	延長 (m)	高さ (m)		
1101911	奥 谷	志摩市 志摩町	和具	奥谷	70	270	13	49	有り
1101912	和 具 1	志摩市 志摩町	和具	前田	60	270	20	29	有り
1101913	和 具 2	志摩市 志摩町	和具	後口	60	160	10	18	有り
1101914	和 具 3	志摩市 志摩町	和具	里	50	160	6	9	有り
1101915	石 ケ	志摩市 志摩町	和具	石ケ	50	180	10	32	有り
1101916	座 賀	志摩市 志摩町	和具	座賀	50	250	7	14	
1101917	間 崎 1	志摩市 志摩町	和具	間崎	60	90	15	13	
1101918	間 崎 2	志摩市 志摩町	和具	間崎	50	140	7	14	有り
1101919	越 賀 1	志摩市 志摩町	越賀	若宮	50	180	10	18	有り
1101920	越 賀 2	志摩市 志摩町	越賀	岡畑	50	120	10	17	有り
1101921	越 賀 3	志摩市 志摩町	越賀	丹地	45	200	10	18	有り
1101922	花 山	志摩市 志摩町	越賀	花山	60	120	9	5	有り
1101923	ツバ井戸	志摩市 志摩町	御座	ツバ井戸	50	170	13	21	
1101924	長峰	志摩市 志摩町	御座	長峰	50	520	10	36	有り
1101925	大 谷	志摩市 志摩町	御座	大谷	50	480	13	72	有り
1101926	御座1	志摩市 志摩町	御座	大谷	60	120	15	0	有り
1101927	御座2	志摩市 志摩町	御座	大谷	40	170	15	24	有り
1101928	御座3	志摩市 志摩町	御座	大谷	40	100	15	7	有り
1102370	小浦	志摩市 志摩町	和具		70	100	7	14	有り
1102371	矢ノ抜間	志摩市 志摩町	越賀		70	170	7	29	有り
1102372	越賀	志摩市 志摩町	越賀		53	140	7	17	有り
1103616	御座1	志摩市 志摩町	御座		70	200	7	0	
1103617	御座2	志摩市 志摩町	御座		85	140	8	2	有り
1103618	御座3	志摩市 志摩町	御座		65	130	7	3	
1103619	御座4	志摩市 志摩町	御座		75	350	8	12	有り
1103620	御座5	志摩市 志摩町	御座		35	20	15	1	
1103621	御座6	志摩市 志摩町	御座		65	90	9	14	有り
1103622	御座7	志摩市 志摩町	御座		75	110	90	3	有り
1103623	御座8	志摩市 志摩町	御座		70	150	12	13	有り
1103624	大浦1	志摩市 志摩町	御座	大浦	75	100	12	3	有り
1103625	大浦2	志摩市 志摩町	御座	大浦	85	150	20	4	有り
1103626	片田1	志摩市 志摩町	片田		50	100	12	6	
1103627	片田2	志摩市 志摩町	片田		40	80	17	8	
1103628	越賀1	志摩市 志摩町	越賀		75	70	15	0	
1103629	阿津浦1	志摩市 志摩町	越賀	阿津浦	75	50	8	0	
1103630	越賀2	志摩市 志摩町	越賀		55	40	14	0	
1103631	越賀3	志摩市 志摩町	越賀		85	85	10	0	
1103632	越賀4	志摩市 志摩町	越賀		45	120	12	15	
1103633	越賀5	志摩市 志摩町	越賀		80	80	8	1	
1103634	和具1	志摩市 志摩町	和具		80	150	7	8	有り

箇所番号	箇所名	位置			地形			人家 戸数 (戸)	公共 施設
		市町名	大字	小字	傾斜度 (度)	延長 (m)	高さ (m)		
1103635	和具2	志摩市 志摩町	和具		80	100	8	6	有り
1103636	和具3	志摩市 志摩町	和具		80	130	10	12	
1103637	大塚1	志摩市 志摩町	片田	大塚	40	90	10	7	
1103638	片田3	志摩市 志摩町	片田		70	60	16	1	
1103639	間崎1	志摩市 志摩町	和具	間崎	55	130	18	5	
1103640	丑の鼻1	志摩市 志摩町	片田	丑の鼻	35	50	12	5	
1103641	丑の鼻2	志摩市 志摩町	片田	丑の鼻	70	90	5	7	
1103642	片田4	志摩市 志摩町	片田		50	30	9	5	
1103643	片田5	志摩市 志摩町	片田		70	150	6	10	
1103644	片田6	志摩市 志摩町	片田		45	140	10	11	
1103645	片田7	志摩市 志摩町	片田		75	70	8	6	
1103646	片田8	志摩市 志摩町	片田		45	130	13	8	
1103647	片田9	志摩市 志摩町	片田		40	70	5	6	有り
1103648	馬場1	志摩市 志摩町	越賀	馬場	40	80	5	6	
1103649	越賀6	志摩市 志摩町	越賀		75	30	50	5	
2102699	間崎1	志摩市 志摩町	和具	間崎	45	20	8	1	
2102700	御座1	志摩市 志摩町	御座		65	70	25	2	
2102701	御座2	志摩市 志摩町	御座		80	120	10	2	
2102702	御座3	志摩市 志摩町	御座		60	50	9	2	有り
2102703	御座4	志摩市 志摩町	御座		55	60	6	1	
2102704	御座5	志摩市 志摩町	御座		40	180	15	3	有り
2102705	越賀1	志摩市 志摩町	越賀		45	50	12	1	
2102706	越賀2	志摩市 志摩町	越賀		40	70	9	1	有り
2102707	大浦1	志摩市 志摩町	御座	大浦	75	130	10	1	有り
2102708	大浦2	志摩市 志摩町	御座	大浦	80	70	8	2	有り
2102709	大浦3	志摩市 志摩町	御座	大浦	50	60	15	1	
2102710	大差地1	志摩市 志摩町	越賀	大差地	80	150	12	1	
2102711	小浦1	志摩市 志摩町	御座	小浦	75	80	18	2	有り
2102712	大差地2	志摩市 志摩町	越賀	大差地	80	250	12	1	
2102713	大差地3	志摩市 志摩町	越賀	大差地	80	160	10	2	有り
2102714	荒尾1	志摩市 志摩町	越賀	荒尾	45	100	12	2	
2102715	大蔵1	志摩市 志摩町	片田	大蔵	30	100	20	3	
2102716	伴田浦1	志摩市 志摩町	片田	伴田浦	80	20	5	3	
2102717	常滑1	志摩市 志摩町	片田	常滑	70	30	5	1	
2102718	常滑2	志摩市 志摩町	片田	常滑	70	40	11	1	
2102719	片田1	志摩市 志摩町	片田		30	30	9	2	
2102720	片田2	志摩市 志摩町	片田		30	60	10	3	
2102721	片田3	志摩市 志摩町	片田		70	50	7	3	
2102722	片田4	志摩市 志摩町	片田		30	40	11	1	
2102723	片田5	志摩市 志摩町	片田		30	30	6	4	

箇所番号	箇所名	位置			地形			人家 戸数 (戸)	公共 施設
		市町名	大字	小字	傾斜度 (度)	延長 (m)	高さ (m)		
2102724	片田6	志摩市 志摩町	片田		30	80	9	2	
2102725	片田7	志摩市 志摩町	片田		30	50	11	1	
2102726	片田8	志摩市 志摩町	片田		30	70	15	4	
2102727	溝田1	志摩市 志摩町	越賀	溝田	80	14	22	4	
2102728	越賀3	志摩市 志摩町	越賀		80	31	5	1	有り
2102729	中田1	志摩市 志摩町	越賀	中田	80	6	42	3	有り
2102730	越賀4	志摩市 志摩町	越賀		80	30	5	3	
2102731	中田2	志摩市 志摩町	越賀	中田	80	60	7	1	
2102732	大蔵2	志摩市 志摩町	片田	大蔵	80	80	12	2	
2102733	大塚1	志摩市 志摩町	片田	大塚	30	45	11	3	
2102734	本所1	志摩市 志摩町	片田	本所	65	30	5	4	有り
2102735	本所2	志摩市 志摩町	片田	本所	70	30	6	2	
2102736	片田9	志摩市 志摩町	片田		45	80	10	4	
1101847	里 東	志摩市 阿児町	安乗	里	60	180	9	12	有り
1101848	別当坊	志摩市 阿児町	安乗	別当坊	55	200	9	21	有り
1101849	山 北	志摩市 阿児町	安乗	藤谷	50	140	10	10	有り
1101850	山北西	志摩市 阿児町	安乗	藤谷	60	120	5	7	有り
1101851	穴良瀬北	志摩市 阿児町	安乗	穴良瀬	55	270	10	35	有り
1101852	穴良瀬東	志摩市 阿児町	安乗	穴良瀬	50	120	10	20	有り
1101853	泊 東	志摩市 阿児町	安乗	泊	50	390	10	46	有り
1101854	泊 南	志摩市 阿児町	安乗	泊	55	130	10	15	有り
1101856	泊 奥	志摩市 阿児町	安乗	泊	60	130	10	21	有り
1101857	山 南	志摩市 阿児町	安乗	打越	60	130	7	12	有り
1101858	阿 瀬	志摩市 阿児町	国府	阿瀬	45	280	20	21	有り
1101859	国分寺	志摩市 阿児町	国府	居合	60	90	10	13	有り
1101860	浜 田	志摩市 阿児町	甲賀	里	60	110	8	5	有り
1101861	賢島	志摩市 阿児町	神明	カシコ	70	180	8	11	有り
1101862	賢島西	志摩市 阿児町	神明	カシコ	70	150	10	2	有り
1101863	権 現	志摩市 阿児町	鶺方	中ノ河内	65	90	7	7	有り
1103507	三ツ島1	志摩市 阿児町	安乗	三ツ島	35	200	9	1	
1103508	三ツ島2	志摩市 阿児町	安乗	三ツ島	45	100	17	0	
1103509	上野1	志摩市 阿児町	国府	上野	45	100	11	1	
1103510	ナフ山1	志摩市 阿児町	安乗	ナフ山	60	180	16	5	
1103511	阿瀬1	志摩市 阿児町	安乗	阿瀬	40	40	10	0	
1103512	鶺方1	志摩市 阿児町	鶺方		70	150	66	5	有り
1103513	鶺方2	志摩市 阿児町	鶺方		70	50	5	8	
1103514	鶺方3	志摩市 阿児町	鶺方		70	200	30	8	有り
1103515	小入口1	志摩市 阿児町	鶺方	小入口	35	80	20	0	有り
1103516	鶺方4	志摩市 阿児町	鶺方		35	80	10	0	
1103517	中之河内1	志摩市 阿児町	鶺方	中之河内	30	80	5	27	有り

箇所番号	箇所名	位置			地形			人家 戸数 (戸)	公共 施設
		市町名	大字	小字	傾斜度 (度)	延長 (m)	高さ (m)		
1103518	小山1	志摩市 阿児町	安乗	小山	30	190	9	6	
1103519	樋の木1	志摩市 阿児町	国府	樋の木	60	120	15	9	
1103520	タチメ1	志摩市 阿児町	鶯方	タチメ	35	200	16	0	
1103521	タチメ2	志摩市 阿児町	鶯方	タチメ	40	200	20	5	有り
1103522	タチメ3	志摩市 阿児町	鶯方	タチメ	30	300	20	0	
1103523	タチメ4	志摩市 阿児町	鶯方	タチメ	30	100	10	0	
1103524	タチメ5	志摩市 阿児町	鶯方	タチメ	30	70	16	0	
1103525	タチメ6	志摩市 阿児町	鶯方	タチメ	40	130	14	0	
1103526	タチメ7	志摩市 阿児町	鶯方	タチメ	35	100	18	0	
1103527	タチメ8	志摩市 阿児町	鶯方	タチメ	30	60	10	0	
1103528	タチメ9	志摩市 阿児町	鶯方	タチメ	30	200	17	0	
1103529	タチメ10	志摩市 阿児町	鶯方	タチメ	30	70	11	0	
1103530	タチメ11	志摩市 阿児町	鶯方	タチメ	45	180	20	0	
1103531	タチメ12	志摩市 阿児町	鶯方	タチメ	35	200	17	0	有り
1103532	神明1	志摩市 阿児町	神明		40	100	12	1	有り
1103533	神明2	志摩市 阿児町	神明		40	110	10	0	有り
1103534	神明3	志摩市 阿児町	神明		40	80	7	2	有り
1103535	中田1	志摩市 阿児町	神明	中田	30	60	12	0	
1103536	中田2	志摩市 阿児町	神明	中田	40	90	6	0	
1103537	神明4	志摩市 阿児町	神明		40	30	5	0	
1103538	神明5	志摩市 阿児町	神明		70	180	20	3	
1103539	神明6	志摩市 阿児町	神明		45	80	10	0	有り
1103540	神明7	志摩市 阿児町	神明		30	50	11	2	
1103541	カシコ1	志摩市 阿児町	神明	カシコ	45	300	20	0	有り
1103542	前方1	志摩市 阿児町	神明	前方	30	120	12	4	
1103543	里中1	志摩市 阿児町	神明	里中	30	60	8	1	
1103544	里中2	志摩市 阿児町	神明	里中	30	70	10	0	
1103545	里中3	志摩市 阿児町	神明	里中	45	30	8	0	
1103546	神明8	志摩市 阿児町	神明		30	80	10	3	
1103547	甲賀1	志摩市 阿児町	甲賀		30	220	8	29	
1103548	カシコ2	志摩市 阿児町	神明	カシコ	40	40	7	0	
1103549	カシコ3	志摩市 阿児町	神明	カシコ	40	150	7	0	
1103550	カシコ4	志摩市 阿児町	神明	カシコ	45	150	15	6	有り
1103551	カシコ5	志摩市 阿児町	神明	カシコ	45	100	5	0	
1103552	神明9	志摩市 阿児町	神明		50	100	6	0	
1103553	前方2	志摩市 阿児町	神明	前方	70	50	7	2	有り
1103554	里中4	志摩市 阿児町	神明	里中	45	400	11	13	有り
1103555	志島1	志摩市 阿児町	志島		40	100	10	8	
1103556	小山2	志摩市 阿児町	志島	小山	40	200	20	30	有り
1103557	広岡1	志摩市 阿児町	志島	広岡	30	180	10	1	有り

箇所番号	箇所名	位置			地形			人家 戸数 (戸)	公共 施設
		市町名	大字	小字	傾斜度 (度)	延長 (m)	高さ (m)		
1103558	立神1	志摩市 阿児町	立神		60	80	10	23	
1103559	和部1	志摩市 阿児町	国府	和部	30	60	25	0	
1103560	鶺方5	志摩市 阿児町	鶺方		70	150	20	0	有り
1103561	鶺方6	志摩市 阿児町	鶺方		70	120	16	0	
1103562	今原1	志摩市 阿児町	甲賀	今原	45	230	9	7	
1103563	国府1	志摩市 阿児町	国府		50	180	15	6	有り
1103564	林山1	志摩市 阿児町	安乗	林山	50	50	13	6	有り
1103565	鶺方道1	志摩市 阿児町	鶺方	鶺方道	30	130	15	7	
1103566	鶺方7	志摩市 阿児町	鶺方		35	70	12	5	
1103567	小入口2	志摩市 阿児町	鶺方	小入口	30	40	10	0	
1103568	里中5	志摩市 阿児町	神明	里中	35	120	7	8	
1103569	里中6	志摩市 阿児町	神明	里中	60	30	5	6	
1103570	今原2	志摩市 阿児町	甲賀	今原	30	100	10	9	
1103571	甲賀2	志摩市 阿児町	甲賀		45	50	12	5	
1103572	甲賀3	志摩市 阿児町	甲賀		35	80	10	9	
1103573	石岡1	志摩市 阿児町	甲賀	石岡	45	130	9	6	有り
1103574	志島2	志摩市 阿児町	志島		35	130	15	8	有り
1103575	志島3	志摩市 阿児町	志島		40	130	18	6	
1103576	カシコ6	志摩市 阿児町	神明	カシコ	35	50	6	2	
1103577	カシコ7	志摩市 阿児町	神明	カシコ	40	40	9	5	
1103578	カシコ8	志摩市 阿児町	神明	カシコ	30	120	10	5	
1103579	カシコ9	志摩市 阿児町	神明	カシコ	30	180	8	3	有り
1103580	神明10	志摩市 阿児町	神明		50	60	8	5	
1103581	立神2	志摩市 阿児町	立神		60	60	10	8	
1103582	野田1	志摩市 阿児町	立神	野田	70	80	50	5	
1103583	東配1	志摩市 阿児町	立神	東配	30	100	8	9	有り
1103584	当田1	志摩市 阿児町	志島	当田	30	120	20	5	
1103585	大谷1	志摩市 阿児町	志島	大谷	45	150	20	5	有り
1103586	市後1	志摩市 阿児町	志島	市後	40	100	20	6	有り
1103587	市後2	志摩市 阿児町	志島	市後	40	60	20	6	有り
1103588	市後3	志摩市 阿児町	志島	市後	50	160	20	8	有り
1103589	立神3	志摩市 阿児町	立神		45	30	5	8	
1103590	立神4	志摩市 阿児町	立神		60	30	8	9	有り
1103591	国府2	志摩市 阿児町	国府		60	80	27	5	有り
1103592	甲賀4	志摩市 阿児町	甲賀		40	20	5	5	
2102584	国府1	志摩市 阿児町	国府		60	280	10	3	
2102585	上野1	志摩市 阿児町	国府	上野	30	200	80	1	有り
2102586	国府2	志摩市 阿児町	国府		60	100	13	1	
2102587	国府3	志摩市 阿児町	国府		60	160	12	1	
2102588	国府4	志摩市 阿児町	国府		60	200	12	4	

箇所番号	箇所名	位置			地形			人家 戸数 (戸)	公共 施設
		市町名	大字	小字	傾斜度 (度)	延長 (m)	高さ (m)		
2102589	中瀬1	志摩市 阿児町	国府	中瀬	35	80	16	3	有り
2102590	北草1	志摩市 阿児町	国府	北草	45	180	15	2	
2102591	中之谷1	志摩市 阿児町	国府	中之谷	30	8	10	1	
2102592	上之東1	志摩市 阿児町	国府	上之東	40	120	20	1	有り
2102593	上之東2	志摩市 阿児町	国府	上之東	40	130	20	2	有り
2102594	瀬戸ノ田1	志摩市 阿児町	鵜方	瀬戸ノ田	40	70	10	3	有り
2102595	川向井1	志摩市 阿児町	鵜方	川向井	90	10	5	3	有り
2102596	鵜方1	志摩市 阿児町	鵜方		40	350	12	1	
2102597	鵜方2	志摩市 阿児町	鵜方		30	40	15	1	
2102598	鵜方3	志摩市 阿児町	鵜方		30	60	25	1	
2102599	長原1	志摩市 阿児町	鵜方	長原	60	180	15	3	有り
2102600	長原2	志摩市 阿児町	鵜方	長原	65	80	20	1	有り
2102601	カヤウ1	志摩市 阿児町	鵜方	カヤウ	35	120	5	2	
2102602	カヤウ2	志摩市 阿児町	鵜方	カヤウ	65	30	16	1	
2102603	鵜方4	志摩市 阿児町	鵜方		35	90	15	2	
2102604	鵜方5	志摩市 阿児町	鵜方		30	50	12	3	有り
2102605	鵜方6	志摩市 阿児町	鵜方		30	40	12	2	
2102606	鵜方7	志摩市 阿児町	鵜方		30	40	7	3	
2102607	小入口1	志摩市 阿児町	鵜方	小入口	30	20	12	1	有り
2102608	小入口2	志摩市 阿児町	鵜方	小入口	30	70	15	1	有り
2102609	小山1	志摩市 阿児町	安乗	小山	60	110	14	1	
2102610	鵜方道1	志摩市 阿児町	鵜方	鵜方道	45	70	10	1	
2102611	鵜方8	志摩市 阿児町	鵜方		50	60	14	2	有り
2102612	鵜方9	志摩市 阿児町	鵜方		50	130	13	2	有り
2102613	樋の木1	志摩市 阿児町	国府	樋の木	30	40	7	3	
2102614	大山田1	志摩市 阿児町	国府	大山田	50	50	7	1	
2102615	鵜方10	志摩市 阿児町	鵜方		70	130	12	4	有り
2102616	神明1	志摩市 阿児町	神明		40	40	10	1	
2102617	前方1	志摩市 阿児町	神明	前方	40	50	11	1	
2102618	里中1	志摩市 阿児町	神明	里中	40	60	14	1	
2102619	里中2	志摩市 阿児町	神明	里中	35	30	10	3	
2102620	里中3	志摩市 阿児町	神明	里中	30	60	10	1	
2102621	里中4	志摩市 阿児町	神明	里中	35	40	6	1	
2102622	里中5	志摩市 阿児町	神明	里中	30	30	6	1	
2102623	里中6	志摩市 阿児町	神明	里中	30	50	10	2	有り
2102624	里中7	志摩市 阿児町	神明	里中	50	60	8	3	有り
2102625	里中8	志摩市 阿児町	神明	里中	40	40	6	3	
2102626	後1	志摩市 阿児町	神明	後	30	30	6	3	
2102627	中田1	志摩市 阿児町	神明	中田	30	50	9	4	
2102628	神明2	志摩市 阿児町	神明		40	70	95	1	

箇所番号	箇所名	位置			地形			人家 戸数 (戸)	公共 施設
		市町名	大字	小字	傾斜度 (度)	延長 (m)	高さ (m)		
2102629	今原 1	志摩市 阿児町	甲賀	今原	40	200	10	3	
2102630	今原 2	志摩市 阿児町	甲賀	今原	30	100	7	1	
2102631	今原 3	志摩市 阿児町	甲賀	今原	40	30	7	4	
2102632	番屋 1	志摩市 阿児町	甲賀	番屋	40	30	10	4	
2102633	番屋 2	志摩市 阿児町	甲賀	番屋	45	50	10	4	
2102634	志島 1	志摩市 阿児町	志島		30	30	10	3	
2102635	志島 2	志摩市 阿児町	志島		30	40	65	3	
2102636	志島 3	志摩市 阿児町	志島		30	60	8	4	有り
2102637	カシコ 1	志摩市 阿児町	神明	カシコ	50	350	10	3	
2102638	カシコ 2	志摩市 阿児町	神明	カシコ	70	70	5	2	
2102639	神明 3	志摩市 阿児町	神明		30	50	10	4	
2102640	里中 9	志摩市 阿児町	神明	里中	70	50	13	3	
2102641	神明 4	志摩市 阿児町	神明		70	100	5	4	
2102642	立神 1	志摩市 阿児町	立神		30	30	6	1	
2102643	立神 2	志摩市 阿児町	立神		45	30	15	1	
2102644	国府 5	志摩市 阿児町	国府		35	100	17	3	
2102645	国府 6	志摩市 阿児町	国府		30	100	20	1	
2102646	国府 7	志摩市 阿児町	国府		45	140	15	1	有り
2102647	国府 8	志摩市 阿児町	国府		50	100	16	2	有り
2102648	国府 9	志摩市 阿児町	国府		40	35	18	1	
2102649	国府 10	志摩市 阿児町	国府		40	30	21	1	有り
2102650	甲賀 1	志摩市 阿児町	甲賀		30	40	8	2	有り
2102651	林山 1	志摩市 阿児町	安乗	林山	50	60	12	2	有り
2102652	里中 10	志摩市 阿児町	神明	里中	63	50	9	3	
2102653	タチメ 1	志摩市 阿児町	鶴方	タチメ	30	100	13	4	
1101816	上 五 知	志摩市 磯部町	五知	上五知	45	300	45	16	有り
1101817	五 知 1	志摩市 磯部町	五知	下五知	30	320	5	10	
1101818	五 知 2	志摩市 磯部町	五知	下五知	35	130	25	9	有り
1101819	恵利原 1	志摩市 磯部町	恵利原	宇山	60	100	20	6	有り
1101820	恵利原 2	志摩市 磯部町	恵利原		40	90	60	0	
1101821	沓 掛	志摩市 磯部町	沓掛	前所	60	210	11	6	有り
1101822	下 之 郷	志摩市 磯部町	下之郷	大崎	70	160	10	5	有り
1101823	穴 川	志摩市 磯部町	穴川	向井	65	210	20	5	有り
1101824	黒 岩	志摩市 磯部町	穴川	黒岩	60	100	12	6	有り
1101825	坂 崎 1	志摩市 磯部町	坂崎	西浜	60	240	9	11	有り
1101826	坂 崎 2	志摩市 磯部町	坂崎		60	130	10	6	
1101827	三ヶ所 1	志摩市 磯部町	三ヶ所	峠	60	220	15	25	有り
1101828	三ヶ所 2	志摩市 磯部町	三ヶ所		60	190	15	17	有り
1101829	三ヶ所 3	志摩市 磯部町	三ヶ所	西浜	60	310	15	27	有り
1101830	三ヶ所 4	志摩市 磯部町	三ヶ所	下戸	60	130	15	7	有り

箇所番号	箇所名	位置			地形			人家 戸数 (戸)	公共 施設
		市町名	大字	小字	傾斜度 (度)	延長 (m)	高さ (m)		
1101831	三ヶ所5	志摩市 磯部町	三ヶ所	下戸	60	130	10	5	有り
1101832	渡鹿野1	志摩市 磯部町	渡鹿野	橋浦	70	160	7	30	有り
1101833	渡鹿野2	志摩市 磯部町	渡鹿野		70	200	7	21	有り
1101834	渡鹿野3	志摩市 磯部町	渡鹿野	大切	60	320	10	27	有り
1101835	渡鹿野4	志摩市 磯部町	渡鹿野		60	80	10	27	有り
1101836	渡鹿野5	志摩市 磯部町	渡鹿野	長井崎	60	120	10	6	
1101837	的矢1	志摩市 磯部町	的矢	小的矢	70	770	20	88	有り
1101838	的矢2	志摩市 磯部町	的矢	小的矢	70	520	20	69	有り
1101839	的矢3	志摩市 磯部町	的矢	藤谷	70	120	20	27	有り
1101840	的矢4	志摩市 磯部町	的矢	藤谷	70	80	20	5	有り
1101841	的矢5	志摩市 磯部町	的矢	大的矢	70	150	12	15	有り
1101842	的矢6	志摩市 磯部町	的矢		70	90	20	9	有り
1101843	的矢7	志摩市 磯部町	的矢	大的矢	70	140	12	8	
1101844	的矢8	志摩市 磯部町	的矢	藤谷	70	80	20	12	有り
1101845	的矢9	志摩市 磯部町	的矢	橘	70	80	30	2	
1101846	檜山	志摩市 磯部町	桧山	逢坂谷	70	160	30	9	有り
1102369	黒岩	志摩市 磯部町	穴川		40	215	20	25	有り
1103482	的矢1	志摩市 磯部町	的矢		70	110	32	0	有り
1103483	平石1	志摩市 磯部町	的矢	平石	60	250	35	12	有り
1103484	平石2	志摩市 磯部町	的矢	平石	70	80	10	7	有り
1103485	平石3	志摩市 磯部町	的矢	平石	70	40	20	14	有り
1103486	的矢2	志摩市 磯部町	的矢		70	150	20	5	
1103487	的矢3	志摩市 磯部町	的矢		45	35	34	2	有り
1103488	的矢4	志摩市 磯部町	的矢		50	40	20	3	有り
1103489	坂崎1	志摩市 磯部町	坂崎		50	220	8	6	有り
1103490	開村1	志摩市 磯部町	築地	開村	50	120	15	5	有り
1103491	築地1	志摩市 磯部町	築地		50	150	10	7	有り
1103492	恵利原1	志摩市 磯部町	恵利原		60	75	10	5	有り
1103493	素行1	志摩市 磯部町	迫間	素行	50	170	20	20	有り
1103494	坂崎2	志摩市 磯部町	坂崎		45	140	10	0	
1103495	的矢5	志摩市 磯部町	的矢		70	65	20	4	有り
1103496	坂崎3	志摩市 磯部町	坂崎		80	30	25	0	有り
1103497	渡鹿野1	志摩市 磯部町	渡鹿野		60	50	10	0	
1103498	穴川1	志摩市 磯部町	穴川		70	40	10	5	
1103499	今里1	志摩市 磯部町	三ヶ所	今里	45	40	18	6	有り
1103500	浅野1	志摩市 磯部町	穴川	浅野	60	120	20	9	有り
1103501	恵利原2	志摩市 磯部町	恵利原		70	60	85	5	有り
1103502	開村2	志摩市 磯部町	築地	開村	70	130	5	6	
1103503	恵利原3	志摩市 磯部町	恵利原		60	250	8	7	有り
1103504	三ヶ所1	志摩市 磯部町	三ヶ所		80	60	10	5	有り

箇所番号	箇所名	位置			地形			人家 戸数 (戸)	公共 施設
		市町名	大字	小字	傾斜度 (度)	延長 (m)	高さ (m)		
1103505	迫間 1	志摩市 磯部町	迫間		60	150	21	5	有り
1103506	上之郷 1	志摩市 磯部町	上之郷		70	60	8	9	有り
2102549	後所 1	志摩市 磯部町	杓掛	後所	60	20	17	3	有り
2102550	平尾 1	志摩市 磯部町	恵利原	平尾	60	60	20	2	有り
2102551	長岡 1	志摩市 磯部町	迫間	長岡	60	50	15	4	
2102552	大崎 1	志摩市 磯部町	下之郷	大崎	50	70	12	3	
2102553	飯浜 1	志摩市 磯部町	飯浜		50	60	20	1	有り
2102554	夏草 1	志摩市 磯部町	山原	夏草	50	120	10	3	
2102555	迫間 1	志摩市 磯部町	迫間		45	120	24	1	有り
2102556	坂崎 1	志摩市 磯部町	坂崎		50	120	15	1	有り
2102557	坂崎 2	志摩市 磯部町	坂崎		85	20	10	3	有り
2102558	坂崎 3	志摩市 磯部町	坂崎		50	50	15	4	有り
2102559	恵利原 1	志摩市 磯部町	恵利原		45	100	8	1	有り
2102560	日向郷 1	志摩市 磯部町	恵利原	日向郷	70	90	22	3	有り
2102561	宇山 1	志摩市 磯部町	恵利原	宇山	60	30	26	2	有り
2102562	宇山 2	志摩市 磯部町	恵利原	宇山	70	40	20	1	有り
2102563	恵利原 2	志摩市 磯部町	恵利原		70	25	20	2	有り
2102564	上之郷 1	志摩市 磯部町	上之郷		60	40	70	4	有り
2102565	築地 1	志摩市 磯部町	築地		60	110	20	1	有り
2102566	築地 2	志摩市 磯部町	築地		70	25	14	1	有り
2102567	恵利原 3	志摩市 磯部町	恵利原		50	60	25	1	有り
2102568	穴川 1	志摩市 磯部町	穴川		45	70	10	1	有り
2102569	穴川 2	志摩市 磯部町	穴川		70	40	15	3	有り
2102570	穴川 3	志摩市 磯部町	穴川		60	200	30	3	有り
2102571	穴川 4	志摩市 磯部町	穴川		60	30	20	1	有り
2102572	穴川 5	志摩市 磯部町	穴川		50	25	30	1	
2102573	坂崎 4	志摩市 磯部町	坂崎		85	10	28	1	有り
2102574	三ヶ所 1	志摩市 磯部町	三ヶ所		60	30	12	3	
2102575	桧山 1	志摩市 磯部町	桧山		45	70	10	1	有り
2102576	三ヶ所 2	志摩市 磯部町	三ヶ所		80	60	8	2	有り
2102577	的矢 1	志摩市 磯部町	的矢		50	30	30	3	
2102578	的矢 2	志摩市 磯部町	的矢		50	50	20	2	
2102579	的矢 3	志摩市 磯部町	的矢		60	40	33	2	有り
2102580	穴川 6	志摩市 磯部町	穴川		50	140	12	3	有り
2102581	坂崎 5	志摩市 磯部町	坂崎		50	50	15	2	有り
2102582	坂崎 6	志摩市 磯部町	坂崎		60	120	12	2	有り
2102583	恵利原 4	志摩市 磯部町	恵利原		70	170	15	3	有り

(人工がけ)

箇所番号	箇所名	位置			地形			人家戸数(戸)	公共施設
		市町村名	大字	小字	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)		
1200256	迫子1	志摩市 浜島町	迫子		80	120	10	0	
1200089	岩成	志摩市 大王町	船越	岩成	70	90	15	6	有り
1200240	畔名1	志摩市 大王町	畔名		80	190	16	2	
2200100	波切1	志摩市 大王町	波切		35	110	14	1	有り
2200101	船越1	志摩市 大王町	船越		50	140	9	1	有り
1200090	里	志摩市 志摩町	和具	里	70	150	9	0	
1200241	間崎1	志摩市 志摩町	和具	間崎	70	25	6	3	有り
1200242	御座1	志摩市 志摩町	御座		85	80	9	0	
1200243	御座2	志摩市 志摩町	御座		85	170	6	4	有り
1200244	慈路1	志摩市 志摩町	御座	慈路	75	120	9	9	有り
1200245	御座3	志摩市 志摩町	御座		80	70	9	6	
1200246	御座4	志摩市 志摩町	御座		65	120	26	11	有り
1200247	奥山1	志摩市 志摩町	和具	奥山	75	30	12	1	
1200248	和具1	志摩市 志摩町	和具		45	60	11	0	
1200249	和具2	志摩市 志摩町	和具		70	50	5	9	有り
1200250	布施田1	志摩市 志摩町	布施田		75	65	6	3	有り
1200251	大塚1	志摩市 志摩町	片田	大塚	30	100	10	6	
1200252	大里1	志摩市 志摩町	片田	大里	75	100	7	13	有り
1200253	浦路1	志摩市 志摩町	越賀	浦路	80	50	5	5	
1200254	片田1	志摩市 志摩町	片田		75	40	6	5	
1200255	片田2	志摩市 志摩町	片田		80	80	6	5	有り
2200102	御座1	志摩市 志摩町	御座		80	150	22	4	有り
2200103	小浦1	志摩市 志摩町	御座	小浦	65	50	6	1	有り
2200104	大差地1	志摩市 志摩町	越賀	大差地	80	100	17	4	有り
2200105	大蔵1	志摩市 志摩町	片田	大蔵	80	100	5	3	
2200106	大蔵2	志摩市 志摩町	片田	大蔵	80	45	7	3	
2200107	大蔵3	志摩市 志摩町	片田	大蔵	80	60	12	2	
2200108	大薙1	志摩市 志摩町	片田	大薙	70	90	12	3	
2200109	大薙2	志摩市 志摩町	片田	大薙	80	50	12	1	
2200110	片田1	志摩市 志摩町	片田		80	70	7	2	有り
2200111	追内外1	志摩市 志摩町	越賀	追内外	70	150	12	1	有り
2200112	花山1	志摩市 志摩町	越賀	花山	80	100	8	2	有り
2200113	黒石1	志摩市 志摩町	越賀	黒石	75	20	6	1	有り
2200114	小薙1	志摩市 志摩町	片田	小薙	90	70	6	4	
2200115	対上1	志摩市 志摩町	片田	対上	75	100	14	2	
2200116	対上2	志摩市 志摩町	片田	対上	65	160	10	3	
2200117	乙部1	志摩市 志摩町	片田	乙部	65	50	8	3	有り
1200087	里西	志摩市 阿児町	安乗	里	45	90	8	9	有り
1200088	里東	志摩市 阿児町	安乗	里	65	50	13	7	有り

箇所番号	箇所名	位置			地形			人家 戸数 (戸)	公共 施設
		市町村名	大字	小字	傾斜度 (度)	延長 (m)	高さ (m)		
1200234	鵜方1	志摩市 阿児町	鵜方		65	150	22	0	有り
1200235	鵜方2	志摩市 阿児町	鵜方		45	150	17	7	有り
1200236	福川原1	志摩市 阿児町	鵜方	福川原	60	180	11	3	有り
1200237	鵜方3	志摩市 阿児町	鵜方		30	30	10	0	
1200238	鵜方道1	志摩市 阿児町	鵜方	鵜方道	60	60	5	8	有り
1200239	鵜方4	志摩市 阿児町	鵜方		63	70	8	16	
2200099	長原1	志摩市 阿児町	鵜方	長原	70	80	18	1	有り
1200233	下五知1	志摩市 磯部町	五知	下五知	45	80	20	0	有り

○老朽ため池一覧

地域	番号	ため池名	位置			管理者名 (団体名)	受益 面積	ため池規模					予想 人的 被害
			郡市	町	字			堤高	堤長	貯水量	経過 年数	危険 箇所	
南志	342	六呂瀬池	志摩	磯部	栗木 広	六呂瀬池水 利組合	20	12	81	130,000	300	堤体	230
南志	343	大谷池	志摩	磯部	迫間	迫間区	6.1	8	53	27,000	不明	堤体	58
南志	344	万香池	志摩	磯部	迫間	迫間区	2	8	68	9,600	250	堤体	45
南志	345	一之河内 池	志摩	磯部	桧山	桧山区長	7	7.5	43	19,400	200	堤体	35
南志	346	庵ノ谷池	志摩	阿児	鵜方	西尾利良	10	3.5	55	3,400	200	余水 吐工	150
南志	347	金谷池	志摩	阿児	鵜方	大同 信	8	6	50	5,100	不明	堤体	20
南志	348	湯夫池	志摩	浜島	南張	南張区	10	8	98	26,000	70	堤体	150

○道路注意箇所一覧

道路防災総点検要対策箇所のうち未対策箇所

(1) 一般国道（県管理）

番号	建設事務所	道路種別	路線名	区間及び地内	注意内容	箇所数
41	志摩	一般国道	260号	志摩市	落石崩壊	3

(2) 主要地方道

番号	建設事務所	道路種別	路線名	区間及び地内	注意内容	箇所数
49	志摩	主要地方道	016 南勢磯部線	志摩市	落石崩壊	4
50	志摩	〃	016 南勢磯部線	志摩市	土石流	1
51	志摩	〃	016 南勢磯部線	志摩市	擁壁	1
53	志摩	〃	047 鳥羽磯部線	志摩市	落石崩壊	2

○被害報告様式

【消防庁指定 第4号様式（その2）】

(様式1)

[災害概況速報]

報告日時	
市町名	
報告者	

災害名 (第 報)

災 害 の 概 況	発 生 場 所				発 生 日 時	月 日 時 分				
被 害 の 状 況	死 傷 者	死 者	人	不明	人	住 家	全 壊	棟	一部損壊	棟
		負 傷 者	人	計	人		半 壊	棟	床上浸水	棟
応 急 対 策 の 状 況										

（様式2）

〔被害状況速報〕

都道府県				区 分		被 害			
災 害 名 ・ 報 告 番 号	災 害 名			そ の 他	田	流 失 ・ 埋 没	ha		
	第 報 (月 日 時現在)	第 報				冠 水	ha		
報告者名					畑	流 失 ・ 埋 没	ha		
						冠 水	ha		
					文 教 施 設		箇 所		
					病 院		箇 所		
区 分		被 害			道 路		箇 所		
人 的 被 害	死 者		人			橋 り よ う		箇 所	
	行 方 不 明 者		人			河 川		箇 所	
	負 傷 者	重 傷			人		港 湾		箇 所
		軽 傷		人		砂 防		箇 所	
住 家 被 害	全 壊		棟		清 掃 施 設		箇 所		
			世帯		崖 く ず れ		箇 所		
			人		鉄 道 不 通		箇 所		
	半 壊		棟		被 害 船 舶		隻		
			世帯		水 道		戸		
			人		電 話		回 線		
	一 部 破 損		棟		電 気		戸		
			世帯		ガ ス		戸		
			人		ブ ロ ッ ク 塀 等		箇 所		
	床 上 浸 水		棟		り 災 世 帯 数		世 帯		
			世帯		り 災 者 数		人		
			人		火 災 発 生		建 物	件	
非 住 家	公 共 建 物		棟		危 険 物		件		
	そ の 他		棟		そ の 他		件		

区 分		被 害	等 災 の 害 設 対 置 策 状 本 況 部	都 道 府 県			
公 立 文 教 施 設	千 円						
農 林 水 産 業 施 設	千 円						
公 共 土 木 施 設	千 円						
そ の 他 の 公 共 施 設	千 円						
小 計	千 円						
公共施設被害市町村数	団 体						
そ の 他	農 業 被 害	千 円		摘 災 要 害 市 救 町 助 名 法			
	林 業 被 害	千 円					
	畜 産 被 害	千 円					
	水 産 被 害	千 円					
	商 工 被 害	千 円					
計			計	団体			
そ の 他	千 円		消 防 職 員 出 動 延 人 数	人			
被 害 総 額	千 円		消 防 団 員 出 動 延 人 数	人			
備 考	災害発生場所						
	災害発生年月日						
考	災害の種類概況						
	応急対策の状況						
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・ 避難の勧告・指示の状況 ・ 避難所の設置状況 ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況 						

※被害額は省略することができるものとする。

(様式A)

被害状況調書

(年 月 日 時 分現在)

市町名

人的被害	死		者	ア	人		
	行方不明			イ	人		
	負傷	重		傷	ウ	人	
		軽		傷	エ	人	
		小		計	オ	人	
	計				カ	人	
住家の数	棟	全壊、全焼及び流失		キ	棟		
		半壊及び半焼		ク	棟		
		一部破損		ケ	棟		
		床上浸水		コ	棟		
		床下浸水		サ	棟		
被害の世帯及び人員	世帯	全壊、全焼及び流失		世帯	シ	世帯	
				人員	ス	人	
	世帯	半壊及び半焼		世帯	セ	世帯	
				人員	ソ	人	
	世帯	一部破損		世帯	タ	世帯	
				人員	チ	人	
	世帯	床上浸水		世帯	ツ	世帯	
				人員	テ	人	
	世帯	床下浸水		世帯	ト	世帯	
				人員	ナ	人	
	報告	発信	月	日	時	分	発信者
		受信	月	日	時	分	受信者

(注) 災害救助法によるもの

○被害報告内容基準

(別表1) (別表2)

被 害 報 告 内 容 基 準

(災害速報の際の用語の解釈)

区分	被害の種類	説 明
人 的 被 害	死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した場合、又は、死体を確認することができないが死亡したことが確実な場合。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	重 傷 者 (軽 傷 者)	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込のものとし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込のものとする。
住	住 家	現実に居住のために使用している建物をいい社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	非 住 家	住宅以外の建物で他の項目に属さない物をいうものとする。 ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。 なお、非住家被害に該当する対象としては、全壊または半壊程度の被害を受けた棟のみとする。
家	住 家 全 壊 (流 失、全 焼)	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、消失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要構造物の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。 戸数ならびに世帯数及び人員を報告する。なお、住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定する。(半壊半焼も同様)
	住 家 半 壊	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要構造物の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。
害	住 家 床 上 浸 水	住家の床以上に浸水したもの、および、全壊(焼)、半壊(焼)に該当しないが、土砂、竹木等のたい積等のため、一時的に居住することができないものをいう。 ただし、同一の家屋で被害の程度が半壊以上に達している場合は、全壊または半壊として取り扱う。
	住 家 床 下 浸 水	床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。
	住 家 一 部 破 損	半壊(焼)、床上浸水、床下浸水に至らない程度のもの。但し、ガラスが数枚破損した程度のごく小さいものは除く。

区分	被害の種類	説明
その の	田・畑 流失、埋没	耕土が流失し、または砂利等のたい積のため耕作が不可能となった場合及び植付作物が流失した場合。
	冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかった場合。
	道路	道路法に定める市町村道以上の道路。
	道路決壊	自動車の通行が不能となった程度の被害。
	橋梁	市町道以上の道路に架設した橋梁。
	堤防	河川及び海岸の堤防。
	鉄道被害	汽車、電車の通行が不能となった程度の被害。
他の	その他の被害	他の項目に属さない被害。(通信施設被害、文化財等社会的影響のあるものなど)
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいう。従って、同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば、当然二世帯となるわけである。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、原則として、その寄宿舍等を一世帯として取り扱う。
	り災世帯	全壊(焼)、流失、半壊(焼)、床上浸水の被害を受けた世帯とする。
	り災者	り災世帯の構成員。

○自衛隊災害派遣及び撤収要請様式

(1) 災害派遣要請書（知事あて）

年 月 日

知 事 あ て

(市町村長) 印

自衛隊の災害派遣要請要求について

災害を防除するため、自衛隊法83条に基づく自衛隊の派遣要請を要求します。

記

- 1 災害の状況及び派遣を要求する事由
災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。）
派遣を要請する事由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
 - (1) 派遣を希望する区域
 - (2) 派遣を希望する活動内容
 - (3) 連絡場所及び連絡者
- 4 その他参考となすべき事項

(2) 災害派遣要請書（陸上自衛隊第33普通科連隊長あて）

年 月 日

陸上自衛隊第33普通科連隊長 様

三重県知事 印

自衛隊の災害派遣要請について

災害を防除するため、自衛隊法83条に基づき自衛隊の派遣要請を要求します。

記

- 1 災害の状況及び派遣を要求する事由
災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。）
派遣を要請する事由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
 - (1) 派遣を希望する区域
 - (2) 派遣を希望する活動内容
 - (3) 連絡場所及び連絡者
- 4 その他参考となすべき事項

(3) 撤収要請書（知事あて）

年 月 日

知 事 あ て

（市町村長） 印

自衛隊の撤収派遣要請について

このことについて、自衛隊法第83条の規定により、災害派遣を受けましたが、所期の目的を終了しましたから、下記のとおり撤収要請を要求します。

記

- 1 撤収要請日時
平成 年 月 日 時 分
- 2 派遣要請日時
平成 年 月 日 時 分
- 3 撤収作業場所
撤収作業内容

(4) 撤収要請書（陸上自衛隊第33普通科連隊長あて）

年 月 日

陸上自衛隊第33普通科連隊長 様

三重県知事 印

自衛隊の撤収派遣要請について

このことについて、自衛隊法第83条の規定により、災害派遣を受けましたが、所期の目的を終了しましたから、下記のとおり撤収要請を要求します。

記

- 1 撤収要請日時
平成 年 月 日 時 分
- 2 派遣要請日時
平成 年 月 日 時 分
- 3 撤収作業場所
撤収作業内容

○職員派遣あっせん要請書及び職員派遣要請書

様式第1号

年 月 日

三重県知事様

志摩市長 ○ ○ ○ ○

職員派遣あっせん要請書

災害対策基本法第30条第1項、第2項の規定に基づいて職員の派遣あっせんを要請します。

1	派遣のあっせんを求める理由	
2	派遣のあっせんを求める 職 種 別 人 員 数	
3	派遣を必要とする期間	
4	派遣される職員の給与 その他の勤務条件	
5	前各号に掲げるもののほか職員 のあっせんについて必要な事項	

様式第2号

年 月 日

指定地方行政機関の長
指 定 公 共 機 関 様

市長又は市の委員会若しくは委員

職 員 派 遣 要 請 書

災害対策基本法第29条第2項の規定に基づいて職員の派遣を要請します。

1	派遣を要請する理由	
2	派遣を要請する職員の 職 種 別 人 員 数	
3	派遣を必要とする期間	
4	派遣される職員の給与 その他の勤務条件	
5	前各号に掲げるもののほか職員 の派遣について必要な事項	

○指定文化財一覧

志摩市文化財台帳

平成21年6月8日現在

指定番号	種別		名称	ふりがな	指定年月日	所在地又は所有者住所	所有者	備考
彫第3140号	国	重要文化財 (彫刻)	銅造如来坐像	ドウゾウニョライザゾウ	昭和38年7月1日	志摩町和具 2990	和具観音堂	
第175号	国	重要無形民俗文化財	安乗の人形芝居	アノリニンギョウシバイ	昭和55年1月28日	阿児町安乗 842	安乗人形芝居保存会	
第292号	国	重要無形民俗文化財	磯部の御神田	イソベノオミタ	平成2年3月29日	磯部町上之郷 374	磯部の御神田奉仕会	
彫第35号	県	有形文化財 (彫刻)	木造仏頭	モクゾウブツトウ	昭和32年3月29日	志摩町和具 2990	和具観音堂	
彫第47号	県	有形文化財 (彫刻)	木造薬師如来坐像	モクゾウヤクシニョライザゾウ	昭和37年2月14日	阿児町国府 3476	国分寺	
彫第61号	県	有形文化財 (彫刻)	木造十一面観音立像	モクゾウジュウイチメンカンハンリュウゾウ	昭和48年3月31日	志摩町和具 2990	和具観音堂	
工第7号	県	有形文化財 (工芸品)	鰐口	ワニグチ	昭和30年4月7日	阿児町立神 2631	立神自治会	
工第59号	県	有形文化財 (工芸品)	如来形坐像懸仏	ニョライケイザゾウカケボトケ	平成8年3月7日	磯部町五知 227	福壽寺	
書第10号	県	有形文化財 (書跡・典籍)	紙本墨書大般若経	シホンボクショダイハンニヤキョウ	昭和30年4月7日	阿児町立神 2631	立神自治会	600帖

指定番号	種別		名称	ふりがな	指定年月日	所在地又は所有者住所	所有者	備考
書第25号	県	有形文化財 (書跡・典籍)	紙本墨書大般若経	シホンボクシヨダイハンニャキョウ	昭和39年10月16日	志摩町片田2612-2	片田自治会 管理者 志摩の国漁業協同組合片田支所	599帖
考第13号	県	有形文化財 (考古資料)	埴製枕	ハニセイマクラ	平成7年3月13日	阿児町甲賀2907-83	岡山芳昭	
考第20号	県	有形文化財 (考古資料)	鹿角装大刀	ロッカクソウタチ	平成14年3月18日	志摩町御座630	志摩市	
有民第15号	県	民俗文化財 (有形)	越賀の舞台	コシカノブタイ	昭和53年2月7日	志摩町越賀532	志摩市	
無民第21号	県	民俗文化財 (無形)	波切のわらじ曳き	ナキリノワラジヒキ	昭和46年3月17日	大王町波切	波切自治会	
無民第36号	県	民俗文化財 (無形)	ささら踊り	ササラオドリ	平成7年3月13日	阿児町立神	立神舞踊保存会	
	県	史跡	志摩国分寺跡	シマコクブンジヤト	昭和11年1月22日	阿児町国府3476	国分寺	
	県	史跡	浜島古墳	ハマジマコフン	昭和12年7月2日	浜島町目戸山	志摩市	
	県	史跡	旧越賀村郷藏	キュウコシカムラゴウクラ	昭和39年10月16日	志摩町越賀602	志摩市	
史第59号	県	史跡	おじょか古墳	オジョカコフン	昭和44年3月28日	阿児町志島512-1	志摩市	
	県	天然記念物	和具大島暖地性砂防植物群落	ワグオオシマダンチセイサボウシヨクブツグ ンラク	昭和11年1月22日	志摩町和具4186	和具八雲神社	
	県	天然記念物	宇気比神社樹叢	ウキヒジンジャジュソウ	昭和13年4月7日	浜島町浜島682他	宇気比神社	

指定番号	種別		名称	ふりがな	指定年月日	所在地又は所有者住所	所有者	備考
建第1号	市	有形文化財 (建造物)	石造宝篋印塔	セキゾウホウキョウイントウ	昭和46年3月31日	阿児町国府1164	瀬田長之助	
建第2号	市	有形文化財 (建造物)	石造五輪塔群	セキゾウゴリントウグン	昭和47年3月31日	阿児町甲賀2266	妙音寺	
建第3号	市	有形文化財 (建造物)	志摩国分寺本堂	シマコクブンジホントウ	平成2年6月25日	阿児町国府3476	国分寺	
建第4号	市	有形文化財 (建造物)	石造五輪塔群	セキゾウゴリントウグン	平成8年12月6日	大王町波切6	仙遊寺	
彫第1号	市	有形文化財 (彫刻)	木造大日如来坐像	モクゾウダイニチニョライザゾウ	昭和46年3月31日	阿児町甲賀2443-1	見宗寺	
彫第2号	市	有形文化財 (彫刻)	木造薬師如来坐像	モクゾクヤクシニョライザゾウ	昭和46年3月31日	阿児町安乗675	安乗寺	
彫第3号	市	有形文化財 (彫刻)	曼荼羅石	マンダラセキ	昭和46年3月31日	阿児町神明23-1	神明神社	
彫第4号	市	有形文化財 (彫刻)	仏足石	ブツクセキ	昭和55年3月31日	阿児町立神2051	少林寺	
彫第5号	市	有形文化財 (彫刻)	木造聖観音立像、木造護法神立像、木造観音立像(円空作)	モクゾウセイカンノンリュウゾウ、モクゾウゴホウジンリュウゾウ、モクゾウカンノンリュウゾウ(エンクウサク)	昭和55年3月31日	阿児町立神2051	少林寺	
彫第6号	市	有形文化財 (彫刻)	木造如来形坐像	モクゾウニョライケイザゾウ	平成6年11月29日	磯部町桧山309-1	桧山区(龍泉寺蔵)	
彫第7号	市	有形文化財 (彫刻)	木造十一面観音立像	モクゾウジュウイチメンカンノンリュウゾウ	平成6年11月29日	磯部町五知227	福壽寺	

指定番号	種別		名称	ふりがな	指定年月日	所在地又は所有者住所	所有者	備考
彫第8号	市	有形文化財 (彫刻)	木造十王像附脱衣婆像 (残欠)、司命像、司録 像	モクゾウジュウオウゾウフダツエハゾウ(ザン ケツ)、シメイゾウ、シロクゾウ	平成6年11月29日 追加指定平成12年1 2月27日	磯部町迫間 671	迫間区(玉泉庵十王 堂蔵)	13躯
彫第9号	市	有形文化財 (彫刻)	木造薬師如来立像及び 両脇侍立像(円空作)	モクゾウヤクシニョライリュウゾウ、リョウワキ ジリュウゾウ(エンクウサク)	平成6年11月29日	磯部町五知 604-1	上五知農家組合	3躯
彫第10号	市	有形文化財 (彫刻)	木造薬師如来坐像	モクゾウヤクシニョライザゾウ	平成8年12月6日	大王町波切 412	波切氏仏教会	
彫第11号	市	有形文化財 (彫刻)	木造聖観音立像(円空 作)	モクゾウショウカンナンリュウゾウ	平成16年8月23日	志摩町片田 2665	三蔵寺脇田篤	
彫第12号	市	有形文化財 (彫刻)	木造薬師如来坐像	モクゾウヤクシニョライザゾウ	平成18年7月20日	浜島町浜島 967	明王院 山本弘純	
工第1号	市	有形文化財 (工芸品)	鰐口	ワニグチ	昭和46年3月31日	阿児町安乗 675	安乗寺	
工第2号	市	有形文化財 (工芸品)	鉄製砲身	テツセイハウシン	昭和46年3月31日	阿児町安乗 842	安乗神社	
工第3号	市	有形文化財 (工芸品)	鰐口	ワニグチ	平成8年12月6日	大王町波切 412	波切氏仏教会	
書第1号	市	有形文化財 (書跡・典 籍)	紙本墨書陀羅尼經	シホンボクショダラニキョウ	昭和47年3月31日	阿児町国府 3476	国分寺	
文第1号	市	有形文化財 (古文書)	鵜方村文書	ウガタムラブンシヨ	昭和51年4月30日	阿児町神明 1074-15	阿児資料館	
文第2号	市	有形文化財 (古文書)	下之郷村水書	シモノゴウムラスイシヨ	平成11年12月24日	磯部町下之郷 1247	下之郷区	2冊

指定番号	種別		名称	ふりがな	指定年月日	所在地又は所有者住所	所有者	備考
文第3号	市	有形文化財 (古文書)	杓掛村袴屋文書	クツカケムラトウヤブンシヨ	平成11年12月24日	磯部町迫間4	磯部郷土資料館	
考第1号	市	有形文化財 (考古資料)	和同開珎	ワドウカイチン	平成6年11月29日	磯部町迫間4	磯部郷土資料館	2枚
考第2号	市	有形文化財 (考古資料)	画文帯環状乳神獸鏡	ガモンタイカンジョウニユウシンジュウキョウ	平成8年12月6日	大王町波切1054-5	林とし子	
考第3号	市	有形文化財 (考古資料)	佐々木コレクション	ササキコレクション	平成8年12月6日	大王町船越133-40	志摩市	
歴第1号	市	有形文化財 (歴史資料)	高札	コウサツ	昭和55年3月31日	阿児町神明1074-15	阿児資料館	5枚
歴第2号	市	有形文化財 (歴史資料)	切支丹制札と徒党制札	キリシタンセイサツ ト トウセイサツ	平成16年8月23日	志摩町御座630	御座地区(御座小学校蔵)	
有民第1号	市	民俗文化財 (有形)	大的矢の日和山方位石		平成6年11月29日	磯部町的矢376	鳥羽磯部漁業協同組合的矢支所	
有民第2号	市	民俗文化財 (有形)	小的矢の日和山方位石		平成6年11月29日	磯部町的矢814	鳥羽磯部漁業協同組合的矢支所	
有民第3号	市	民俗文化財 (有形)	五知の赤旗	ゴチノアカハタ	平成16年8月23日	磯部町五知227	福壽寺	
無民第1号	市	民俗文化財 (無形)	ひっぼろ神事	ヒッポロシンジ	昭和48年3月31日	阿児町立神2100	宇気比神社	
無民第2号	市	民俗文化財 (無形)	しめ切り神事	シメキリシンジ	昭和48年3月31日	阿児町安乗842	安乗神社	
無民第3号	市	民俗文化財 (無形)	鼓踊	コオドリ	昭和61年3月31日	阿児町甲賀4647-1	甲賀鼓踊保存会	

指定番号	種別		名称	ふりがな	指定年月日	所在地又は所有者住所	所有者	備考
無民第4号	市	民俗文化財 (無形)	鶺鴒獅子舞	ウガタシシマイ	平成2年6月25日	阿児町鶺鴒 2022	鶺鴒獅子舞保存会	
無民第5号	市	民俗文化財 (無形)	渡鹿野の天王祭	ワタカノテンノウサイ	平成16年8月23日	磯部町渡鹿野	渡鹿野区	
無民第6号	市	民俗文化財 (無形)	坂崎の神祭り		平成16年8月23日	磯部町坂崎 460	坂崎区	
史第1号	市	史跡	志島古墳群	シジマコフンゲン	昭和46年3月31日	阿児町志島地内	上村司ほか	
天第1号	市	天然記念物	トキワガキ群生	トキワガキグンセイ	昭和47年3月31日	阿児町神明 23-1	神明神社	
天第2号	市	天然記念物	ヒメコオホネ自生池	ヒメコウホネジセイチ	平成9年3月27日	阿児町鶺鴒 4399	向山善一	
天第3号	市	天然記念物	隣江寺のイチヨウ	リンコウジノイチヨウ	平成11年12月24日	磯部町坂崎 1192	隣江寺	
天第4号	市	天然記念物	隣江寺のクスノキ	リンコウジノクスノキ	平成11年12月24日	磯部町坂崎 1192	隣江寺	
天第5号	市	天然記念物	家建の茶屋跡のオオシマザクラ		平成11年12月24日	磯部町恵利原字逢坂 5	恵利原区	
天第6号	市	天然記念物	玉泉庵のナギ	ギョクセンアンノナギ	平成11年12月24日	磯部町迫間 671	迫間区	
天第7号	市	天然記念物	小的矢の日和山のタブノキ		平成11年12月24日	磯部町的矢 814	的矢区	
天第8号	市	天然記念物	的矢村神社のイスノキ	マトヤムラジジヤノイスノキ	平成11年12月24日	磯部町的矢 618	的矢村神社	

志摩市所有分

指定番号	種 別		名 称	指定年月日	所在地又は所有者住所	所有者	備考
考第20号	県	有形文化財 (考古資料)	鹿角装大刀	平成 14 年 3 月 18 日	志摩町御座 630	志摩市	
有民第15号	県	民俗文化財 (有形)	越賀の舞台	昭和 53 年 2 月 7 日	志摩町越賀 532	志摩市	
	県	史跡	浜島古墳	昭和 12 年 7 月 2 日	浜島町目戸山	志摩市	
	県	史跡	旧越賀村郷藏	昭和 39 年 10 月 16 日	志摩町越賀 602	志摩市	
史第59号	県	史跡	おじょか古墳	昭和 44 年 3 月 28 日	阿児町志島 512-1	志摩市	
文第1号	市	有形文化財 (古文書)	鵜方村文書	昭和 51 年 4 月 30 日	阿児町神明 1074-15	阿児資料館	
文第3号	市	有形文化財 (古文書)	杓掛村袴屋文書	平成 11 年 12 月 24 日	磯部町迫間 4	磯部郷土資料館	
考第1号	市	有形文化財 (考古資料)	和同開珎	平成 6 年 11 月 29 日	磯部町迫間 4	磯部郷土資料館	2枚
考第3号	市	有形文化財 (考古資料)	佐々木コレクション	平成 8 年 12 月 6 日	大王町船越 133-40	志摩市	
歴第1号	市	有形文化財 (歴史資料)	高札	昭和 55 年 3 月 31 日	阿児町神明 1074-15	阿児資料館	5枚
史第1号	市	史跡	志島古墳群	昭和 46 年 3 月 31 日	阿児町志島地内	志摩市ほか	

志摩市地域防災計画

平成23年3月

編集 志摩市防災会議
発行 志摩市
印刷 ぎょうせい
